

福井県立歴史博物館紀要

第 15 号

BULLETIN
OF
THE FUKUI PREFECTURAL MUSEUM OF CULTURAL HISTORY

No. 15

2023年

福井県立歴史博物館

FUKUI PREFECTURAL MUSEUM OF CULTURAL HISTORY

目 次

伊 藤 大 生 :

明治期九頭竜川下流域における春江堤防築造までの周辺集落の動向と築堤反対理由
— 『坪田仁兵衛岡部直景五十嵐千代三郎ノ春江堤防築造ニ関スル事績調書』の検討から— …… 1

瓜 生 由 起 :

福井軍政部関連福井震災資料群目録（2） 手紙類 …… 30

有 馬 香 織 :

一乗谷の石敷遺構の機能と湊 …… 69

CONTENTS

ITO Daiki :

- The attitude around settlements of Harue embankment and against reason
about the embankment in the lower Kuzuryu River basin in Meiji period
- The study of the report about meritorious persons of building Harue embankment - 1

URIU Yuki :

- List of the group of materials of the Fukui military government related to
the Fukui earthquake disaster (1948) vol.2 Letters 30

ARIMA Kaori :

- The function of the stone paving remains and the port in Ichijyodani. 69

明治期九頭竜川下流域における 春江堤防築造までの周辺集落の動向と築堤反対理由

—『坪田仁兵衛岡部直景五十嵐千代三郎ノ春江堤防築造ニ関スル事績調書』の検討から—

伊藤 大生

はじめに

日本においては、河川の洪水⁽¹⁾、氾濫によって形成された沖積平野に人口や産業が集中している。幕藩体制期の沖積平野では毎年のように水害が発生していたが、明治期以降は「河港道路修築規則」(明治6年(1873))や「河川法」(明治29年)が制定・公布されるなど、河川改修⁽²⁾の公費負担に関する法体制が整備された⁽³⁾。こうした法令にもとづき、欧米の水理学や土木工学を導入した近代的な河川改修が全国的にすすめられ、何年も水害が起きない状況が各地で作りに上げられた。

本稿で対象とする福井県九頭竜川下流域においても、明治33年から明治44年にかけて、国庫補助を受けながら第一期河川改修が実施された⁽⁴⁾。九頭竜川の河川改修は、淀川や庄川のようにオランダ人技師が計画策定に関与したのではなく、国内初の日本人技師のみによる近代的河川改修事業であり、明治期河川改修のメルクマールと評価される⁽⁵⁾。九頭竜川改修が、県下最大の沖積平野である福井平野での安定した農業生産、商工業の発展に寄与し、現在の景観を形成する一大要因であったことは言を俟たないところである。

九頭竜川改修は国庫補助にもとづくものであったが、その直前にあたる明治31年から明治32年には、県費支弁によって春江堤防が築造された。これは、従来無堤であった九頭竜川下流右岸の吉田郡高屋集落から坂井郡正善集落までの約5.5kmの区間に築かれたものである。春江堤防築造および九頭竜川改修の計画策定を担当した二見鏡三郎は、春江堤防築造は九頭竜川改修の「基礎」であり「前提」としている。これは、従来無堤であった区間に新築された春江堤防を改修することが、九頭竜川改修の一側面であり、春江堤防の築造がなされなければ九頭竜川改修はなしえなかったことを意味している⁽⁶⁾。

春江堤防築造に至るまでの過程は、主に次のように説明される。春江堤防築造は幕末期福井藩により予定された。しかし、明治4年に本保県、明治5年11月に福井県、同年12月に足羽県、明治6年に敦賀県、明治9年に石川県、明治14年に再び福井県となるなど県政がめまぐるしく変化したほか、地租改正や福井県会開設などによる繁忙のため、春江堤防築造事業は延期となり続けた。明治25年に春江堤防築造のための県費支弁が決定したことで事業は進展し、明治32年に春江堤防は築造された⁽⁷⁾。

従来、春江堤防築造までの経緯については、この県費支弁までの県や議会の動向が注目されており、春江堤防周辺の集落の動向に注目したものはほとんどない。また後に検討するが、春江堤防築造に対し、それに反対する集落の存在も確認できる。その反対の理由についてもこれまでほとんど明らかにされてこなかった⁽⁸⁾。

本稿では、従来学術的に活用されてこなかった『坪田仁兵衛岡部直景五十嵐千代三郎ノ春江堤防築造ニ関スル事績調書』⁽⁹⁾(以下『調書』と略記)を検討し、春江堤防が築造されるまでの周辺集落の動向を明らかにする。また、春江堤防築造に反対した集落について、その反対理由を明らかにする。本稿における研究対象地域は図1のとおりである。高屋集落から正善集落まで無堤の区間が確認でき、この区間に後に春江堤防が築造される。当地の北部には木部堤が築かれ、ま

た礪部川や春近用水川といった支流が九頭竜川に合流している。以下第1章では九頭竜川の特徴と下流域における幕末期から明治初期の築堤状況について確認し、第2章にて春江堤防築造までの集落の動向を示す。その後、第3章にて反対理由について分析を行う。

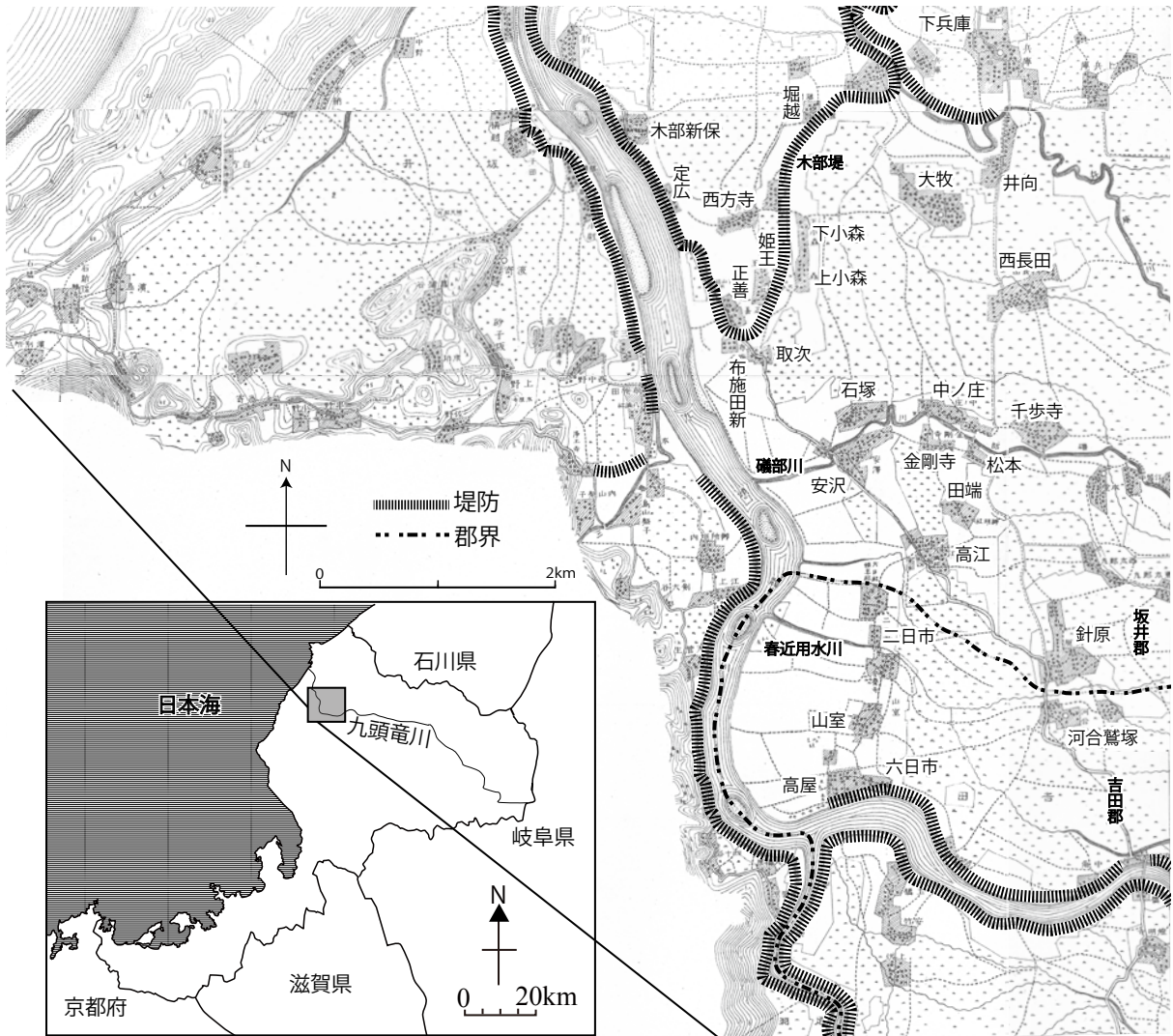


図1 研究対象地域

2万分1 仮製図「砂子坂」「三国町」（いずれも明治32年修正発行）より作成。

※春江堤防が描かれていないことから、明治32年以前の調査成果をもとに作成・発行したものと考えられる。

1 九頭竜川の特徴と幕末期～明治初期における九頭竜川下流域の築堤状況

(1) 九頭竜川の特徴

福井県を流れる九頭竜川は流路延長、流域面積ともに県下最大である。岐阜県との境にほど近い油坂峠を水源として116kmの流路延長を有し、主要な支流である足羽川、日野川を含めた流域面積は2,934 km²（本川のみでは1,383 km²）となっている⁽¹⁰⁾。九頭竜川流域は鳴鹿大堰と下荒井堰を遷移点とする河床勾配の差によって3区分でき、下流域は1/1,000～1/5,000、中流域は1/140～1/220、上流域は1/100の河床勾配となっている⁽¹¹⁾（図2、3）。

九頭竜川は北陸扇状地河川に分類され、富山県の黒部川、片貝川、早月川、常願寺川、神通川、庄川および石川県の手取川などとともに飛騨構造線の山地を水源にもつ⁽¹⁴⁾。北陸扇状地河川は大規模な扇状地を形成する特徴があるが、九頭竜川における扇状地形成はそれほど顕著ではない。その理由は下流域における扇状地の扇頂から河口までの平均河床勾配にある。表1のように、九

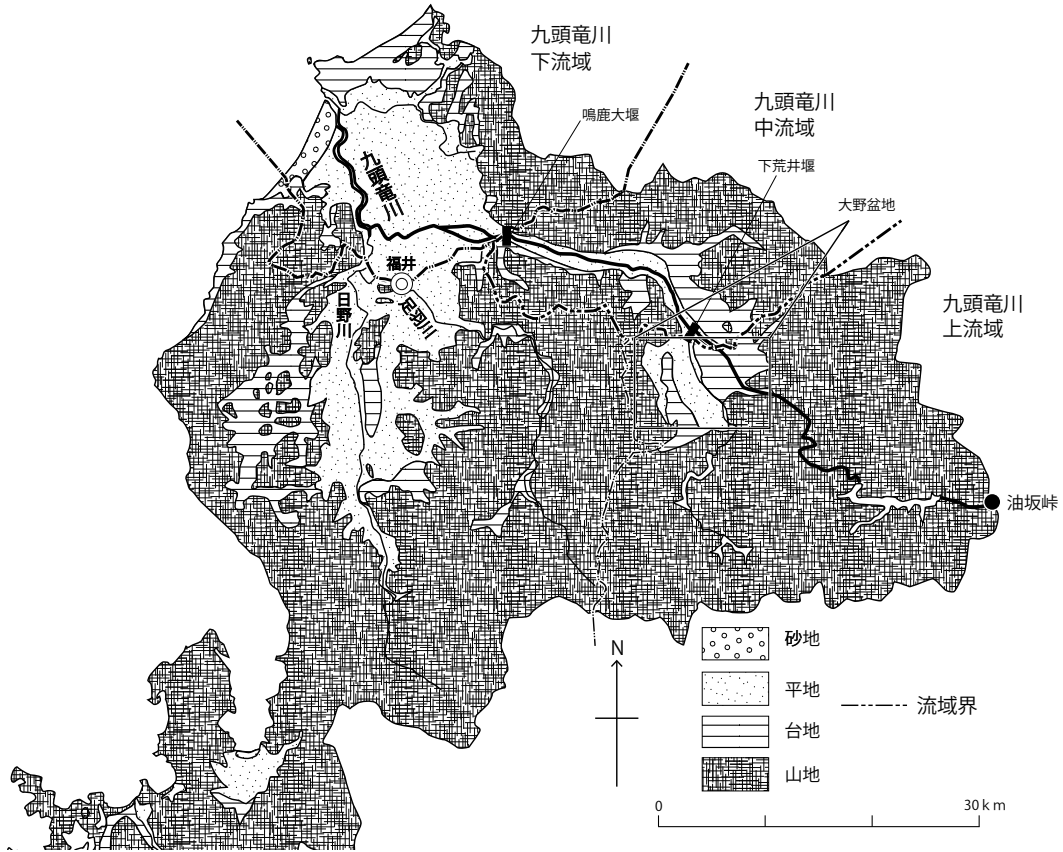


図2 九頭竜川流域地形区分図

「九頭竜川水系 上流部ブロック 河川整備計画」「九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画 [変更] (原案)」「九頭竜川水系 下流部ブロック 河川整備計画」および『日本地誌 第10巻 富山県・石川県・福井県』⁽¹²⁾ より作成。

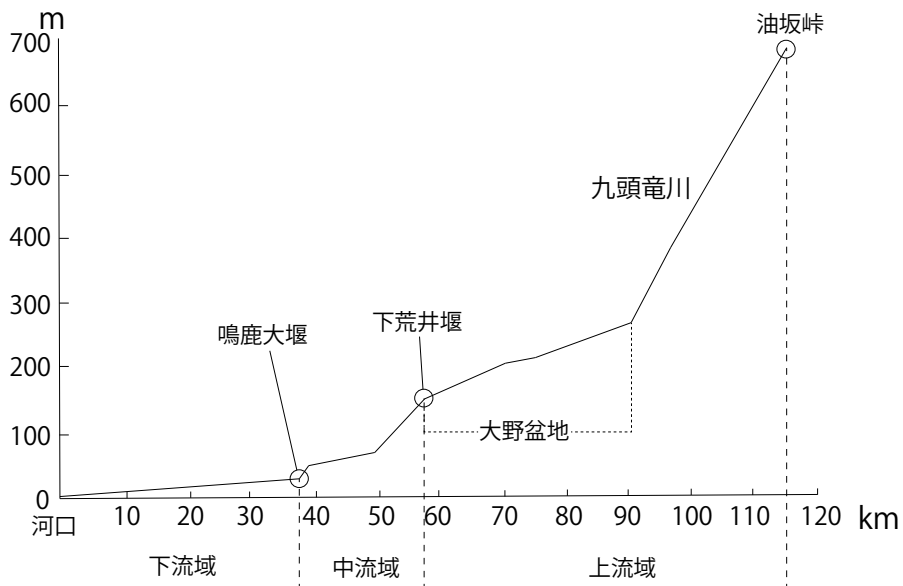


図3 九頭竜川縦断曲線図

「九頭竜川水系 上流部ブロック 河川整備計画」「九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画 [変更] (原案)」「九頭竜川水系 下流部ブロック 河川整備計画」および『九頭竜川の治山治水調査に関する報告』⁽¹³⁾ より作成。

表1 北陸扇状地河川の扇状地の平均勾配

県名	河川名	流域面積 (km ²)	流路延長 (km)	扇状地の平均勾配
富山県	黒部川	682	85	1/97
	片貝川	168	47	1/64
	早月川	133	32	1/47
	常願寺川	368	56	1/106
	神通川	2,720	120	1/242
	庄川	1,180	115	1/228
石川県	手取川	809	72	1/186
福井県	九頭竜川	2,930	116	1/300 ~ 1/350

「北陸扇状地河川における霞堤の変遷とその役割に関する研究」⁽¹⁵⁾ および『日本の河川研究—地域性と個性—』⁽¹⁶⁾ より作成。

頭竜川はほかの北陸扇状地河川に比べて勾配が緩やかであるため、山間部から出た河川流水の勢いが弱く、土砂が遠くにまで運搬されずに小規模な扇状地の形成にとどまる。

小規模な扇状地形成とともに、下流域の九頭竜川はほかの北陸扇状地河川と比べて洪水の際流路が安定している特徴がある。それは次の5つの理由による。まず①上流域の大野盆地が遊水池および堆砂池の役割を果たしているためである⁽¹⁷⁾。上流部からの土砂を伴った急な河川流水が一度緩やかな河床勾配を迎えることで、土砂や河川流水がそこで拡散され、下流域にまで届かない。次の理由として②黒部川や常願寺川、手取川は約3,000mの高山が水源地となっているのに対し、九頭竜川は標高約700mの油坂峠が水源地であり、ほかの北陸扇状地河川に比べ水源地の標高が低いということが挙げられる。またこれらの理由に加え、③谷底平野が形成される箇所が多く、斜面を下ってきた砂礫が河道に達する箇所が少ないこと、④ほかの北陸扇状地河川に比べ、九頭竜川は河川の勾配が比較的穏やかであること、そして⑤河川網が多方面に広がっており、増水した水が各支川に分散されるためといった理由である⁽¹⁸⁾。

このように、九頭竜川は比較的低い水源地を持つとともに河川勾配が穏やかであり、増水した河川流水やそれにより削られた土砂は下流域に至るまでに分散される特徴がみられる。そのため洪水時の九頭竜川においては、水流の勢いが強い上流域では建物の損壊や耕地の流出という被害が大きかったが、上流域で一度拡散し水流の勢いが弱まった中・下流域では湛水の被害が顕著であった⁽¹⁹⁾。

上記の特徴から、九頭竜川下流域では図4のように緩やかな傾斜の沖積平野（高位・低位三角州）が発達した。九頭竜川下流域は東大寺領や興福寺領の荘園を支える穀倉地帯として開発され、近世前期にはほとんどの平野が開発し尽くされていた⁽²⁰⁾。また図4をみると、九頭竜川下流域の中流部から下流部にかけての右岸部に自然堤防が発達しており、無堤区間もこうした地帯にあることがわかる⁽²¹⁾。

(2) 幕末期～明治初期における九頭竜川下流域の築堤状況

九頭竜川は頻繁に洪水が発生し、かつては「崩川（くずれがわ）」とも称された。とくに幕藩体制期には、九頭竜川本川において、元和7年（1621）から慶応3年（1867）までの246年間に130件の洪水の記録がある⁽²²⁾。換言すれば、約2年に一度は記録的な洪水が発生していたといえる。洪水の主な原因としては、6月から7月にかけては梅雨、8月から10月にかけては台風、2月から5月にかけては雪解水が挙げられる⁽²³⁾。九頭竜川下流域では、主要な生活基盤であつ

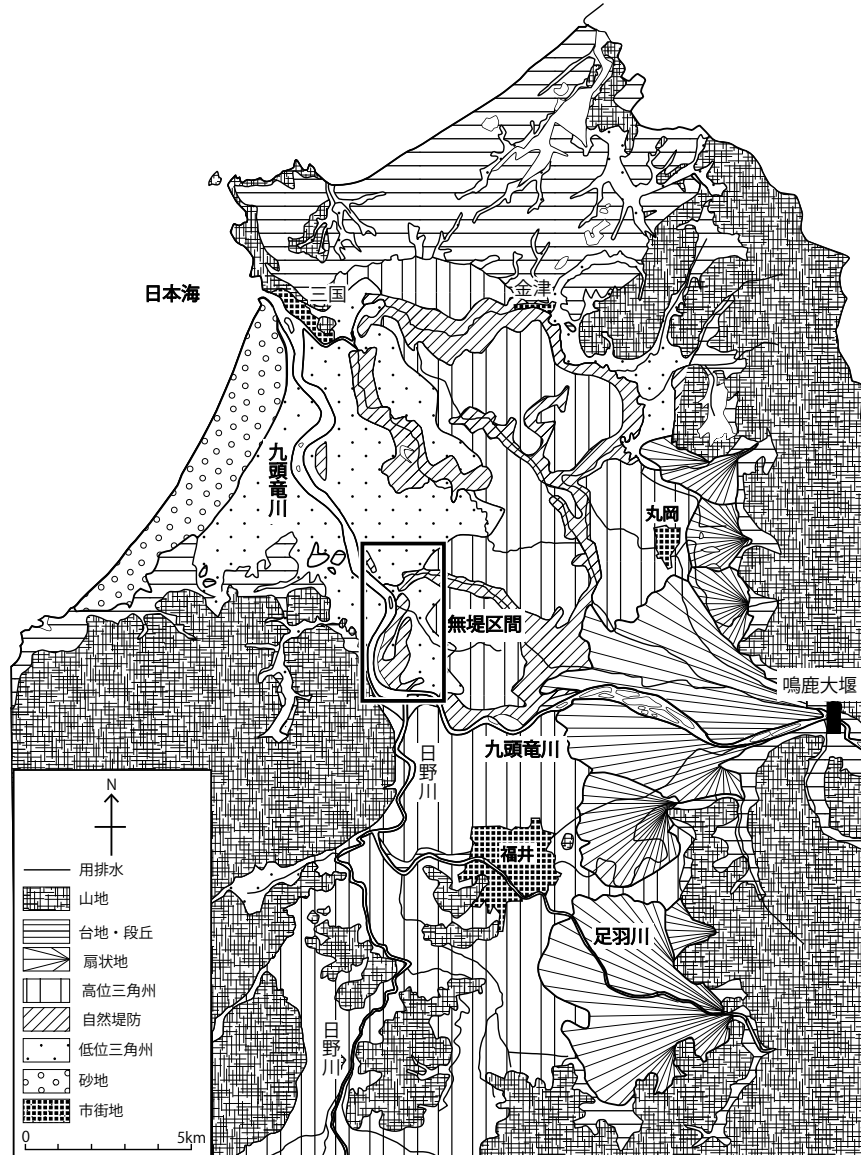


図4 九頭竜川下流域の地形
 『日本地誌 第10巻 富山県・石川県・福井県』より作成。

た米作において、稲の植付け(4月)から収穫(10月)を行う時期に水害を受ける危険があった⁽²⁴⁾。九頭竜川下流域では、洪水・氾濫に対応するため堤防が築造されたが、幕末期においては不連続であり、いわゆる霞堤であった⁽²⁵⁾。この理由として、九頭竜川下流沿岸の村々は福井藩もしくは幕府領に属しており、所領が異なっていたことで統一的な治水事業が行えなかったことが挙げられる⁽²⁶⁾。

幕藩体制期の九頭竜川流域においては、江戸幕府により定められた寛文6年(1666)の「山川掟」にもとづき、主に治山による治水がなされていた。その後、幕末期の混乱や明治維新の山林制度の緩和に伴う上流域での乱伐や焼畑によって九頭竜川の荒廃(主に土砂堆積)が進んだ。このころ、幕府領が福井藩預所となり、福井藩は連続堤防の築造を計画した。明治2年に福井藩は沿岸村落に石高百石につき米3俵と人夫30人を賦課して工事を実施した⁽²⁷⁾。この工事は下流域の中でも上流部から開始され、明治3年には後に春江堤防が築造される無堤区間を除き築堤された。幕末期には右岸に16、左岸に22の堤防が存在し、ほとんどの箇所重複部がみられず断続的であったが、ほとんどの堤防がつなげられ1つの連続的な堤防となった(図5)。無堤区間に

における春江堤防築造は、冬季降雪により翌年にもちこされた。しかし明治4年に福井藩が廃止され本保県となったことで工事が延期となり、その後も無堤の状態が続いた。

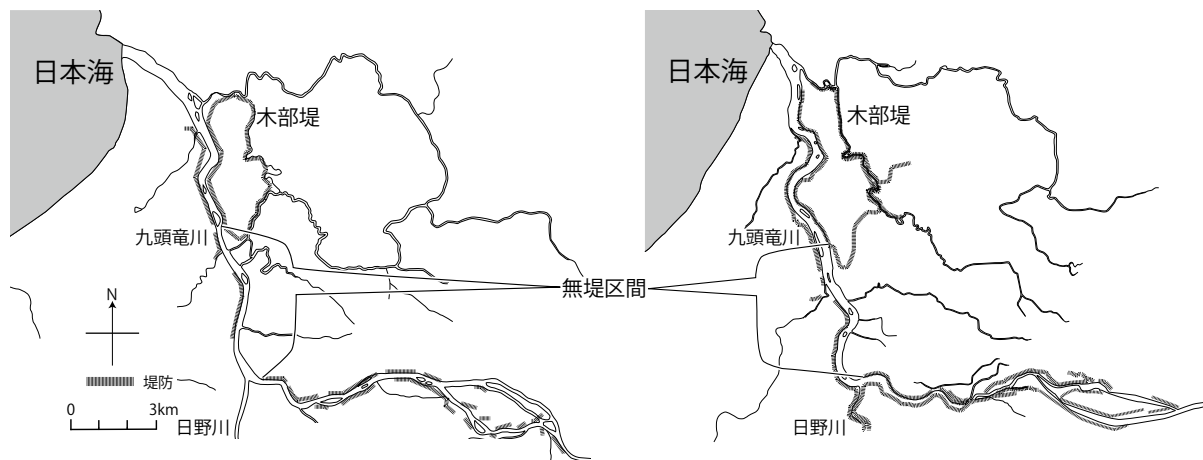


図5 九頭竜川下流域における築堤状況—幕末期（左図）と明治初期（右図）—
幕末期の状況は14万4千分1「福井県管内地図」（明治15年発行）および「九頭竜川之図」⁽²⁸⁾より作成。
明治初期の状況は2万分1複製図「金津町」「砂子坂」「丸岡」「三國町」（いずれも明治32年修正発行）より作成。

2 明治期九頭竜川下流域における春江堤防築造までの周辺集落の動向

(1) 資料の検討—『調書』について—

本章では、春江堤防築造までの周辺集落の動向を『調書』の検討から明らかにする。『調書』はその冒頭の記述から、春江堤防築造に大きく貢献した大牧集落の坪田仁兵衛⁽²⁹⁾・井向集落の岡部直景⁽³⁰⁾・二日市集落の五十嵐千代三郎⁽³¹⁾の3名が、大正元年（1912）に表彰される際に作成されたものと判明する。この3名は各集落の地主であり、国や県に対する請願書の作成や陳情のため、「関係村民集合協議諸費」や東京をはじめとした各地への旅費などとして自費を投じ、春江堤防築造に尽力した。彼らが投じた自費の額は、『調書』によると、坪田仁兵衛が12,722円、岡部直景が8,712円、五十嵐千代三郎が6,785円であった。3名の中でも坪田仁兵衛が最も自費を投じ、尽力していたことがわかる。

春江堤防は最終的に県費支弁にもとづいて築造されたことから明らかなように、地元集落の費用負担だけでは築造できず、県や国などの公費負担が不可欠であった。負担の主体が県や国であったのは、春江堤防が坂井郡と吉田郡という郡を超えたものであったためと考えられる。公費負担がなされるためには、県や国に対して、春江堤防周辺の集落による請願や陳情がなされる必要があった。坪田仁兵衛、岡部直景、五十嵐千代三郎の3名はそうした周辺集落に働きかけを行い、ともに請願書や陳情書の作成を行った。

『調書』にはその際に作成された文書や根拠となる統計資料のほか、水害時の様子を描いた絵図などが書き写され、収められている。写しではあるもののこれらの情報は、昭和期の福井空襲や福井震災などによって明治期の公文書の大半が失われた福井県においては重要である⁽³²⁾。また『調書』自体に汚損や欠落はみられないため、『調書』は春江堤防が築造されるまでの通時的な集落の動向を知る上で有効である。

(2) 春江堤防築造までの経緯

『調書』の冒頭には、まず坪田仁兵衛、岡部直景、五十嵐千代三郎の3名に賞勳局が銀杯一組を授与する旨の記述があり、つづいて春江堤防築造までの概略が記される。その後、春江堤防築造のために作成された文書の書き写しが続く。

『調書』に収められた、春江堤防築造までの文書は全部で51点みられる。これら文書を、本節

では表2にまとめた。以下文書の内容を本文に示すが、表2中の番号と本文中の[]で囲まれた番号を対応させた。このとき、春江堤防築造は九頭竜川下流域を管轄する県とも関係するため、各管轄期ごとにまとめた。また、郡役所などに断片的に残った、『調書』所収の文書と同内容の文書を一部翻刻し掲載した文献もあるため、それは表2中の備考に示した。本稿では、引用文について旧字体および略字は新字体に改め、適宜句読点を施した。

表2 『調書』所収の春江堤防築造までの文書一覧

管轄県	番号	年	西暦	月日	文書名	作成者・集落	宛先・集落	備考
本保県	1	明治4年	1871	8月21日	「乍恐以書付奉願上候」	庄屋 坪田仁兵衛・大牧 庄屋 岡部弥右衛門・井向 庄屋 権右衛門・取次 庄屋 次郎右衛門・上小森 庄屋 甚右衛門・下小森 庄屋 惣右衛門・石塚	本保県御役所	『春江町史』に掲載
	2	明治4年	1871	11月18日	「乍恐以書付奉願上候」	庄屋 坪田仁兵衛・大牧 庄屋 岡部弥右衛門・井向	本保県御役所	
	3	記述なし	記述なし	4月9日	「差上申新堤築造請書之事」	地主惣代 次平・布施田新 地主惣代 彦右衛門・正善 地主惣代 平右衛門・安沢	坪田仁兵衛・大牧	
敦賀県	4	明治6年	1873	12月10日	「以書附奉願上候」	総代 坪田仁兵衛・大牧 総代 岡部弥右衛門・井向 総代 権右衛門・取次 総代 次郎右衛門・上小森 総代 甚右衛門・下小森 総代 惣右衛門・石塚	敦賀県権令 藤井勉三	
	5	明治7年	1874	3月	「指令」	記述なし	敦賀県権令代理 敦賀県参事 寺崎直	
	6	明治8年	1875	9月5日	「以書附奉願上候」	願村総代 坪田仁兵衛 岡部弥右衛門 五十嵐千代三郎	敦賀県権令 山田武甫	
	7	明治8年	1875	11月17日	「第五百二十号」	敦賀県権令 山田武甫	記述なし	
	8	明治9年	1876	2月7日	「第三十二号」	敦賀県権令代理 敦賀県参事 寺崎直	記述なし	
	9	明治9年	1876	5月19日	「越前国吉田郡高屋村外六ヶ村地内九頭竜川通新堤修築之義伺」	敦賀権令 山田甫	内務省 大久保利通	『春江町史』に掲載
	10	明治9年	1876	7月7日	「回答」	内務郷 大久保利通代理 内務少輔 林友幸	記述なし	
	11	明治9年	1876	7月20日	「第十一大区第十四大区々長」	敦賀権令 山田氏甫代理 敦賀県権参事 相馬朔郎	各区長	『春江町史』に掲載
石川県	12	明治10年	1877	5月13日	「新堤築立願」	総代 坪田仁兵衛・大牧 総代 岡部弥右衛門・井向 総代 石川権右衛門・取次 総代 松田嘉右衛門・上小森 総代 田崎弥平・下小森 総代 黒川喜兵衛・石塚	石川県権令 桐山純孝	
	13	明治10年	1877	5月18日	「返答」	権令代理 石川県大書記官 熊野九郎	記述なし	
	14	明治10年	1877	8月25日	「願書」	記述なし	記述なし	
	15	明治11年	1878	2月2日	「願書」	記述なし	石川県	
	16	明治11年	1878	2月3日	「堤塘新築故障御勸解願 手続上申答」	原告 毛利権右衛門・大牧 原告 石川権右衛門・取次 原告 中田儀兵衛・上小森 原告 田崎弥兵衛・下小森 原告 杉浦吉右衛門・石塚 原告 吉田久左衛門・石塚	坂井始審裁判所長 三級判事補 世良重徳	
	17	明治11年	1878	4月14日	「願村ニ対シ答申」	記述なし	記述なし	

石川県	18	明治13年	1880	1月20日	「上伺答」	戸長 高間甚右衛門・大牧 戸長 岡部紋太夫・井向 戸長 伊藤利右衛門・取次 戸長 野坂長兵衛・上小森 戸長 田崎弥兵衛・下小森 戸長 柴原市兵衛・石塚	石川県令 千坂高雅	
	19	明治13年	1880	4月19日	「大牧村外五ヶ村」	坂井郡長代理 石川県坂井郡書記鳥飼尹重	戸長役場	
福井県	20	明治15年	1882	9月2日	「委任状」	高間甚右衛門・大牧 渥美権平・大牧 岡部紋太夫・井向 黒川藤右衛門・井向 石川義正・取次 近間十兵衛・取次 松田嘉右衛門・上小森 近間八兵衛・上小森 田崎弥平・下小森 高崎清蔵・下小森 柴原市兵衛・石塚 杉浦十右衛門・石塚 吉田久右衛門・石塚 磯田嘉右衛門・二日市 小野田与左衛門・山室 野尻与三平・山室	記述なし	
	21	明治18年	1885	7月12日	「新堤敷地交換為取替約定証」	地主総代 矢尾多四郎・安沢 地主総代 矢尾長兵衛・安沢 地主総代 有田長右衛門・高江 地主総代 酒井右衛門・布施田新 地主総代 蔵野惣兵衛・正善 地主総代 加藤源太郎・二日市 地主総代 酒井伊右衛門・山室 地主総代 中谷磯右衛門・高屋	坪田仁兵衛・大牧 岡部弥右衛門・井向 五十嵐千代三郎・二日市 松浦吉右衛門・石塚 柴原市兵衛・石塚	
	22	明治18年	1885	7月13日	「字九頭竜川新堤築造連合村会御開設願」	大牧ほか33集落総代	福井県知事 石黒努	
	23	明治19年	1886	記載なし	「新堤防築造差拒願」	菖蒲谷ほか30集落総代	福井県知事 石黒努	
	24	明治19年	1886	12月20日	「菖蒲谷村外三十ヶ村ヨリ上呈シタル新堤防築造差拒願ト題スルモノニ対スル弁駁ノ理由上申」	字九頭竜川新堤 造希望集落総代 坪田仁兵衛・大牧 岡部弥右衛門・井向 五十嵐千代三郎・二日市	福井県知事 石黒努	『福井県史資料編10』に掲載
	25	明治20年	1887	11月10日	「字九頭竜川沿岸仕残り堤防急速築造願」	大牧ほか53集落総代	福井県知事 石黒努	
	26	明治21年	1888	3月23日	「字九頭竜川沿岸仕残り堤防急速築造之義再願」	坪田仁兵衛・大牧 岡部弥右衛門・井向 五十嵐千代三郎・二日市	福井県知事 石黒努	『春江町史』に掲載
	27	明治21年	1888	11月18日	「字九頭竜川沿岸仕残り堤防急速築造願答」	大牧をはじめとした53集落総代	福井県知事 石黒努	
	28	明治22年	1889	11月30日	「技師招聘ノ義ニ付建議」	福井県会副議長 永田定右衛門	福井県知事 安立利綱	
	29	明治25年	1892	10月29日	「字九頭竜川沿岸仕残り堤防築造追願書」	坂井郡新堤築造希望村総代 牧田部・大牧 岡部直景・井向 近間八兵衛・上小森 吉田久右衛門・石塚 吉田郡新堤築造希望村総代 五十嵐千代三郎・二日市	福井県知事 牧野伸顕	
	30	明治26年	1893	1月8日	「福井県会土木費ニ付陳情書」	大牧ほか34集落総代	福井県知事 荒川邦蔵 内務大臣	
	31	明治26年	1893	2月8日	「福井県告示三十号」	福井県知事 荒川邦蔵	記述なし	
	32	明治27年	1894	10月15日	「春江堤防築造ニ関スル反対ノ意見申立書」	記述なし	福井県知事 荒川邦蔵	
	33	明治28年	1895	3月1日	「調和契約証」	杉浦吉右衛門・石塚 蔵野惣兵衛・正善	記述なし	

福井県	34	明治28年	1895	4月1日	「仕残堤防築造急施願」	石塚ほか 34 集落総代	福井県知事 荒川邦藏	
	35	明治28年	1895	9月14日	「水災事実陳述書」	水下各村組合総代 岡部直景・井向 水下各村組合総代 五十嵐千代三郎・二日市	侍従 片岡利和	
	36	明治29年	1896	4月20日	「上願書」	各水害区総代 岡部直景・井向 各水害区総代 五十嵐千代三郎・ 二日市	福井県知事 荒川邦藏	
	37	明治29年	1896	7月22日	「水害区組合決議」	渥美権平・大牧 黒川藤右衛門・井向 岡部直景・井向 水島治右衛門・井向 近間十兵衛・取次 石川義正・取次 近間八兵衛・上小森 田崎弥平・下小森 松浦十右衛門・石塚 黒川喜兵衛・石塚 吉田久右衛門・石塚 小野田与左衛門・山室 五十嵐千代三郎・二日市 加藤源太郎・二日市 春日孝安・二日市 友重喜兵衛・不明 大坂善吉・不明 矢野利右衛門・不明 小野田義左衛門・不明 大島多三衛門・不明 梅山三右衛門・不明	記述なし	
	38	明治29年	1896	12月3日	「号外」	内務部長 福井県書記官 久保村活三	坂井郡長 横山繁樹 吉田郡長 大山重	
	39	記述なし	記述なし	記述なし	「往古ヨリ無堤防タル理由及沿革」	記述なし	記述なし	『木部村誌全』に掲載
	40	明治30年	1897	2月9日	「九頭竜河沿岸築堤実測速成願」	坂井吉田両郡水災村三十四ヶ区 総代 岡部直景・井向 松田嘉右衛門・上小森 柴原市兵衛・石塚 牧田直正・安沢 小野田与左衛門・山室 酒井伊右衛門・山室 五十嵐千代三郎・二日市 小林保正・不明	福井県知事 荒川 邦藏	
	41	明治30年	1897	記述なし	「九頭竜川沿岸築堤尔就て陳情書」	石塚ほか 46 集落総代	内務大臣伯爵 樺 山資紀	『木部村誌全』に掲載
	42	明治30年	1897	4月1日	「福井県告示第五十号」	記述なし	記述なし	
	43	明治30年	1897	7月28日	「陳情書」	吉田坂井両郡水害各村 三十三ヶ区懇請委員 岡部直景・井向 松田嘉右衛門・上小森 松浦吉右衛門・石塚 牧田直正・安沢 小野田与左衛門・山室 五十嵐千代三郎・二日市 加藤源太郎・二日市 上野高次郎・金剛寺 小林保正・不明 野村勘左衛門・不明 坪田俊太郎・不明 向川豊二・不明	内務大臣伯爵 樺山資紀	
44	明治30年	1897	10月4日	「丙第九二号」	内務部長 福井県書記官 山田新一郎	坂井郡長 徳山繁樹	『春江町史』 に掲載	

福井県	45	明治30年	1897	10月30日	「約定書」	高間甚右衛門・大牧 三上伝兵衛・大牧 岡部紋太夫・井向 野坂長兵衛・上小森 高島清蔵・下小森 柴原市兵衛・石塚 酒井伊右衛門・山室 小野田与左衛門・山室 五十嵐千代三郎・二日市 加藤源太郎・二日市	岡部直景殿・井向 石川義正殿・取次 松田嘉右衛門・上 小森 黒川喜兵衛・石塚	『春江町史』 に掲載
	46	明治30年	1897	11月28日	「陳情書」	春江堤防関係水害部落総代 岡部直景・井向 五十嵐千代三郎・二日市	福井県知事 波多野傳三	
	47	明治30年	1897	12月25日	「春江堤防水害予防組合 設置ノ義稟申」	坂井郡長 徳山繁樹 吉田郡長 大山 重	福井県知事 関新吾	
	48	明治31年	1898	2月23日	「本県告示第四十号」	記述なし	記述なし	
	49	明治31年	1898	3月15日～ 3月17日	「御請書」、「証」	北島三郎兵衛ほか10名・定広 長谷川治右衛門ほか38名・正善 大崎彦四郎ほか13名・布施田新 牧田直正ほか27名・安沢 坪田官蔵ほか23名・高江 五十嵐千代三郎ほか18名・二日市 北崎やのほか72名・山室 勝岡利平ほか71名・高屋	福井県知事 関新吾	
	50	明治31年	1898	3月18日	「春江新堤敷地之義ニ付 稟申」	福井県坂井郡長 徳山繁樹	福井県知事 関新吾	
	51	明治31年	1898	3月23日	「工事請負契約書」	福井県坂井郡井向村十六番地 請負人 岡部直景 吉田郡河合村二日市五番地 保証人 五十嵐千代三郎	福井県知事 関新吾	

『調書』より作成。

(a) 本保県管轄期

『調書』所収の文書として最初にみられるのは、本保県が成立して間もない明治4年8月の「乍恐以書付奉願上候」である。これはこの年の5月、無堤区間から浸水した河川流水により被害を受けた井向、取次、上小森、下小森、石塚の5集落が、大牧集落の坪田仁兵衛を筆頭にして連帯し築堤の許可を請願したものである。この時の浸水の様子は「明治四年五月ノ水害図面」として『調書』に収められている(図6)。この図面からは、無堤区間から浸水した河川流水が兵庫川に向かって流れ込む様子や、石塚堤や木部堤が浸水を防いでいる様子がみてとれる。なお、慶応3年以降、この地域では毎年浸水があり、明治28、29年には年間7回の浸水が起きていた(図7)。

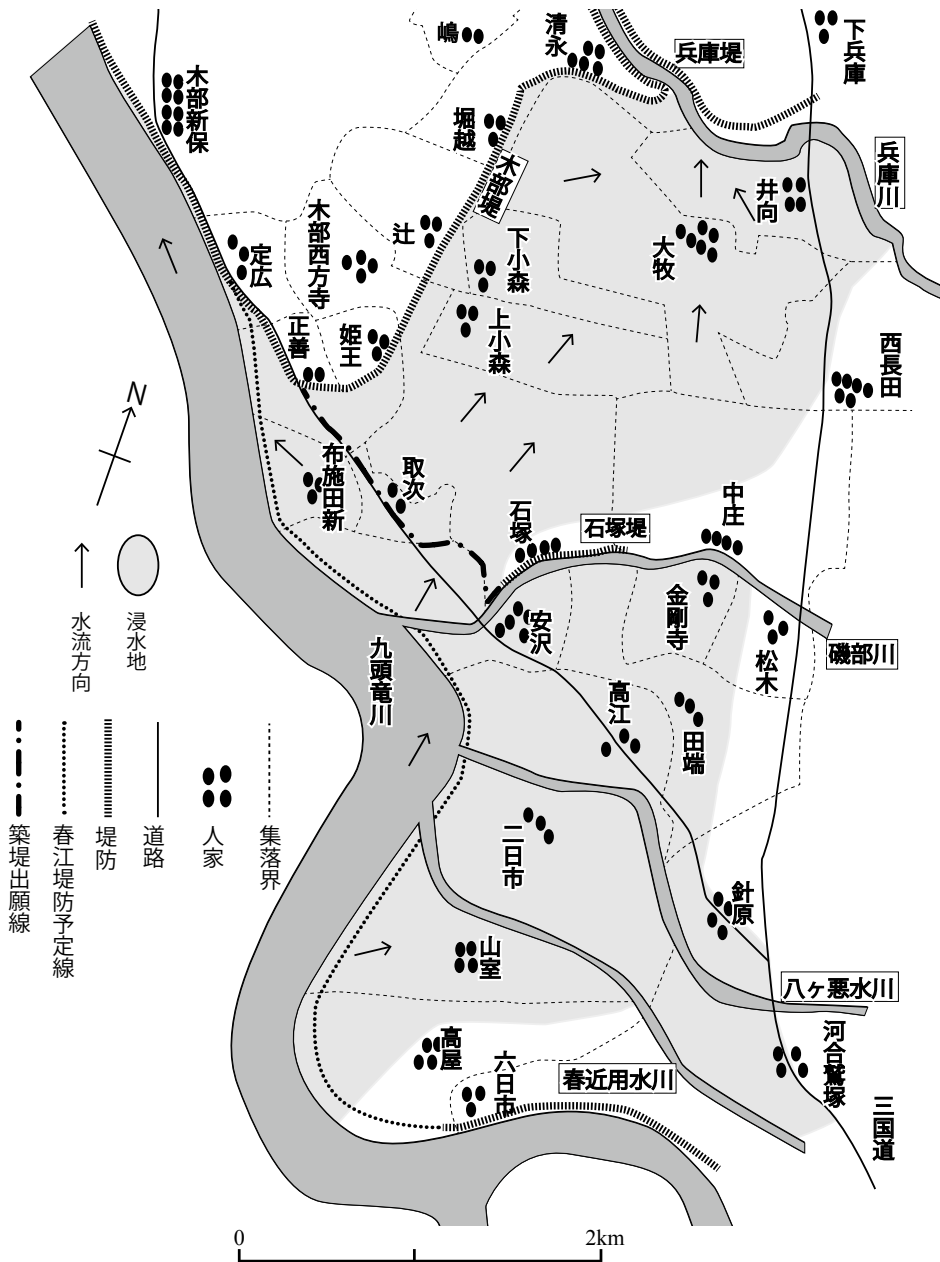


図6 明治4年5月の洪水時における浸水の様子
「明治四年五月ノ水害図面」(『調書』所収)より作成。

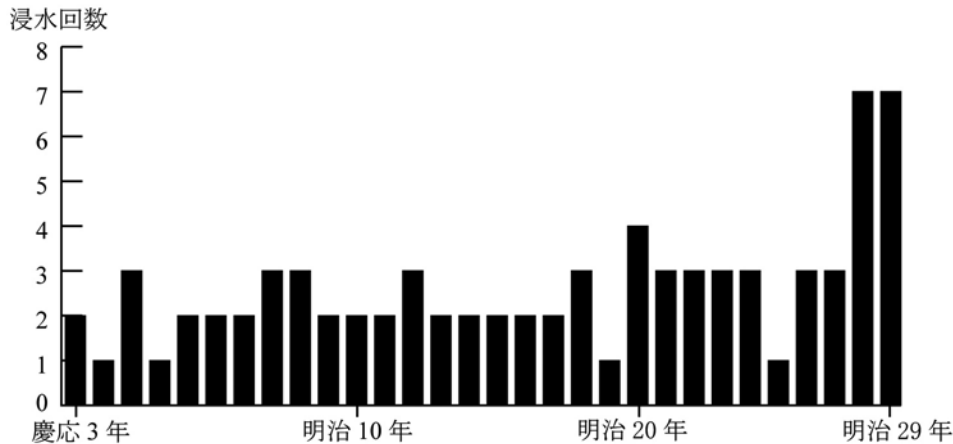


図7 浸水回数—慶応3年から明治29年まで—
 「慶応三年以降ノ浸水回数」(『調書』所収)より作成。
 ※大牧、井向、取次、上小森、下小森、石塚集落の浸水回数を示している。

ここにみられる石塚堤は、石塚集落から正善集落にかけての堤防（図6中の「築堤出願線」参照）が中断されたものであり、明治3年に自普請による築堤を福井藩によって許可されたものである。石塚堤は福井藩の計画した堤防（春江堤防）とは別のものであった。

「乍恐以書付奉願上候」の内容は次のようなものである。大牧、井向、取次、上小森、下小森、石塚の6集落の庄屋は、本保県になってから中断されていた石塚堤の残りを築きたいと本保県に願い出たが採用されなかった。そのため、福井藩の計画どおり九頭竜川沿いに春江堤防を築造し、堤防敷地となる土地の年貢も築堤を希望する集落で負担しようとした。九頭竜川沿いは窪地のため堤防を広く高く築く必要があり、同時に堤防敷地⁽³³⁾も広くなり工事費や人夫の賦役の負担が大きくなるため、話し合いが難航している。堤防敷地を「引地」として年貢から免除するならば村々が協力し築堤する。それが出来ない場合、石塚堤なら間数も半分ですみ、出水の際には堤防も守りやすい。これが採用されるのであれば築堤を希望する集落で工事を行い、年貢免除などのことは一切申し上げない。早く許可をいただきたいという内容である [1]。

この文書からは、春江堤防とは異なる石塚堤を自普請によって築造しようとしていたことがわかる。また福井藩はそれを許可したが、本保県は許可しなかったことがわかる。これは次章でみるように、隣接する安沢集落が石塚堤に反対しており、地域統治の障害となりえたことが背景にあると考えられる。

本保県はその後官吏を派遣して実地検査を行ったのち、九頭竜川沿いに春江堤防の位置を定め、堤防敷地が生じる集落の承諾書を差し出すよう築堤を希望する集落に命じた。坪田仁兵衛と岡部弥右衛門（後の直景）はその承諾書の取りまとめに着手したが、正善、布施田新、安沢の3集落から反対の申し立てを受けた。両名はこうした反対を独力で克服できなかったため、明治4年11月18日、本保県に対して反対者を「説諭」するよう請願した [2]。本保県は官吏として木村、中村、野口を派遣し、堤防が築造される集落の「承知納得」を得たという [3]。本保県は官吏を再び派遣し丁張および堤敷杭を設けるに至ったが、明治4年11月20日に本保県は廃止となり福井県が成立した。さらに同年12月には福井県は足羽県と改称された後、明治6年1月に敦賀県に合併され廃止となった。こうした管轄県の変化に伴い、工事は延期となった。

(b) 敦賀県管轄期

明治6年12月、大牧、井向、取次、上小森、下小森、石塚の6集落の総代は敦賀県に対し、

放置されていた春江堤防築造のため、土木係の実地検地を請願した [4]。同文書によれば、足羽県にも春江堤防築造について度々嘆願したが、「繁用」でもあり築堤の「下知」はなかったという。

明治7年3月、敦賀県は現場検査を行い、その指揮を行うことを決定したものの [5]、その後春江堤防築造の工事が行われることはなかった。明治8年9月、坪田仁兵衛は二日市集落の五十嵐千代三郎とともに敦賀県庁に出頭し、敦賀県権令山田武甫に面陳の上、「以書附奉願上候」を提出した。この文書には至急春江堤防築造に取りかかることを請願する記述とともに、「維新前ノ出水一兩日ノ水漬リノ処近来ハ七日余モ立毛並宅地等マテ一円水下ニ相成リ申候」とある。洪水時、明治維新前は1、2日の浸水に過ぎなかったが、近年は7日あまりも浸水していると、洪水による浸水被害が増大したことがわかる [6]。こうした状況であったが、明治8年には、高江・安沢・布施田新の3集落が春江堤防築造に苦情を申し立てるといった事態が発生した。しかし、敦賀県権令山田武甫の「御説諭」により承知納得したという [16]。

ところが、明治8年9月以降も、春江堤防築造に関して敦賀県から「沙汰」がなかったため、同年11月に追願したところ、築堤については稟議が必要であると返答があった [7]。また明治9年2月にも追願を行ったが、その際には稟議中であるとの返答があった [8]。

この稟議の内容は、明治9年5月に敦賀県から内務省の大久保利通に提出された「越前国吉田郡高屋村外六ヶ村地内九頭龍川通新堤修築之義伺」に次のように示されている。旧福井藩が計画した春江堤防築造計画が中止となり、周辺集落は水害が頻発し困窮している。旧福井藩の計画どおり、旧石高百石につき人夫30人、米3俵を地価に換算し、それを築堤を希望する集落が立て替えることで築堤工事をさせるという。また、竣工した年から2年間、4割が官費、6割が民費という割合で官費を支給し、漬地は年貢を免除することとしたいがその指示を請うというものであった [9]。これに対し、明治9年7月7日には、工事費の4割は官費より支給し、また堤防敷地は民有地第二種に編入するため、年貢免除は大蔵省へ申し出るよう回答があった [10]。また同年7月20日には「第十一大区第十四大区々長」として敦賀県から各集落へ通達があった。これは、春江堤防築造について稟議が済み、希望したとおりに築堤工事を行うことを知らせる内容である。また春江堤防の位置は、土木寮御雇工師エッセル⁽³⁴⁾が敦賀県へ招来されるため、その「地之形勢審検ヲ遂サセ」た上で定めるように指示がなされている [11]。

(c) 石川県管轄期

明治9年8月21日、敦賀県が石川県に合併され廃止となったことで、春江堤防の着工は見送られることとなった。明治10年5月13日、大牧、井向、取次、上小森、下小森、石塚の6集落の総代は石川県に春江堤防築造の工事の指示を請願した [12]。この6集落の総代は石川県に再三出願し、石川県は明治10年8月に係員の派遣することを決定した [13]。ところが、出張してきた土木係員は、「拒障者」⁽³⁵⁾の妨害により作業の遂行が難しくなったことで途中で撤退し、その後係員が出張してくることはなかった。この「拒障者」は、8月25日の「願書」では「安沢村ノ者」とされている [14]。

その後明治11年に築堤漬地の「反別公租共一筆限帳」の調製が開始されたが、同年2月に安沢集落のほか布施田新・高江の3集落において「故障」が申し立てられた。こうした春江堤防築造に反対する集落に対し、特別の「御説諭」を行い、一刻もはやく落着くように取りはからうことを石川県に請願している [15]。その後大牧、取次、上小森、下小森、石塚といった築堤を希望する5集落は、「故障ノ長タル」安沢集落の被告2名に、春江堤防築造工事の妨害をしないよう坂井始審裁判所長へ勸解を請願したが、「熟議相整ヒニ至ラス」という結果であった。安沢、布施田新、高江の3集落の反対理由は口頭にて調査されており、明治11年4月の「願村ニ対シ答申」としてまとめられた [17]。

明治13年、築堤を希望する大牧、井向、上小森、下小森、石塚の5集落は石川県に対し、反対する集落の土地を公用土地買上規則に基づいて強制買収し、春江堤防を築造することを提案したが[18]、九頭竜川沿岸に位置する安沢集落などと契約が整わず、工事が着工されることはなかった[19]⁽³⁶⁾。

(d) 福井県管轄期

明治14年2月7日に福井県が成立し、九頭竜川下流域も福井県の管轄となった。明治15年9月、大牧、井向、取次、上小森、下小森、石塚、二日市、山室の8集落が春江堤防築造のため、坪田仁兵衛、岡部弥右衛門、五十嵐千代三郎に次の権限を委託した。この権限とは、①築堤に関する他集落との交渉決定を行うこと、②築堤に係る請願及び運動上一切のこと、③堤防敷地交換買上げおよび水閘等を協議し決定すること、④運動に関する事務を適宜定めること、⑤運動に関わるすべての費用は随時支出することの5つである。そしてこれらの権限は「築堤既成結局迄ノ事」とされた[20]。この時期、春江堤防築造を希望する集落の中で代表者を取り決め一定の権限を付与することで、より円滑に築堤に反対する集落と交渉が進むようになったことがわかる。その後明治18年の6月30日から7月2日にかけて、既往20年来の大洪水とされる洪水が発生した。破堤、浸水により圧溺死者も数名いたと同時に、多くの集落が被害を受けた。このときの浸水の様子は「水害区域図」として『調書』に収められている(図8)。

明治18年のこの洪水では、無堤区間から出水した河川流水が、石塚堤や兵庫堤、兵庫川を超えて竹田川まで浸水した。九頭竜川沿岸に位置する高屋、山室、二日市集落をはじめ、大牧、井向などの内陸部に位置する集落においても、浸水高は1.2丈に達した。一方で、木部堤内においては浸水はみられない。この被害は、春江堤防築造に反対した集落にとっても大きなものであった。たとえば安沢集落では、春作物であった大麦、小麦、菜種、豌豆といった作物に土砂が堆積したうえに冠水したため「作物尽ク腐敗シ」、また刈置しておいた作物は「尽ク流失」したという。加えて、秋作物である綿、麻、大豆、小豆などの作物も土砂によって「野倒サレ」徐々に枯凋したとして、158円90銭4厘の租税を「十ヶ年賦」とすることを、福井県令石黒務に願い出ている⁽³⁷⁾。

明治18年にはこうした水害や、同年7月の坂井郡長による「御説示」もあり、堤防敷地の半分にあたる土地を「為替地」(代替地)として補償し、堤防の位置は福井県庁の指示に従うことで、かつて春江堤防築造に反対した正善、布施田新、安沢、高江の4集落とも調和が整った[21]。同月13日には「字九頭竜川新堤築造連合村会御開設願」が提出され、この4集落を含めた33の集落が連帯した[22]。新堤築造連合村会は「該堤新築経費ノ予算類等御示」をもとめるなど、春江堤防の築造経費の一部負担を目的とした組織であったと推察される。なお、この連合村会のこれ以後の活動は確認できない。

こうして各集落は一度春江堤防築造に向けて連帯したが、翌年の明治19年12月10日に「安沢村等ハ又々変心シテ」九頭竜川を挟んだ対岸の集落も糾合し、31集落の総代が「新堤築造差拒願」を福井県知事に提出した[23]。このときの春江堤防築造に対する集落の反応を示したものが図9である。これまでは正善、布施田新、安沢、高江といった限られた集落で春江堤防築造に反対する動きがみられたが、このときには「安沢村等」が糾合したことで、九頭竜川西岸の沿岸部や山間部の集落のほか、木部堤内の集落など広範囲に反対の集落がみられる。

春江堤防築造の中止を請願したこの文書に対し、同年12月20日にその反論を明文化した「菖蒲谷村外三十ヶ村ヨリ上呈ナシタル新堤防築造差拒願ト題スルモノニ対スル弁駁ノ理由上申」が、坪田仁兵衛、岡部弥右衛門、五十嵐千代三郎から福井県知事に提出された⁽³⁹⁾[24]。

その後、春江堤防築造に対し反対の勢力が優勢であったが、坪田仁兵衛、岡部弥右衛門、五十嵐千代三郎の3名は築堤に対する同意者の糾合に奔走し、明治20年11月には、53集落が連帯

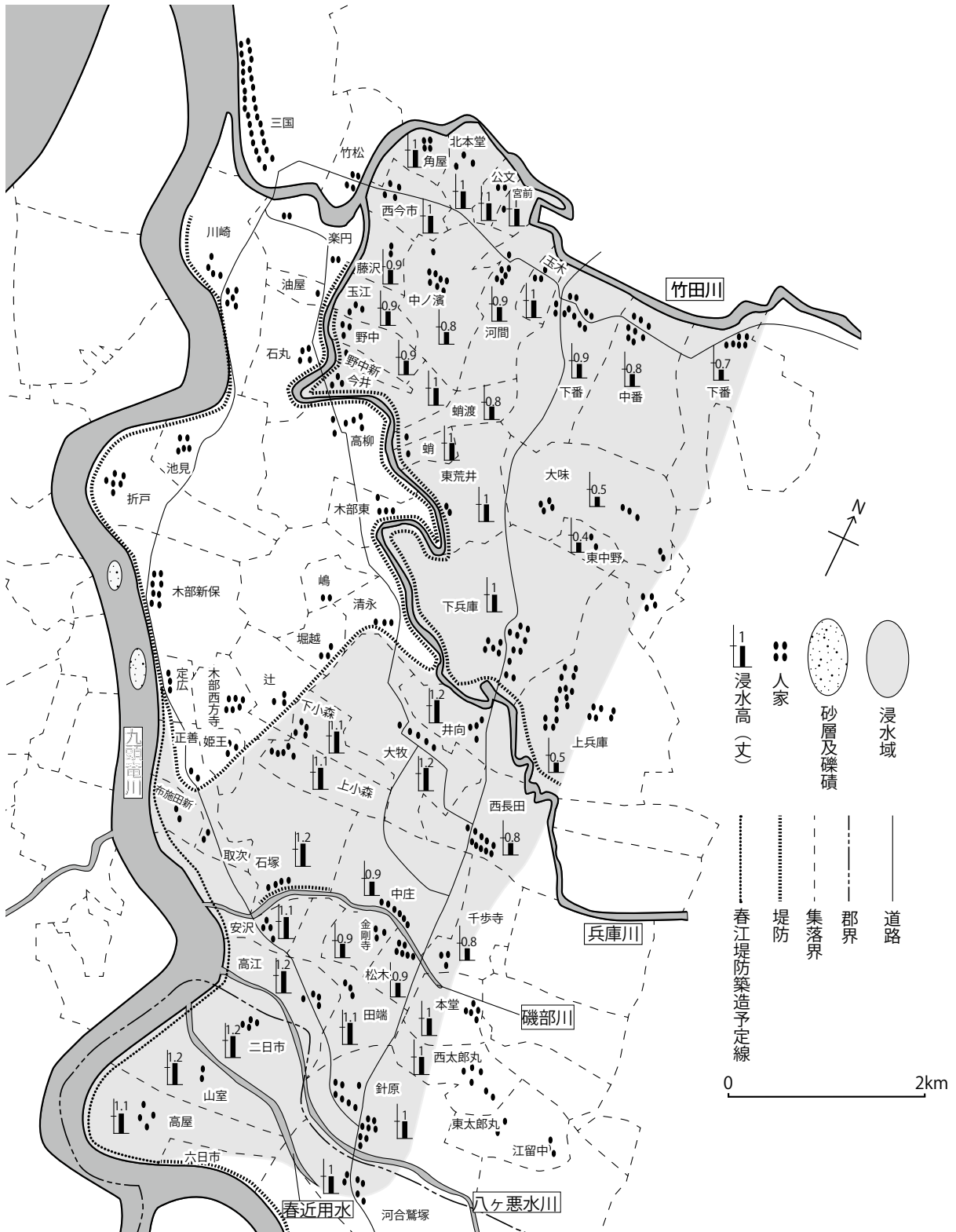


図8 明治18年6月30日から7月2日にかけての洪水による浸水状況「水害区域図」(『調書』所収)および2万分1仮製図「砂子坂」「三国町」より作成。
 ※布施田新および取次集落の浸水高は不明。

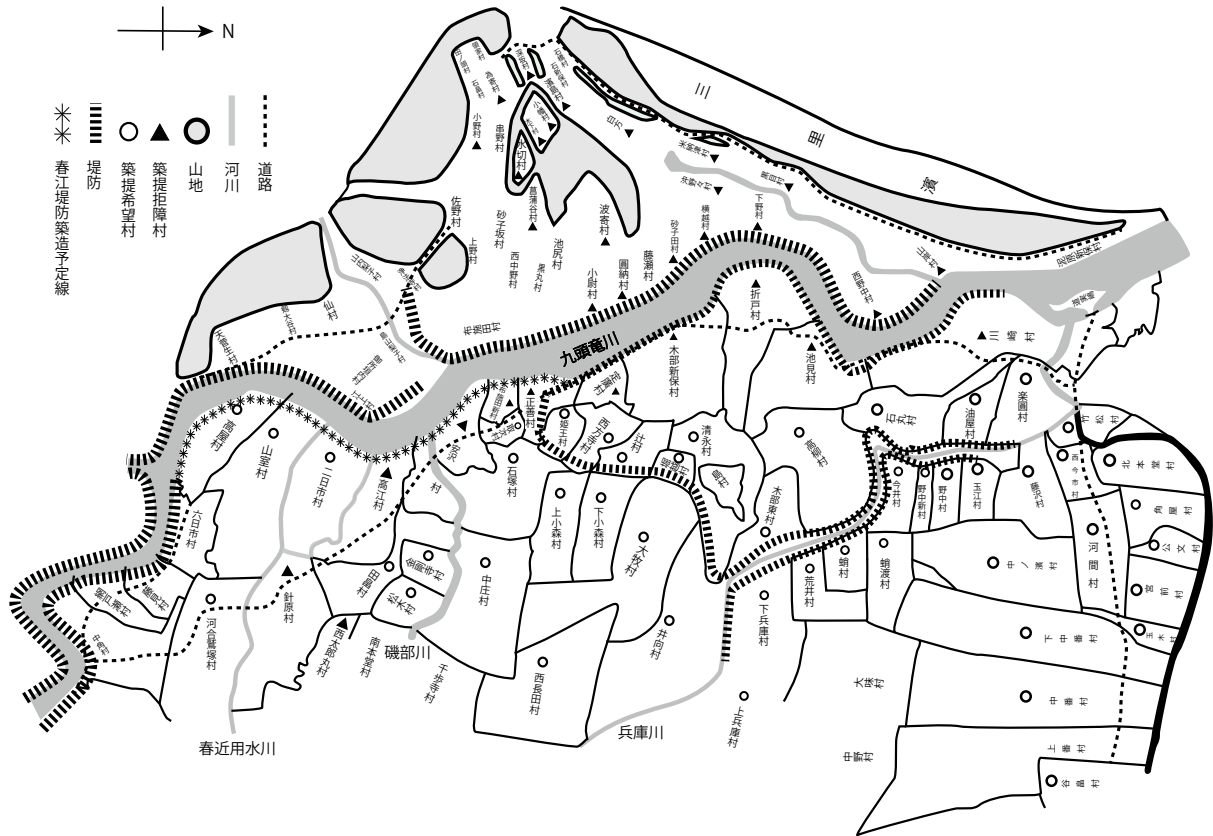


図9 明治19年における春江堤防築造に対する集落の反応
「新堤冀望村・拒障村分布図」および「坂井郡絵図」⁽³⁸⁾より作成。

して「字九頭龍川沿岸仕残り堤防急速築造願」を福井県知事石黒務に提出した [25]。翌明治21年には「字九頭龍川沿岸仕残り堤防急速築造之義再願」、「字九頭龍川沿岸仕残り堤防急速築造悩願答」を提出し、一刻も早く春江堤防を築造するよう請願している [26] [27]。明治20年11月の「字九頭龍川沿岸仕残り堤防急速築造願」によれば、8月18日の午後7時より翌朝午前5時までのわずか10時間の雨により、「左程ノ水量ニアラサルニ浸水シ漸ク出穂セントセシ稲」がごとごとく腐敗したという。また「生活シ能ハサルモノト断念シテ祖先伝来ノ邸宅ヲ棄テ他ニ移住スル」ものも続出したという。そしてこの原因として、「上流有堤ノ処ヨリ暴漲急激ニ下レル濁水ハ無堤ノ処ニ至リ散開シテ遅緩ノ流レニ変スルヲ以テ何時シカ河床ニ土砂堆積シ、定広地係リニ於テ川ノ中央ニ生シタル漸積砂層ハ弥益広大トナリテ流水ヲ妨ケリ」と述べられている [25]。この時期、上流からの河川の濁流が無堤区間において散開し、土砂の堆積による河床の上昇や、砂の堆積による河川の通水が悪くなったことで浸水が起き、その被害により生活が立ち行かなくなり、移住せざるをえなかった人々もいたことがわかる。

明治22年には、福井県会副議長の永田定右衛門が春江堤防築造の必要性を感じ、「相当ノ技師」を招聘することを福井県知事の安立利綱に建議している [28]。この背景として、岡部直景が県会議員として、坪田仁兵衛と五十嵐千代三郎が「場外運動者」として尽力したことが同文書に記載されている。

この建議により、明治25年に二見鏡三郎が内務省より派遣された。明治25年以降、春江堤防築造に向けて事態は大きく進展する⁽⁴⁰⁾。まず二見鏡三郎は、明治25年から同27年にかけて、九頭竜川・日野川・足羽川の各河川の調査を実施し、本稿のはじめに述べたように春江堤防および九頭竜川改修の計画を策定した。二見鏡三郎はこの調査結果を明治27年に県会にて陳述した⁽⁴¹⁾。

また明治25年には、九頭竜川西岸にあたる「川西地方ノ村長初メ堤防築造関係者」が福井県庁に召喚され、福井県知事牧野伸顕が自らその利害得失を「訓諭」し、築堤について将来「拒障」しないことを誓った [29]。

加えて同年、坪田仁兵衛は福井県会議員として、堤防築造費を含めた明治26年度より30年度に至る五ヶ年継続土木費の県費支弁可決に努めた。これは同年12月6日の通常県会において可決され、築堤費25,000円を含めた219,500円の県費支弁がなされることとなった⁽⁴²⁾。

その後、明治26年1月には、坪田仁兵衛は岡部直景、五十嵐千代三郎とともに、内務大臣にこの土木費による築堤の認可を求め、34集落総代の連署を以て陳情書を提出した [30]。内務大臣はこれを認可し、その旨は福井県告示第三十号にて公布された [31]。なお明治27年には、「春江堤防築造ニ関スル反対ノ意見申立書」が福井県知事荒川郁蔵に提出され、これまで反対が見られなかった針原、西太郎丸、本堂、河合鷲塚の4集落において、このとき限りの反対の動きがみられた [32]。これらの集落の反対理由は次の2つであった。すなわち①「堤防ニ一層ノ水勢ヲ加ヘ決壊セシムルニ至ルヘシ」②「堤防ノ欠潰シ或ハ欠潰セサルモ堤塘ヲ踰越氾濫スル場合ニ於テ排水ノ道ナカルヘシ」である。築堤によって水勢が強くなり既存の堤防を決壊させるため、また堤防を越水した際に排水の障害となるためといった理由であった。

明治28年3月、坪田仁兵衛、岡部直景、五十嵐千代三郎の3名は石塚集落の総代を代表として、正善集落の地主と契約を取り交わした。このとき「該堤敷地一反歩ニ付代価金四十五円ニテ時価ノ高下ニ不係買交可候」とあることから、正善集落の堤防敷地となる土地を時価にかかわらず45円で買収していることがわかる。またこの買収金については大牧、井向、取次、上小森、下小森、石塚、二日市の7集落が連帯負担とすることが同文書に記されている [33]。4月には、これまで築堤に反対してきた正善・布施田新・安沢・高江を含む34集落の総代が、土木費予算の追加をこの年の県会で発案することを福井県知事に懇願した [34]。

しかし、明治28年の7月および8月の洪水により福井県内各所の堤防や橋梁、道路などが破損し、それらの復旧工事のため春江堤防着工を延期せざるをえなくなった。これを受けて明治28年9月、「水下各村」の総代であった岡部直景と五十嵐千代三郎は「水災事実陳述書」を提出し、現場を審検のうえ、水害による被害の大きさを確認するよう侍従片岡利和に請願した [35]。

明治29年4月、岡部直景と五十嵐千代三郎の両名は福井県知事に対し春江堤防着工を請願した [36]。また同年7月には「水害区組合決議」を行ない、県会が開会される際にはできる限り運動を起こすこと、また県会にて着工が認められなかった場合は自費で着工することを定めている [37]。

明治29年12月には、福井県書記官の久保村活三が春江堤防築造のため、「往古ヨリシテ其無堤防タル所以」の調査を坂井・吉田両郡の郡長に依頼している [38]。この調査の結果は「往古ヨリ無堤防タル理由及沿革」として『調書』に収められている。そこには、「洪水氾濫疏通ノ為ニ堤ヲ置カサル」とし、「必要ノ箇所ノミ築堤スルモ沿岸連互接続スルモノヲ造ラス所々間隙ヲ置キ、大洪水ノ節ハ之ニ排泄セシメ被害ノ夥多ナラサル様予防スル」ということが「古老ノ伝聞」により示されている [39]。連続した堤防を築造せず、随所に間隙を設けることで排水の機能を果たしていたことが述べられており、意図的に不連続な堤防が築かれていたことがわかる。

明治30年2月には岡部直景と五十嵐千代三郎の両名が春江堤防築造のための実測を速やかに成し遂げるよう福井県知事に出願している [40]。その後、内務大臣樺山資紀に対し土木費継続年期および支出方法の変更の認可を出願した [41]。これは認可され、同年4月に「告示第五十号」にてその旨が公布された [42]。岡部直景と五十嵐千代三郎の両名は、同年7月に樺山資紀が福井県を訪れた際、その旅館に出頭し築堤を陳情した [43]。

こうした活動が実を結び、明治30年10月には春江堤防の総工費である7,030円37銭3厘は

県費を使用し、水門樋 21ヶ所の総工費 8,715 円 25 銭 7 厘は周辺集落の負担で築造することとなった [44]。また、岡部直景と五十嵐千代三郎の両名が代表となり、潰地については 3,922 円、外地補償分は総額 3,442 円 50 銭として、堤防敷地となる土地をもつ各地主と談判した [45]。このとき、岡部直景が資金を立て替えていたが、これは大変な費用であったため、この費用補助を県に陳情した [46]。明治 30 年 12 月には、坂井郡長と吉田郡長が、春江堤防の維持管理などを目的とする春江堤防水害予防組合の設置について、福井県知事にその必要性を述べている [47]。この春江堤防水害予防組合は明治 31 年 2 月に「告示第四十号」を以て設立された [48]。春江堤防水害予防組合は九頭竜川下流右岸の 27 集落（二日市、山室、高屋、河合鷲塚、針原、田端、高江、金剛寺、中ノ庄、松木、安沢、正善、取次、石塚、布施田新、辻、姫王、木部西方寺、堀越、定広、上小森、下小森、大牧、井向、西長田、下兵庫、清永）で構成された。

明治 31 年 3 月、あらためて堤防敷地となる土地の買収費に関する交渉が行われ [49]、最終的には潰地が 4,969 円 77 銭 4 厘、外地補償費が 6,113 円 3 銭 5 厘となった。またこのとき、堤防敷地は工事施工に至るまでいつ使用しても差し支えないことが取り決められた [50]。

同月には工事請負についての契約が結ばれた。定広集落から安沢集落までの工事は岡部直景が責任者となり、高江集落から高屋集落までの工事は五十嵐千代三郎が責任者となって工事を請け負った [51]。工事は、同月 29 日起工式を挙げ、五十嵐千代三郎が請け負った分は同年 9 月 7 日に、岡部直景が担当した分は翌明治 32 年 1 月 12 日に竣工した。春江堤防は、総延長 2,674 間、最高直高 6 尺 74、平均敷地幅 5 間 46、馬踏（天端幅）9 尺という規格であった（「九頭竜川筋右岸春江新堤」『調書』所収）。

（3）春江堤防周辺集落の動向

以上のような春江堤防築造の経緯の中で、周辺集落の動向について注目すべきは、大牧、井向、取次、上小森、下小森、石塚の 6 集落が、請願書を作成したり土地買収費用を連帯で負担するなど、春江堤防築造に向けて積極的に関与してきたことである。本保県、敦賀県、石川県、福井県のいずれの管轄期においても、管轄県が変わる度に、まずこの 6 集落の春江堤防築造に向けての動向が確認でき、またこうした動向は春江堤防築造まで継続的にみられた。また明治 8 年以降は五十嵐千代三郎が春江堤防築造に向けて尽力したことで、二日市集落も春江堤防築造に対して積極的に関与するようになる。

一方で、春江堤防築造に反対した集落も確認できる。一度のみ築堤に反対した集落として、明治 19 年の菖蒲谷ほか九頭竜川左岸の集落や、明治 27 年の針原、西太郎丸、本堂、河合鷲塚といった集落が確認できる。中でも注目すべきは、継続的に春江堤防築造に反対した正善、布施田新、安沢、高江の 4 集落の動向である。本保県管轄期にあたる明治 4 年においては、正善、布施田新、安沢の 3 集落が春江堤防築造に対し反対の申し立てを行った。また敦賀県および石川県の管轄期においては、明治 8 年には春江堤防築造への苦情の申し立てを行ない、明治 11 年には土木課係員の作業の妨害といった動きがみられた。敦賀県および石川県の管轄期には、高江集落にも反対の動きがみられるようになった。福井県の管轄になると安沢集落などの糾合により、明治 19 年には 31 集落の総代が「堤防築造差拒願」を提出するといった動向がみられた。これには安沢集落のほか、正善、布施田新、高江といった 3 集落の総代の署名もみられる。以上のように、春江堤防築造に向け、積極的に関与した集落や、継続的に反対した集落がみられたが、こうした各集落の動向をまとめたものが表 3 である。

表3 春江堤防築造に対する周辺集落の動向

管轄県	表2中の番号	年月日	春江堤防築造に対し積極的に関与した集落							継続的に反対の動きがみられた集落			
			大牧	井向	取次	上小森	下小森	石塚	二日市	正善	布施田新	安沢	高江
本保県	1	明治4.8.21	○	○	○	○	○	○	/	/	/	×	/
	2	明治4.11.18	○	○	/	/	/	/	/	×	×	×	/
	3	明治5.4.9	○	/	/	/	/	/	/	○	○	○	/
敦賀県	4	明治6.12.10	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/
	6	明治8.9.5	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/
	16	明治8	○	/	○	○	○	○	/	/	×→○	×→○	×→○
石川県	12	明治10.5.13	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/
	14	明治10.8.25	/	/	/	/	/	/	/	/	/	×	/
	15	明治11.2.2	/	/	/	/	/	/	/	/	/	×	×
	16	明治11.2.3	○	/	○	○	○	○	/	/	×	×	×
	17	明治11.4.14	/	/	/	/	/	/	/	/	×	×	×
	18	明治13.1.20	○	○	/	○	○	○	/	/	/	×	/
福井県	19	明治13.4.19	○	/	/	/	/	/	/	/	/	×	/
	20	明治15.9.2	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/
	21	明治18.7.12	○	○	/	/	/	/	○	○	○	○	○
	22	明治18.7.13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	23	明治19	/	/	/	/	/	/	/	×	×	×	×
	24	明治19.12.20	○	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/
	25	明治20.11.10	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/
	26	明治21.3.23	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/
	27	明治21.11.18	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/
	29	明治25.10.29	○	○	/	○	/	○	○	/	/	/	/
	30	明治26.1.18	○	○	○	○	○	○	○	/	/	○	/
	33	明治28.3.1	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/
	34	明治28.4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	35	明治28.9.14	/	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/
	36	明治29.4.20	/	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/
37	明治29.7.22	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	
40	明治30.2.9	/	○	/	○	/	○	○	/	/	○	/	
41	明治30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
43	明治30.7.28	/	○	/	○	/	○	○	/	/	○	/	
45	明治30.10.30	/	○	○	○	/	○	○	/	/	/	/	
46	明治30.11.28	/	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	
49	明治31.3.15～17	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	
51	明治31.3.23	/	○	/	/	/	/	○	/	/	/	/	

【調書】より作成。

※たとえば、敦賀県権令が築堤予定地の検査を指示する旨が記された明治7年の「指令」など、各集落の動向が一切確認できない文書は除外して作成した。

※○は築堤希望の動き、×は築堤反対の動きを示す。記載がみられないものには斜線を施した。

また、こうした集落では毎年浸水が起きていたことが注目される。明治8年の洪水時には、明治維新前は1、2日の浸水に過ぎなかったものが7日あまりも浸水し、被害が増大していた。明治18年の洪水時には、九頭竜川から離れた集落においては浸水高が1.2丈に達し、築堤に反対していた安沢集落においても、作物の腐敗や流失といった被害がみられた。明治20年には、上流からの河川の濁流が無堤区間において散開し、土砂の堆積による河床の上昇や、砂の堆積による河川の通水が悪くなったことで浸水がおき、その被害により生活が立ち行かなくなり、移住せざるをえなかった者も多くいた。こうした被害は、九頭竜川下流域においては、湛水による水

害が顕著であったことを示している。こうした湛水を速やかに排出するため、九頭竜川下流域では連続した堤防を築造せず、随所に間隙を設けていた。このような状況にあつて、とくに継続的に春江堤防築造に反対した正善、布施田新、安沢、高江の4集落には、どのような反対理由があつたのだろうか。

3 春江堤防築造反対の理由

『調書』のうち、春江堤防築造反対の理由が明記されているものは5点ある。すなわち、明治4年8月と11月に作成された「乍恐以書付奉願上候」、明治11年に作成された「願書」および「願村ニ対シ答申」、明治19年に作成された「新堤築造差拒願」である。また、明治22年に作成された「新堤防築造御中止願」（旧大石村役場文書、坂井市役所春江支所蔵）にも反対理由が明記されていることが筆者の調査で判明した。本章では、これらの文書に述べられている春江堤防築造反対の理由を分析する。

(1) 明治4年における反対理由

最もはやくみられる反対理由は、明治4年8月の「乍恐以書付奉願上候」に明記された安沢集落の反対理由である。次のように記されている。

（前略）付函（筆者注：「明治四年五月ノ水害図面」のこと。図6を参照）中ノ石塚堤ハ全年礮部川筋改修ノ際、其西岸ニ繁茂セル竹木ヲ伐採セシメラレンコトヲ安沢村ヨリ願出テ、福井藩庁ハ之ヲ地懸リ石塚村ニ命シタルニ、石塚大牧等ノ各村ハ洪水ノ防御タル竹木ナルヲ故ヲ以テ伐採ヲ拒ミタリ。於之藩庁ハ、築堤ヲ許シ竹木ヲ伐採セシム。此築堤ハ春江堤防築造願ニ対シ安沢村ノ拒障セシ一原因ナリシト云フ

明治3年の礮部川改修の際、安沢集落は礮部川西岸の竹木の伐採を福井藩に願い出た。福井藩は竹木の伐採を石塚集落に命じたが、洪水の防御をなす水害防備林であつたため、石塚や大牧といった集落は反対した。これに対し福井藩は堤防の築造を許可し、その上で竹木を伐採させた。このことが、安沢集落が春江堤防築造に反対をする原因のひとつであるという。

ここで注目すべきは、安沢集落が願い出た竹木伐採は果たされたものの、そのかわりに築堤がなされたことで安沢集落が春江堤防に反対しているということである。ここで築かれた堤防は、前章でふれた石塚堤である。洪水の際、無堤区間より流入した河川流水は、図6からもわかるように、安沢集落を經由して石塚集落や大牧集落に流れていくことになるが、この水流を差し止めるものが礮部川西岸の竹木であり、石塚堤であつた。

竹木や石塚堤、春江堤防があることで安沢集落に生じる問題はここには明記されていないが、後にみていく理由から、竹木や石塚堤、春江堤防から越流した河川流水が、それらによって排水されなくなることで、安沢集落における湛水被害が増大することを危惧していたものと考えられる。

次に反対理由が明記されている文書は、同年11月に作成された「乍恐以書付奉願上候」である。本保県に対し、反対者に「説諭」をするよう請願したこの文書では、反対の理由が次のように示される。

安居川（筆者注：九頭竜川）筋堤形無之部分新堤築立之義（中略）右川添地掛リ村々江堤敷潰地之事共頼証仕候ニ、正善村布施田新村ハ僅カシキ下畑反別相潰し候ヲ仰山ニ申立、両村ヲ堤外ニ致呉候様故障致候ニ付テハ、右両村申立之通り堤外ニ被成下置候ハバ願村初願之通りニシテ、殊ニ便宜ニ罷成候モ御上意ト服セサル申立ニ有之候。又安沢村義ハ、新堤築立無之候テハ願村同様水害逃兼候場所柄ナルニ拘ラス、新堤築立相止呉候様是亦故障申立無謂取合ヒ間、乍恐右故障申立之者共江御理解被成下被様只管奉願上候以上

ここでは、正善、布施田新集落において、堤防敷地となって耕地（下畑）が減少することが「仰山」（おおげさ）に申し立てられ、「両村ヲ堤外ニ致」すよう「故障」しており、春江堤防による耕作地の減少を理由として反対したことがわかる。ただし、すでに木部堤の堤内に位置している正善集落を春江堤防の堤外とするなど、実現が難しい要求がなされている側面も見受けられる。また、築堤を希望する集落と同様に水害を受けるにも関わらず、安沢集落も築堤に反対しているという旨も記されている。安沢集落のこのときの反対の理由は不明であるが、これは前文書にみたように石塚堤をめぐるものであったと思われる。

（２）明治 11 年における反対理由

続いて反対理由が明記されている文書は、明治 11 年 2 月 2 日の「願書」である。これは潰地の「分別公租共一筆限帳」の調製に際し反対する集落があったため、これらの集落に対して特別の「御説諭」を行い、一刻もはやく到着するように取りはからうことを石川県に請願した文書である。ここでは布施田新、安沢、高江の 3 集落の春江堤防築造反対の理由が次のように述べられている。

右村去ル明治四年以降数十度ノ上願仕候（中略）高江村安沢村布施田新村ノ三村ニ於テ故障申立、尚同意者ヲ誘頼仕居候。之ハ将来ニ於ケル狐疑ノ想像ヲ抱クニ至レルト、潰地許多ナル等ノ為ニシテ、種々交渉致候得共服従不致（中略）右故障村ノ者共致召特別之御説諭ヲ為加一時モ疾ク到着候様御取計致成下度、伏テ奉歎願候以上

「狐疑ノ想像」については、同文書に「狐疑ノ想像トハ、築堤後大水ニテ堤ノ破壊セシトキハ反テ水吐悪クナリ損害一層大ナリト云フニアリ」と記されている。ここでは春江堤防築造後、この堤防が洪水によって破損した場合排水を阻害し、浸水被害が一層大きくなることが述べられている。同時に、堤防による潰地が多いことが反対の理由として述べられている。

明治 11 年 4 月 14 日の「願村ニ対シ答申」には、春江堤防築造に対する反対の理由を口頭で調査した結果がまとめられている。この文書は宛先や提出者は不明であるが、反対理由に対して否定的な見解を行っていることから、春江堤防築造に賛同する人物によって作成されたものと考えられる。そこには次のような反対理由が記されている。

一安沢村義ハ、川辺ノ尚高キ所ニテ大河ヨリ出水押来リ候トモ、大河減水ニ応シ引去リ且大河ハ暫時之水嵩ニ有之候得共、一時ノ水漬ニテ立毛之痛之薄キヨリ、反テ出水無之候テハ立毛生立不良杯申立、兎角他人ノ迷惑ヲ省之サルハ無謂意地立ニ有之候得共、其義御賢察被下テ出水ヲ受ケ立毛生立間敷ト相唱ヒ、新堤御嫌候ニ於テハ築堤線ヲ変更シ堤分之可取除様御申渡之程願上候

一高江村布施田新村之義ハ、潰地ヲ迷惑スル様申候モ、底意ハ願村ヨリ与内ヲ得ント欲スルモノト被見少候

一針原村ナドハ少モ水害ヲ受ケズト称シテ可ナル類ノ村ニシテ、又新堤築立候障碍無之ヲ安沢村ニ被誘頼故障候義ニ有之候。針原村申立ニハ、自村ノ水上ニ築立在ル堤防若シ相切レ候時ハ、自村モ水漬候杯ト申候。之ハ水上ノ堤切レ候時ハ其水下村々水浸候ハ当然ニテ新堤ヲ築造シタルトテ蒙ルモノニ無之。又土地ノ高低ハ安沢針原村辺ニ水増シ滞留ノ義無之全ク、安沢村ニ被誘愚昧之故障申立候モノト存候

まず、安沢集落は河川沿岸の微高地（自然堤防）に位置しているため、九頭竜川の洪水により水が浸水しても、その水は洪水がおさまるにつれ自然に九頭竜川に戻っていくという特徴が述べられている。そうした安沢集落では九頭竜川の氾濫は稲に害は少なく、かえって氾濫がなければ稲（立毛）の生え立ちが不良となることが述べられている⁽⁴³⁾。同文書ではさらに、高江、布施田新集落の反対理由について「潰地ヲ迷惑スル様申候モ、底意ハ願村ヨリ与内ヲ得ント欲スルモノト被見少候」と記されている。「与内」とは同文書内で「与内トハ補助ノ如シ」と補足されて

おり、潰地を理由に堤防築造に反対しているが、本心としては築堤を希望する集落から補助を得ようとしている、いわば条件闘争的な側面もみられるという。この補助が具体的に何を指すかは不明である。

なおこの文書では、安沢集落に「誘頼」された針原集落も堤防築造に反対する集落としてみられるが、針原集落はすこしも水害を受けないとみてよい集落であり、また堤防築造によって問題が生じる集落でもないとされている。

(3) 明治19年における反対理由

次に反対理由が明記される文書は、「安沢村等ハ又々変心シテ」対岸の集落も糾合し提出した明治19年の「新堤築造差拒願」である。安沢集落においても大きな水害被害が発生した明治18年の翌年のものであり、春江堤防築造反対の動きとして象徴的である。この文書では、大きく5つの反対理由が述べられている。まず第1として次のような理由が挙げられている。

第一

元来右堤防敷地ニ相成ルヘキ吉田郡高屋村外四ヶ村ハ、其耕作地ヲ以テ戸数人口ト相比スルニ於テハ常ニ其耕作地ニ不足ヲ告クル義ニテ、現ニ村方ニテ頭分十四、五名ヲ除ク外ハ中等以下ノ人民ニ至リテ八年々他村ヨリ莫大ナル穀物ヲ買入ルカ如キ事実ニ有之候処、今却テ此堤防敷地ヲ御官用有之候ニ於テハ、忽チニ耕作地ニ不足ヲ告ケ村民一部分ノ者共直チニ家業ヲ相失スルカ如キ不幸ナル迷惑ヲ受クル輩モ出来仕義ニ候。殊ニ該堤防敷地御定杭ノ場所ハ、右各村地価等級第一等ニ位置スル場所柄ニテ実ニ村方ニ於テハ要用不可欠地所ナル義ニ御座候間、其辺更ニ御諒察奉仰候

ここでは、堤防敷地が生じる集落は耕作地に対して人口が多く、常に耕作地が不足している。現在集落の中でわずかな「頭分」（地主層）を除く住民は中等以下の生活をしており、ほかの集落から穀物を買っている。堤防敷地が官有地となってしまうと耕作地がいつそう不足し、一部の住民は家業を失うこととなる。とくに堤防敷地となる場所は地価等級が第一等に位置するため、集落にとっては不可欠な場所であり、これを理解する必要があると述べられている。

耕作地が不足することが主に述べられていることから、ここでは耕作地の減少を理由として春江堤防築造に反対していることがわかる。ほかにも堤防敷地が生じる集落では住民間の階層分解が生じていたこと、そして堤防敷地となる河川沿岸の土地が住民にとって「第一等ニ位置スル」価値をもっていたことがわかる。たとえば安沢集落においては、九頭竜川の淵まで畑として利用していた（図10）。こうした土地利用は、ほかの沿岸の反対集落であった正善、布施田新、高江集落においても同様であったと考えられる。つづいて第2の理由として次のように述べられている。

第二

(中略) 本郡有名ナル彼ノ春近用水二十五ヶ村ノ末江ノ村方モ有之、且ツ磯部川ノ如キ澄滞大悪水モ皆々此沿岸即チ吉田郡六日市村ヨリ坂井郡正善村マテ堤防無之処へ直ニ流入スル義ニ御座候へハ、今更該沿岸へ新ニ堤防ノ築造スヘカラサルノ理由ハ誠ニ分明ナル義ト奉存候。論者或ハ新堤防中数箇ノ水閘ヲ設ケ、一ハ以テ該川ヨリ流入スル処ノ洪水ヲ防キ、一ハ以テ中央凹部ノ悪水ヲシテ該川ニ流注セシメント云ハルルカ、是レ即チ論者カ新堤防ノ金城鉄壁トセラル、口実ナリト雖殊ニ知ラス。該沿岸ニ於テ古来ヨリ堤防ノ無之義ト一朝霖雨洪水ニ際シテ、畢竟該川流入水ノ害ヨリモ中央凹部各村ノ澎湃タル溜水ヲシテ直チニ該川ニ経過セシメンカ為メナルヲ、然ルニ区々数箇ノ水閘以テ此ノ大悪水并ニ凹部ノ溜水ヲシテ該川ニ流入セシメナハ憂ヒ無之ト云ハ、実ニ本郡ノ水理ヲ知ラサルモ亦タ甚シキ (以下略)

これによれば、「本郡有名」な春近用水川と「澄滞大悪水」である磯部川が流れているが、これを鑑みると九頭竜川沿岸に堤防を作るべきでない理由は明らかであるという。築堤を希望する

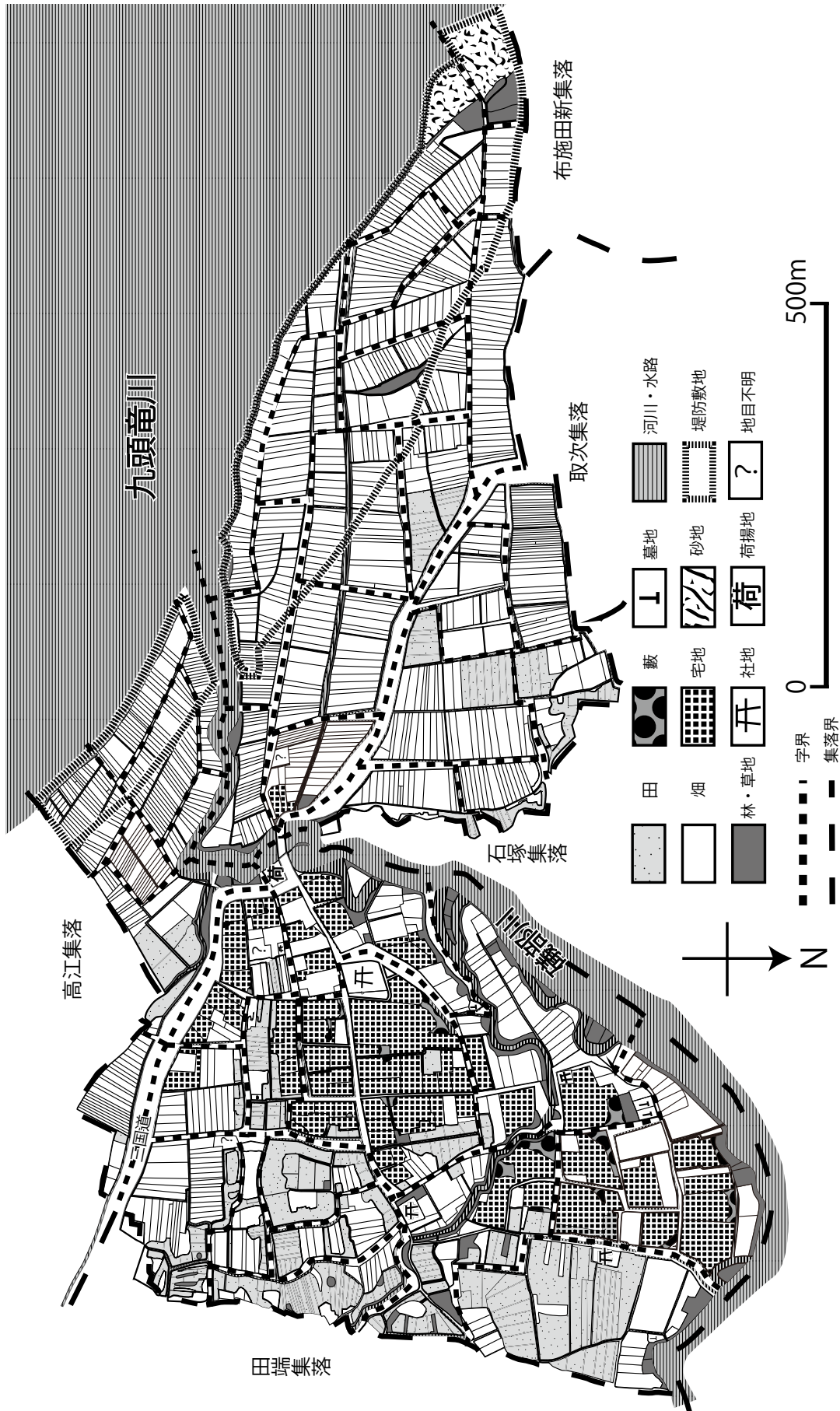


図10 明治期の安刈集落における土地利用と堤防敷地
 「越前国際坂井郡安刈村字限地籍絵図」（明治13年、坂井市役所蔵）より作成。

者は、数個の水閘を設けて浸水を防ぎつつ悪水を排水しようと述べているが、そもそも沿岸部に堤防が存在しないのは、悪水や内陸の窪地の溜水をただちに九頭竜川に流入させるためである。数個の水閘によって悪水や溜水を九頭竜川に流入させるのは、本郡の水理を知らないことだという。春江堤防が築造されることで、春近用水川や磯部川といった九頭竜川の支流が洪水・氾濫した際、排水に問題が生じることが理由として述べられているのである。第3の理由としては、次のような反対理由が述べられる。

第三

九頭竜川沿岸堤防タルヤ、治水ノ際ニハ其破壊ノ処多少有之候ヘトモ、古来ヨリ該川ノ水勢吉田郡下森田地籍字六枚橋ヲ以テ破壊ノ度ヲシテ尤モ甚シカラシム。若シ其レ六枚橋ヲ破壊セシメンカ、坂井郡中央凹部数百ノ村方ハ忽チニシテ田畑変シテ澎湃タル海洋ノ如ク実ニ見ルニ忍ヒサルノ惨状ヲ呈セシ（中略）今将サニ御築造セラレントスル処ノ吉田郡六日市村ヨリ坂井郡正善村ニ至ル九頭竜川沿岸ニ於テ、殊ニ堤防築造ノ無之カ為メ又一朝ニシテ該沿岸ヘ洪水ノ流入スル処ト相成其不幸ヲ免カレ来リシ（以下略）

これによれば、九頭竜川沿岸の堤防は洪水の際に決壊する可能性があるが、上流に位置する吉田郡森田集落の字六枚橋での決壊が最も甚だしく、もし六枚橋で堤防が決壊した場合、坂井郡の中央の窪地は水害を受けることになるという。こうした水害は、今築堤しようとしている春江堤防がなかったため、速やかに上流から流れ込んだ河川流水が九頭竜川に排出され、大きな被害が生じることがなかったと述べられている。このことから、春江堤防築造に反対する理由は、さきほどの第2の理由と同様に、九頭竜川の洪水がもたらす浸水に際して、排水が阻害されることで大きな被害を生むためであるといえる。続いて第4の理由として次のように記されている。

第四

（中略）此新堤防川東沿岸ニ対スル川西沿岸ノ地所、即チ坂井郡天菅、江上、御所垣内ノ各村ノ地係ハ些カ以テ堤防ノ形ヲ為スノミニテ、殊ニ島村ノ如キハ堤防并ニ堤敷地等モ無之義ニシテ、該川東西両岸ニ於テ相方其権衡ヲ得セシメタルモノニ御座候。然ルニ今該川東新堤防地ニ対スル該川西村々ノ沿岸ニ於テ堤防築造ノ御見込無之ハ如何ナル次第二御座候哉。其レ該川東沿岸ニシテ堤防御築造有之候ヘハ、一朝該川洪水漫溢ノ節ハ其大水ヲシテ独リ該川西村々ニ湊合セシムル（中略）両岸ニシテ一朝堤防ノ御築造相成候フカ如キ有之候ヘハ、其勢必ラス他ノ沿岸ニ於テ堤防破壊ノ地所ヲ生セシムルコトヲ除キ、乙村（筆者注：川西村々）ニ於テ数難ヲ生セシムル義ニテ誠ニ五十歩百歩ノ義ニ可有之ト奉存候。左様候ヘハ、乍恐地方税ニ於テモ終ニ県民ノ堪ユルヘカラサル処ノ莫大ナル土木修繕費ヲ増加スルニ至ラン（以下略）

ここでは次のように述べられている。春江堤防が築造される九頭竜川右岸に対し、九頭竜川左岸には堤防がない。両岸に堤防を築き権衡（釣り合い）を図る必要があるが、左岸に築堤の予定はない。これでは左岸の集落に河川流水が流れ込むことになり、左岸の集落が被害を受けることになる。しかし、両岸に堤防を築くことで、必ずほかの堤防が破壊されるが、そのことを除いても数難を発生させることになる。これにより地方税（土木修繕費）が増加し堪えられないという。地方税の負担すなわち経済的負担が増大することが反対の理由となっていることが指摘できる。最後に第5の理由として次のように記されている。

第五

謹テ本県甲第三十六号起工順序ヲ読ムニ（中略）各関係者ニシテ其利害ノ有無ヲ詳明セシメ、其利益ノ実ニ洪大ニシテ其害ノ誠ニ僅少ナルモノニテ事実已ムヲ得サルモノニアラサレハ、恐クハ許可シ玉ハサルノ意ナラン（中略）然ルニ該新堤防ノ如キハ其害ノ誠ニ洪大ナル以上申シ述フル事実有之ニモ聞セラレス、其又各多数ノ関係村ニ一応ノ協議モ遂ケサル（以下略）

ここではまず福井県布達甲 36 号⁽⁴⁴⁾の起工順序にもとづいて、堤防築造によって生じる利益が大きく、害が小さいことを関係者に説明しなければ工事は許可されないことが述べられる。そして、春江堤防による害は大きい、そのことを関係集落に協議していないという。すなわちここでは、春江堤防築造について反対する集落があるにも関わらず、工事が許可されるべきではないと述べられている。この第 5 の理由では、なぜ集落が反対しているのか、その理由は示されていない。

(4) 明治 22 年における反対理由

正善、布施田新、安沢、高江の 4 集落が福井県知事安達利綱に提出した明治 22 年の「新堤防築造御中止願」には、次のような理由が記されている。

(前略)抑吾々四区ノ地形タルヤ本郡最大ノ凹地タリ。加之春近川二十五区并礮部川三十余ヶ区ノ大悪水及霖雨ノ節ハ、右五十余ヶ区ノ田畑一円ニ溜ル水一勢ニ私共四区地籍へ落込然ル後九頭竜川へ流注セリ。剩へ当国吉田郡下森田区地籍字六枚橋ト称スル処ノ堤防ハ破壊ノ度ヲシテ尤モ甚シカラシム。若シ六枚橋ヲシテ破壊セシメシカ、坂井郡凹部数十ヶ区ハ忽チ田畑変シテ膨湃タル海様ノ如ク実ニ見ルニ忍ビザル惨情ヲ呈セシ

ここでは正善、布施田新、安沢、高江の 4 集落は凹地に位置し、春近用水川、礮部川の氾濫によって田畑が浸水被害を受けるが、その後氾濫した水は九頭竜川へ流れ込むことが述べられている。加えて、この 4 集落より上流に位置する吉田郡森田集落の字六枚橋の堤防が決壊することでその被害が大きくなることが述べられている。これらは、春近用水や礮部川の氾濫のほか、九頭竜川上流部の堤防の決壊によって流入した水が 4 集落を通過し九頭竜川本流へ排水されることを意味し、春江堤防によってこの九頭竜川への排水が妨げられ、浸水による被害が増大することを危惧したものといえる。

以上で検討してきた明治 4 年、明治 11 年、明治 19 年、明治 22 年における堤防築造反対の理由をまとめると、表 4 のようになる。

表 4 春江堤防築造に対する反対の理由

時期 \ 集落名	正善	布施田新	安沢	高江
明治 4 年	● (耕地〈下畑〉が減少するため)	● (耕地〈下畑〉が減少するため)	▲ (排水が阻害されるため)	
明治 11 年		▲ (排水が阻害されるため) ● (潰地が多く生じるため) ■ (補助を得るため)	▲ (排水が阻害されるため) ● (潰地が多く生じるため) ▼ (稲の生育が悪化するため)	▲ (排水が阻害されるため) ● (潰地が多く生じるため) ■ (補助を得るため)
明治 19 年	● (耕作地不足となるため) ▲ (春近用水川・礮部川といった支流の排水の妨げとなるため。また上流の堤防が決壊した際、浸水による被害が増大するため) ◆ (堤防の維持・修復による経済的負担を担いきれないため)			
明治 22 年	▲ (春近用水川・礮部川といった支流の排水の妨げとなるため。また上流の堤防が決壊した際、浸水による被害が増大するため)			

「乍恐以書付奉願上候」(明治 4 年 8 月)「乍恐以書付奉願上候」(明治 4 年 11 月)「願書」[願村ニ対シ答申]
 「新堤築造差拒願」(いずれも『調書』所収)および「新堤防築造御中止願」(坂井市役所春江支所蔵)より作成。
 ※反対理由が明記されていない場合は斜線を施した。凡例は以下のとおりで、いずれも春江堤防築造による影響を示す。
 ●: 耕作地減少。▲: 排水阻害。▼: 稲の生育の悪化。■: 補助獲得のため。◆: 経済的負担の増大。

春江堤防築造反対の理由は次の5つといえる。すなわち、耕作地減少、排水阻害、稲の生育の悪化、補助獲得のため、経済的負担の増大である。集落ごとにみると、正善集落においては耕作地減少と排水阻害、そして経済的負担の増大であった。布施田新、高江の両集落は耕作地減少と補助獲得のため、そして経済的負担の増大であった。安沢集落は排水阻害と耕作地減少、稲の生育の悪化、そして経済的負担の増大が反対の理由であった。最も多くみられる反対理由は耕作地減少と排水阻害である。とくに、排水阻害という理由は、明治4年から明治22年まで一貫してみられた。

おわりに

本稿では『調書』を検討し、春江堤防築造までの周辺集落の動向や築堤反対理由を明らかにした。春江堤防周辺の集落では、坪田仁兵衛、岡部直景、五十嵐千代三郎が中心となって、各管轄県が変わるごとに県や国へ請願や陳情を行なった。中でも、大牧、井向、取次、上小森、下小森、石塚の6集落が積極的に関与し、明治8年以降は二日市集落がこれに加わった。同時に築堤に反対する集落がみられ、とくに、正善、布施田新、安沢、布施田新といった集落は継続的に反対していた。

また、明治維新前は1、2日の浸水に過ぎなかったが、明治8年の段階では7日あまりも浸水するなど、洪水による浸水被害が増大していた。明治20年には上流からの河川の濁流が無堤区間において散開し、土砂の堆積による河床の上昇や、砂の堆積による河川の通水が悪くなったことで浸水がおき、その被害により生活が立ち行かなくなり、移住せざるをえなかった者も多かった。

春江堤防築造に反対した理由は耕作地減少、排水阻害、稲の生育の悪化、補助獲得のため、経済的負担の増大の5つであった。集落ごとにみると、正善集落においては耕作地減少と排水阻害、そして経済的負担の増大であった。布施田新、高江の両集落は耕作地減少と補助獲得のため、そして経済的負担の増大であった。安沢集落は排水阻害と耕作地減少、稲の生育の悪化、そして経済的負担の増大が反対の理由であった。最も多くみられる反対理由は耕作地減少と排水阻害であり、とくに排水阻害という理由は明治4年から明治22年まで一貫してみられた。

ところで、排水阻害や補助獲得のためといった反対理由は、洪水・浸水時や堤防築造時に伴う一時的なものであるが、耕作地減少や稲の生育の悪化、経済的負担の増大といった反対理由は、一時的ではない普段の生活すなわち「平時」にも深く関係するものである。そのため、春江堤防築造に反対した集落が築堤に合意し、堤防の維持管理を行う水害予防組合に加入する背景には、「平時」における各集落の存立基盤に何らかの変化があったものと推察される⁽⁴⁵⁾。本稿では紙幅の都合もあり、築堤に積極的に関与した集落や築堤に反対した集落について、人口や地形環境、農業生産、洪水時やその後の対応方法などといった存立基盤について、詳細な検討ができなかった。これは、各集落や家に残る文書の調査と並行して行っていく必要がある⁽⁴⁶⁾。また築堤に反対した集落がどのような過程を経て、築堤に合意するのかについて検討できなかった。これらの点は、堤防新築とその維持管理という、地域におけるそれまでにない新たな治水秩序の形成という重要な問題である。稿を改めて検討したい。

【付記】

本稿作成にあたり、坪田仁兵衛家、坂井市役所春江支所、坂井市役所土地課税課および九頭竜川下流域沿岸のみなさまに資料閲覧や聞き取り調査などのご配慮、ご協力を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。なお本稿は、築堤に反対した動向を非難する意図は全くないことを記しておく。むしろそうした動向は、それまで培われた秩序や生活を維持しようとする住民の価値観の発露でもあり、その努力の歴史として評価することもできよう。

註

- (1) 本稿では、洪水は河川の流水増加現象のことを指し、それによって河道から河川流水があふれだすことを氾濫、氾濫した水が耕地や家屋に水が入り込むことを浸水とする。またそれらによって人間の生活が阻害されることを水害とする。この定義は次の文献による。大熊孝『増補 洪水と治水の河川史—水害の制圧から受容へ—』平凡社、2007、13-14 頁。
- (2) 河川改修とは、築堤をはじめ、河川の掘削、護岸など、洪水による水害を防止するために河川を改良する事業のことを指す（土木学会編『土木用語大辞典』技報堂出版、1999、182 頁）。
- (3) ①松浦茂樹・藤井三樹夫「明治初頭の河川行政」土木史研究 13、1993、145-160 頁。②松浦茂樹・藤井三樹夫「1875（明治 8）年の堤防法案の審議から 1896（明治 29）年の河川法成立に至る河川行政の展開」土木史研究 14、1994、61-76 頁。
- (4) 九頭竜川改修が河川法の適用を受け、国庫補助事業として施工できるよう帝国議会で訴えた政治家杉田定一の功績はよく知られる（①国土交通省近畿地方整備局福井工事事務所編、発行『九頭竜川流域誌』2002、288-291 頁）。しかし、杉田定一はこのことについて、当初あまり注力しなかったようである。すなわち、明治 27 年の反杉田派の非難に、九頭竜川、足羽川、日野川の「三大河川国庫支弁等の地方問題には御尽力もこれ無」とある（②家近良樹『ある豪農一家の近代—幕末・明治・大正を生きた杉田家—』講談社、2015、233-234 頁）。こうした杉田定一の中央政界進出を後押しするなど、その政治活動にとっても重要な人物が後にみる坪田仁兵衛であった。坪田仁兵衛は杉田定一に水害被害の詳細を書簡で伝えるなどしており、国会での主張のための情報を提供していたことが考えられる（③家近良樹・飯塚一幸『杉田定一関係文書史料集 第 2 巻』大阪経済大学日本経済史研究所、2013、314-317 頁）。
- (5) 土木学会編、発行『沖野忠雄と明治改修』2010、397-410 頁。
- (6) 二見鏡三郎「越前国九頭竜川改修計画私見」工学会誌 156、1894、669-701 頁。
- (7) ①春江堤防水害予防組合編、発行『春江堤防築造沿革略誌』1913、1-17 頁。②福井県坂井郡教育会編、発行『坂井郡誌』1912、47-53 頁。③木部村誌編纂委員編『木部村誌 全』坂井町木部支所、1962、350-380 頁。④齋藤与次兵衛編『春江町史』福井県坂井郡春江町役場、1969、734-782 頁。⑤福井県建設技術協会編『福井県土木史』福井県建設技術協会、1983、96-97 頁。⑥建設省近畿地方建設局編『九頭竜川—直轄事業のあゆみ—』近畿地方建設局福井工事事務所、1991、207-208 頁。⑦福井県編『福井県史 通史編 5』福井県、1994、624-633 頁。⑧毛利権一著、発行『堤防—暴れ川、九頭龍を制した男たち—』1998、203-357 頁。⑨前掲註 (4) ① 223 頁。
- (8) かつて筆者はこのことについて紹介したことがある（①伊藤大生「明治期九頭竜川下流域における堤防整備と住民による築造反対運動」歴史地理学 60-3、2018、32-33 頁、②伊藤大生「歴史の扉 堤防なぜなかった」福井新聞、2022 年 4 月 24 日）。
- (9) 坪田仁兵衛蔵、作成年不明。本資料は福井県史編さん事業の調査時に撮影されており、福井県文書館内にてそのデータおよび複製本が閲覧できる。
- (10) 科学技術庁資源調査所編、発行『九頭竜川流域の水害地形と土地利用』1968、51 頁。
- (11) ①福井県「九頭竜川水系 上流部ブロック 河川整備計画」2007、2-3 頁。②福井県「九頭竜川水系 中流部ブロック 河川整備計画 [変更] (原案)」2009、2-3 頁。③福井県「九頭竜川水系 下流部ブロック 河川整備計画」2007、2-3 頁。いずれも福井県発行。
- (12) 青野寿郎・尾留川正平編『日本の地誌 第 10 巻 富山県・石川県・福井県』二宮書店、1977。
- (13) 科学技術庁資源調査会編、発行『九頭竜川の治山治水調査に関する報告』1966。
- (14) 小出博『日本の河川—自然史と社会史—』東京大学出版会、1972、107-108 頁。
- (15) 寺村淳・大熊孝「北陸扇状地河川における霞堤の変遷とその役割に関する研究」土木史研究 24、2005、161-171 頁。
- (16) 小出博『日本の河川研究—地域性と個別性—』東京大学出版会、1975。

- (17) 多田文男「安定河川としての九頭竜川—その流域の地殻運動と水害—」駒沢地理 4-5、1968、29-33 頁。
- (18) 大矢雅彦「九頭竜川流域水害地形分類図について」地図 7-1、1969、27-30 頁。本節中の②～⑤の理由はこの研究による。
- (19) こうした湛水による被害は昭和期においても発生していた。宮越博輔「福井平野における水害の研究」人文地理 20-2、1968、232-248 頁。
- (20) 佐藤俊郎「越前平野の自然条件と農業水利構造 (1)」水利科学 11-6、1968、15-48 頁。
- (21) 九頭竜川下流域においては、大正初期以降の耕地整理によりほとんどの自然堤防が水田に転換されており、今日において自然堤防が発達していた様子を知ることは難しい。小出博『日本の国土—自然と開発 (下) 一』東京大学出版会、1973、296 頁。
- (22) 高瀬信忠・廣部英一「九頭竜川の洪水関係資料」日本海域研究所報告 19、1987、211-236 頁。
- (23) 前掲註 (7) ⑥ 123 頁。
- (24) 明治 21 年に福井県によって作成された「農事調査書」(『明治中期産業運動資料 第 6 巻』日本経済評論社、1979 所収)によれば、坂井郡と吉田郡の米作について、普通 4 月 28 日から 5 月 2 日に播種を行い、10 月 10 日から 10 月 17 日に収穫期を迎えたという。
- (25) 霞堤は中世末期以降全国的に築かれた。未熟な治水技術とされてきたが、近年各流域の自然環境を活かし洪水と共存する治水システムとして再評価されている(藤田佳久『霞堤の研究—豊川流域に生きている伝統的治水システム—』あるむ、2022、7-26 頁)。
- (26) 前掲註 (7) ⑥ 192-204 頁。
- (27) 安達実・五宝外美雄・蔵谷来三郎・北浦勝「近世近代の九頭竜川の治水」土木史研究 20、2000、313-318 頁。
- (28) 松平文庫蔵。慶応年間 (1865-1868) に作成後、明治 18 年ころ書き写された絵図とされ、幕末期の築堤状況が反映されている(福井県立博物館編、発行『川の生活誌—そのめぐみと恐れ—』1991、56 頁)。
- (29) 坪田仁兵衛 (慎之丞) 1838 - 1896。大牧集落の地主で、福井藩の大庄屋であった。坪田家当主は代々「仁兵衛」を名乗り、現在でも継承されている。本稿で取り上げる坪田仁兵衛の本名は慎之丞であり、坪田家の家系図によると 12 代目当主にあたる。明治 14 年には福井県議員に当選し、春江堤防築造に対する県費支弁の認可に尽力した。また、衆院議員として、九頭竜川を含む河川改修を国家事業として政府に建議し、可決へと導いた。これは後に河川法制定へと結実した(前掲註 (7) ④ 542-547 頁)。幕末期から明治期の坪田仁兵衛の功績については、前掲註 (7) ⑧に詳しい。
- (30) 岡部直景 1856 - 1926。井向集落の地主。幼名は辰仁といったが、後に弥右衛門、明治 24 年には直景と改名した。明治 22 年 1 月に福井県議員に当選し、同年 12 月に退職した(前掲註 (7) ④ 549-550 頁)。
- (31) 五十嵐千代三郎 1849 - 1906。二日市集落の地主。明治 8 年以降春江堤防築造に携わった。明治 14 年および明治 15 年には福井県議員に当選した(福井県議会史編さん委員会編『福井県議会史 議員名鑑』福井県議会、1975、138-141 頁)。
- (32) 出口政司「福井空襲時における福井県公文書」福井県文書館研究紀要 2、2005、95-104 頁。
- (33) 堤防敷地の明確な定義は存在しないが、本稿では堤防築造に際して埋め立てられたり、官有地となり耕作が許可されなくなったことで生産力を失った土地を潰地、堤防からみて河川側の土地を堤外地、この 2 つを包括するものを堤防敷地とする。
- (34) エッセルはオランダ人土木技師であり、政府御雇工師として来日した。明治 6 年の淀川水系の調査をはじめ、千代川、江戸川、利根川、信濃川、最上川、赤川などで改修工事の指導、設計に当たった。敦賀県においても明治 9 年に三国湊の改修設計を行い、九頭竜川においては水勢をおさえる沈床を設けた。九頭竜川沿岸の地形調査を行ったようであるが、事業の途中で敦賀県が廃止されたことで調査を中止せざるをえなくなった(前掲註 (7) ⑧ 236-249 頁)。
- (35) 「拒障」については、『調書』所収の「菖蒲谷村外三拾ヶ村ヨリ上呈ナシタル新堤防築造差拒願ト題ス

ルモノニ対スル弁駁ノ理由上申」〔24〕において、「差拒ミモ拒障モ同一ノ意味ヲ包含スルノ文字ニテ正当ノ事由アリテ述フル書面ハ其意見ノ反対ニ出ツル」とあり、正当な理由にもとづく反対意見とされている。また同文書にこれと同じ意味の「故障」という語もみられる。

- (36) たとえば木曾川では、河川改修に伴う国庫補助金を利用し、改修に反対する集落の土地を強制買収していた（①水谷英志「明治期における木曾川改修工事反対運動と「成工式」」歴史地理学 53-1、2011、37-54 頁）。一方で、当時国庫補助の対象となっていなかった九頭竜川では、財政的に土地の強制買収は不可能であったと考えられる。当時国庫補助の対象となった河川は、日本の産業資本確立のため、舟運をはじめとする交通網整備が図られる中で重要とされたごく一部の河川であった。ごく一部の河川とは、最上川、北上川、阿武隈川、阿賀野川、信濃川、庄川、利根川、富士川、大井川、天竜川、木曾川、淀川、吉野川、筑後川の 14 河川である（②前掲註 (3) ①）。
- (37) 福井県文書館蔵、矢尾真雄家文書「水難ニ付畑宅原野地稅年賦願」明治 18 年。
- (38) どちらも坪田仁兵衛蔵。これらの図の作成年は不明であるが、図中の集落が明治 19 年の「新堤築造差拒願」にみられる集落と対応しているため、明治 19 年ころ作成されたものと推定できる。
- (39) この文書の内容については、前掲註 (7) ⑧ 276-281 頁にて紹介されている。
- (40) このころ、全国的に河川改修に向けた動きが見みられるようになった。この背景には、明治 23 年に帝国議会在開設され、そこに全国から治水に関する国庫補助を求める請願が多くなされたことがあげられる（松浦茂樹『利根川近現代史』古今書院、2016、29-30 頁）。
- (41) 前掲註 (5) 399 頁。
- (42) 福井県議会編さん委員会編『福井県議会史 第 1 巻』福井県議会、1971、1196-1200 頁。
- (43) 河川氾濫によって肥沃な土壌がもたらされ、土地生産性が向上する事例は豊川でもみられ、洪水と共存した生活が営まれていた様子がうかがわれる（前掲註 (25) 53-81 頁）。
- (44) 明治 18 年に告示されたもので、原本は福井県文書館蔵矢尾真雄家文書にて確認できる。
- (45) 水害常襲地域においては、「水害時」のみでなく「平時」における地域構造の解明も重要な課題である（山下琢巳「天竜川下流域住民の洪水への備えと対応—水害常襲地域の「平時」に着目して—」小口千明・清水克志編『生活文化の地理学』古今書院、2019、56-70 頁）。
- (46) こうした資料は、その多くが福井震災で失われたとされるが、実は今なお多くの文書が残存していると予想される。実際、筆者が集落を調査中、住民の方々に古い書類をお持ちでないかお聞きしたところ、震災で失われたとのことであったが、後日家の中のタンスに被災後に回収されたと思われる古文書があったといった連絡を何度か受けた。現在春江堤防について、地元である現坂井市大石地区でも、まちづくり協議会が中心となって案内看板が設置されるなど関心が高まっており、地域と協働して調査を進めていくことも重要である（「幻の堤 春江堤防継ぐ 坂井 地元団体が案内看板」福井新聞、2022 年 4 月 29 日）。

福井軍政部関連福井震災資料群目録(2) 手紙類

瓜 生 由 起

解題

福井軍政部関連福井震災資料群は、福井県立歴史博物館が平成28年(2016)に市場より一括で購入した資料群¹⁾である。今回は、それらのうち、手紙・電信(計7点)について掲載する。

1. 資料について(概要)

6通の手紙と1通の電信から成る。資料の種別および日付順に一覧を掲載する(表1)。手紙のうち5通は封書で、表書きから、昭和21年(1946)から23年9月まで福井軍政部軍政官であったジェイムズ・F・ハイランド(James F. Hyland)中佐宛てと判明する。また、残り1通(No.5)も、内容と末尾の署名から、ハイランド中佐宛ての手紙と考えられる。電報(No.7)の宛名も同様にハイランド中佐である。

また、1通(No.6)を除いては、昭和23年6月28日に発生した福井地震に関する内容である。6月から8月の日付のあるものが5通、内容から同時期と思われるものが1通(No.5)である。

2. 資料及び解説

一覧(表1)の掲載順に従って、以下に個別の資料の写真、翻刻、日本語訳、解説を掲載する。なお、一覧中のNo.5については、内容から家族内の私信²⁾と判断し、写真掲載・翻刻は省略した。

凡例：

- ・資料は、画像、翻刻、(必要であれば)日本語訳の順に掲載した。
- ・翻刻にあたり、本文中の旧字体、異体字については、新字体に改めた。
- ・字句、人名、英単語等に誤りがある場合は、翻刻においては訂正せず(マ)を付した。
- ・日本語訳は、学芸員 瓜生由起による。

註

- 1) 資料群全体の概要については、当館紀要第13号(平成31年3月発行)の拙稿「福井軍政部関連福井震災資料群 (1) 写真」を参照のこと。
- 2) 京都の都ホテルに滞在している女性Annaが、夫(ハイランド中佐と推定される)に状況を知らせる内容。京都での暮らしぶり、関係者からの配慮のほか、夫からの連絡がなく寂しい思いをしていることを訴えている。

図版・翻刻・日本語訳

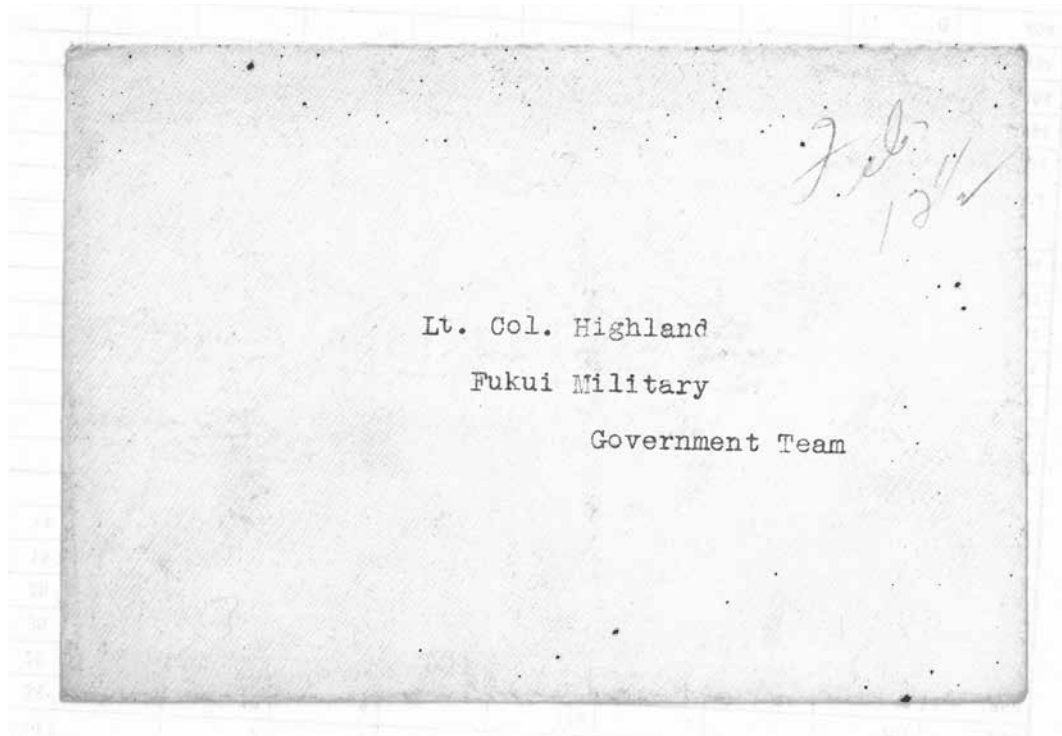
1. 封書

- ・封筒表面1 (タイプ打ち)

Lt. Col. Highland¹⁾ (ママ) / Fukui Military / Government Team

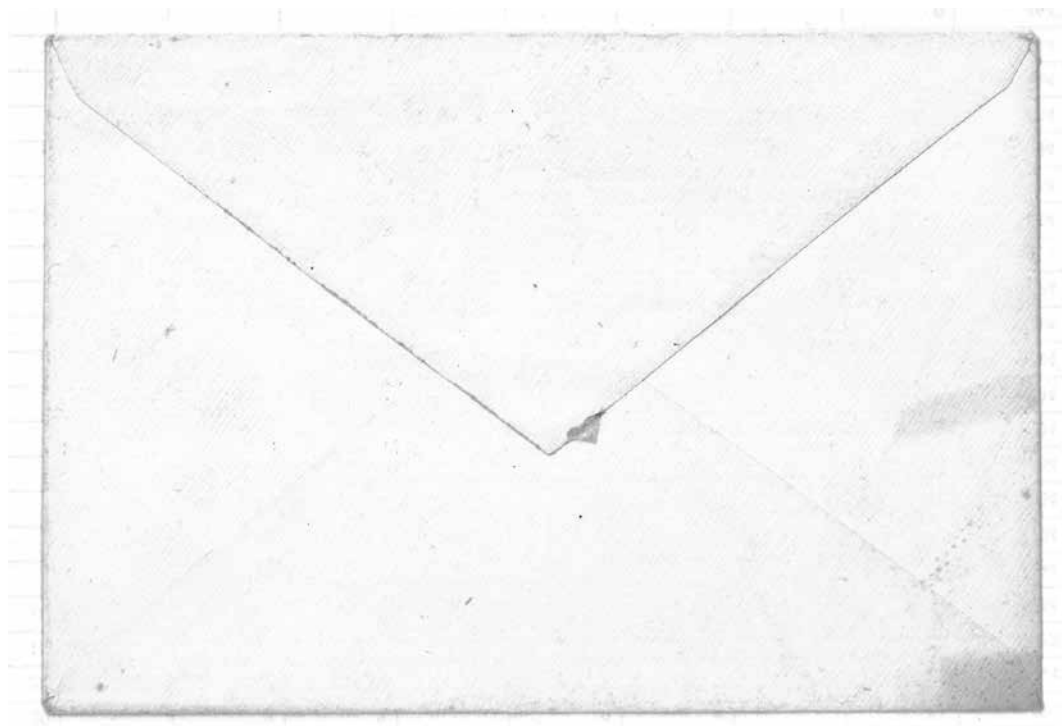
- ・封筒表面2 (鉛筆・手書き)

Jul / 12th



- ・封筒裏面

記載なし。



・便箋(本文タイプ、署名ペン字)

29 June 1948 .

TO Lt. Col. Highland


FROM Fumio Miura, Director of the Special Procurement Board,
Kyoto

SUBJECT: Earthquake in Fukui Prefecture

We received with consternation the sad news of the earthquake in Fukui region and hastened to express to you our heartfelt sympathy at this critical moment.

Needless to say, prompt relief measures will be undertaken by the Japanese Government, but if there's anything we can do to the gallant Occupation personnel in the devastated area we are entirely at your service.

Yours sincerely,



Director of the Special Procurement
Board, Kyoto

・翻刻

29 June 1948

TO Lt. Col. Highland (ママ)
FROM Fumio Miura²⁾, Director of the Special Procurement Board³⁾,
Kyoto

SUBJECT: Earthquake in Fukui Prefecture⁴⁾

We received with consternation the sad news of the earthquake in Fukui region and hastened to express to our heart-felt sympathy at this critical moment.

Needless to say, prompt relief measure will be undertaken by the Japanese Government, but if ther's (ママ) anything we can do to the gallant Occupation personnel in the devastated area we are entirely at your service.

Yours sincerely,

FUMIO MIURA (自署)
Director of the Special Procurement

・日本語訳

ハイランド中佐へ
特別調達庁京都支局長 三浦文夫より
件名：福井県の地震について

福井地方での地震という悲しいニュースを知り、我々はたいへん驚き、この危機的な時期にあたり、我々の心からの同情を取り急ぎ、お伝えいたします。

言うまでもなく、日本政府によって迅速な救援措置が取られることと思いますが、もし、その荒廃した地の勇敢な占領軍関係者のためにできることがあれば、我々は全力で働かせていただきます。

敬具
Fumio Miura (自署)
特別調達庁 京都支局長

2. 封書

- ・封筒表面 1 (タイプ)

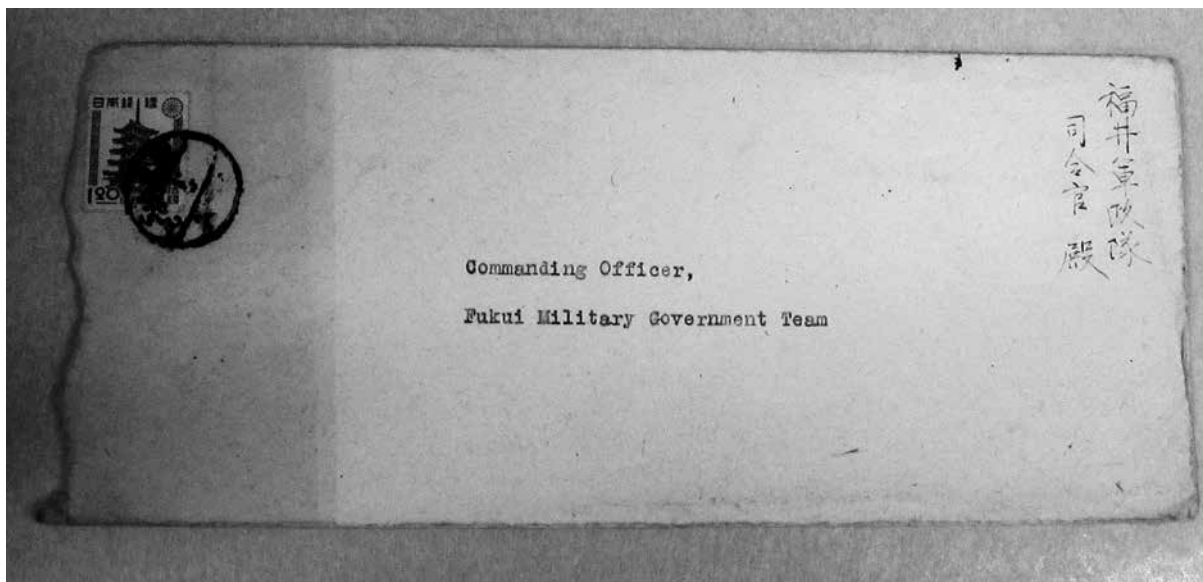
Commanding Officer, / Fukui Military Government Team⁵⁾

- ・封筒表面 2 (ペン・手書き)

福井軍政隊 / 司令官殿

- ・封筒表面 3 (消印)

□□□ / □ . □ (7カ). 2 / □□□

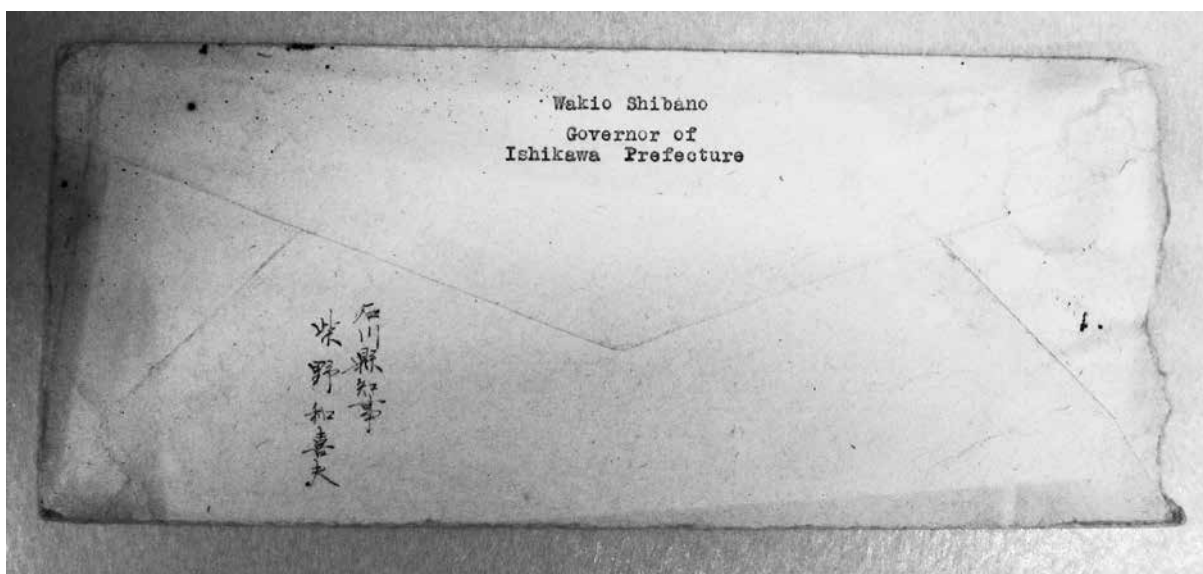


- ・封筒裏面 1 (タイプ)

Wakio Shibano / Governor of / Ishikawa Prefecture⁶⁾

- ・封筒裏面 2 (ペン・手書き)

石川県知事 / 柴野和喜夫



・便箋 (本文タイプ、署名ペン字)

Kanazawa City,
Ishikawa Prefecture

1 July 1948

Commanding Officer,
Fukui Military Government Team

Dear Sir:

I must express my sincerest sympathy to you for the horrible damages done by the great earthquake you have met with recently.

As time passed on, the informations brought in one after another reported that the damages done in your place were so severe and terrible as never heard of during recent years, and I am praying for the safety of you and of the personnel of your Headquarters.

In Daishoji-machi of this Prefecture, which also has suffered the serious damages in the earthquake, the whole town is seen, encouraged and inspired by the extraordinary relief and aid so expeditiously extended by the Occupation Forces, starting the reconstruction work of their devastated homes and streets.

On behalf of the whole prefecture, I am most deeply and sincerely grateful for the kindness extended by the Occupation Forces to this prefecture as well.

I remain,

Yours most faithfully,

W. Shibano

Wakio Shibano
Governor of Ishikawa Prefecture

• 翻刻

Kanazawa City,
Ishikawa Prefecture
1 July 1948

Commanding Officer,
Fukui Military Government Team

Dear Sir;

I must express my sincerest sympathy to you for the horrible damages done by great earthquake you have met with recently.

As the time passed on, the information brought in one after another reported that the damages done in your place were so severe and terrible as never heard of during recent years, and I am praying for the safety of you and of the personnel of your Headquarters.

In Daishoji-machi⁷⁾ of this Prefecture, which also has suffered the serious damages in the earthquake, the whole town is seen, encouraged and inspired by the extraordinary relief and aid so expeditiously extended by the Occupation Forces, starting in the reconstruction work of their devastated homes and streets.

On behalf of the whole prefecture, I am most deeply and sincerely grateful for the kindness extended by the Occupation Forces to this prefecture as well.

I remain,

Yours most faithfully,

W. Sibano (自署)

Wakio Shibano

Governor of Ishikawa Prefecture

・日本語訳

金沢市
石川県
1948年7月1日

司令官
福井軍政部

親愛なる司令官殿。

先日発生した大地震による甚大な被害に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

時間が経つにつれて、あなた方の地域での被害が、近年類を見ないほど深刻かつ恐るべきものであることが次々と伝えられ、私はあなたとご家族、司令部の皆さんのご無事を心から祈っています。

本県の大聖寺町も、この地震で大きな被害を受けましたが、町全体は、占領軍による格別な救援と援助が迅速に行われたことにより勇気づけられて、意欲的に損壊した家屋や通りの再建に着手しております。

県民に代わり、占領軍の本県へのご厚情につき、心より感謝の意を表します。

かしこ
W. Sibano (自署)
柴野和喜夫
石川県知事

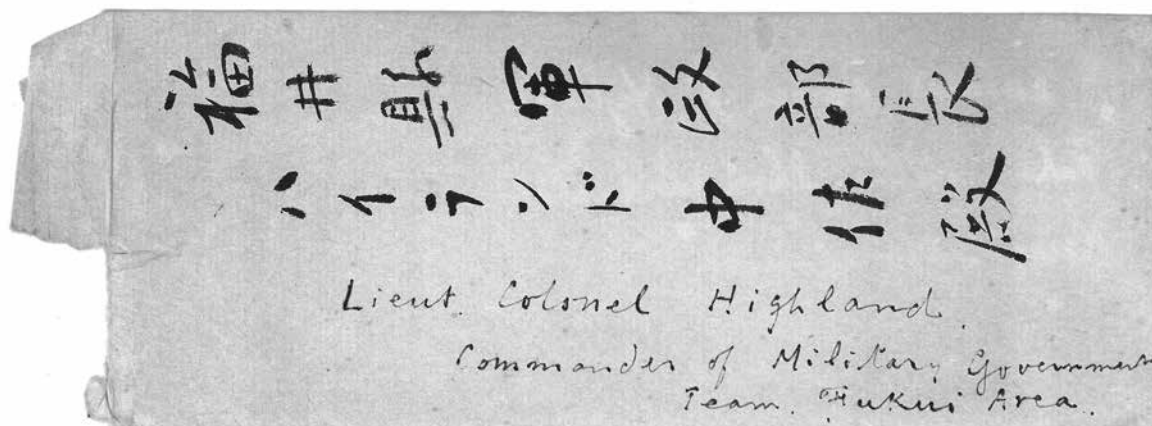
3. 封書

・封筒表面1 (墨書・手書き)

福井県軍政部長 / ハイランド中佐殿

・封筒表面2 (ペン・手書き)

Lieut (ママ) Colonel Highland (ママ) / Commander of Military Government / Team Fukui Area

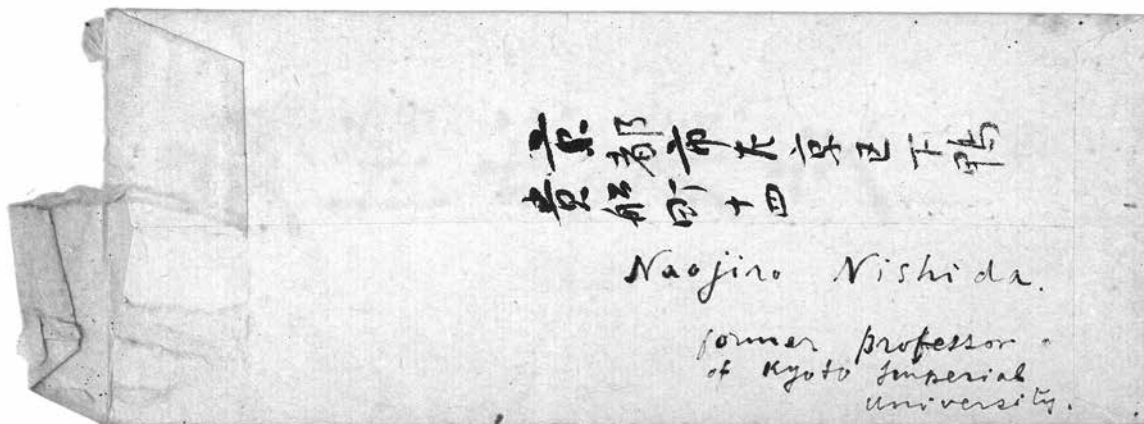


・封筒裏面1 (墨書・手書き)

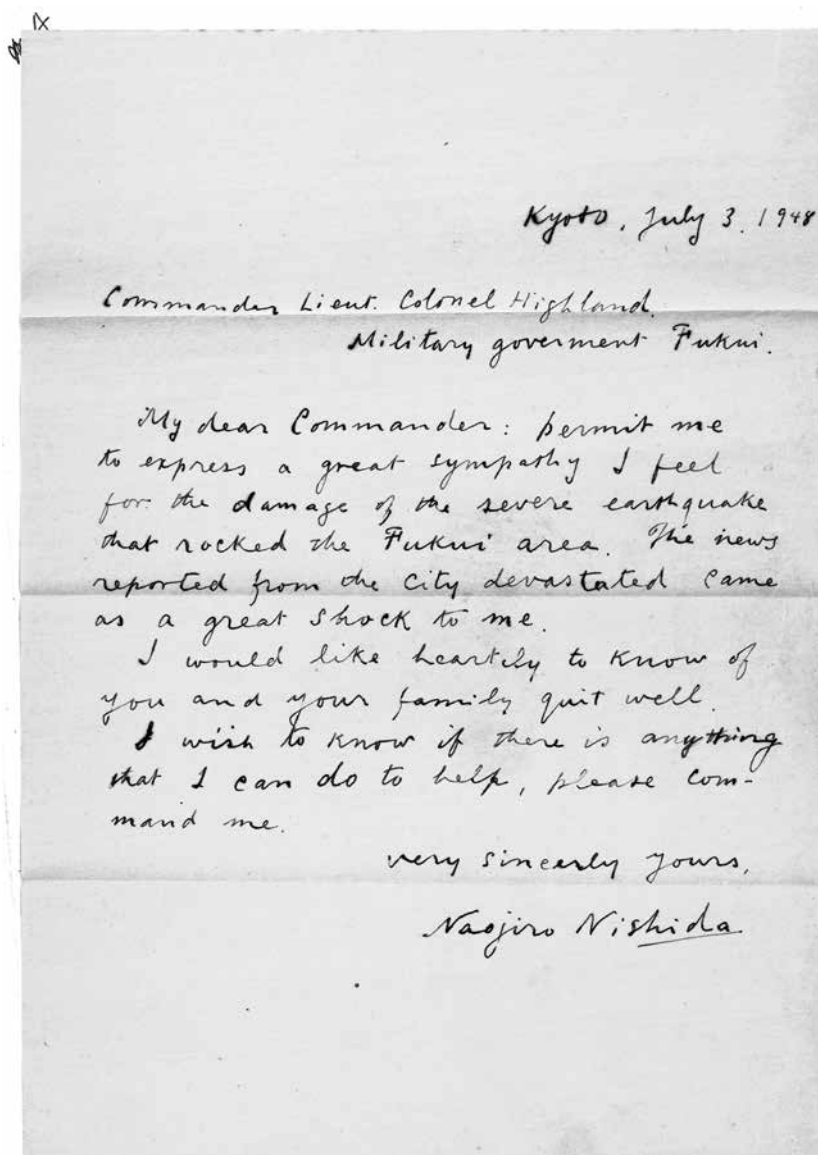
京都府左京区下鴨 / 貴船町十四

・封筒裏面2 (ペン・手書き)

Naojiro Nishida / former professor / of Kyoto Imperial / University⁸⁾



・便箋 (本文・署名ともペン字)



・翻刻

Kyoto, July 3, 1948

Commander Lieut (??) , Colonel Highland (??)
Military government Fukui

My dear Commander : permit me
to express a great sympathy I feel
for the damage of the severe earthquake
that racked the Fukui area. The news
reported from the city devastated same
as a great shock to me.

I would like heartly to know of
you and your family quit well
I wish to know if there is anything
that I can do to help, please com-
mand me

very sincerely yours
Naojirou Nishida

・日本語訳

京都、1948年7月3日

ハイランド中佐殿
福井軍政部

親愛なる司令官殿：このたびの福井県を震源とする大地震の被害に対し、心からお見舞い申し上げます。ニュースで報じられた荒廃した町の状況についても、大きなショックを受けています。

あなたとご家族のご無事を知りたいと心から思っています。もし、あなた方のために私に何か手助けできることがありましたら、どうぞお申しつけください。

敬具
西田直次郎

4. 封書

- ・封筒表面 1 (墨書・手書き)

福井軍政部 / 軍政官 ハイランド中佐殿

- ・封筒表面 2 (添え書き・ペン・手書き)

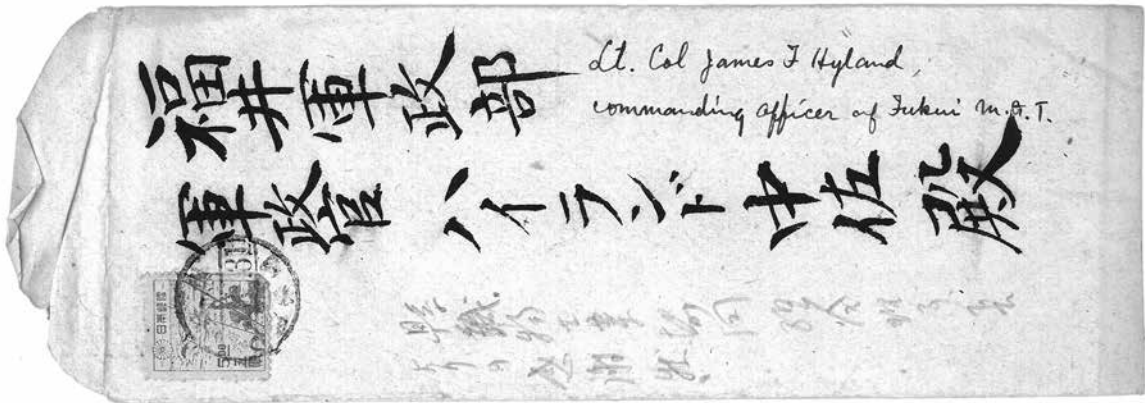
Lt. Col James F Hyland, / commanding officer of Fukui M.G.T.⁹⁾

- ・封筒表面 3 (添え書き・鉛筆・手書き)

県織物工業協同組合理事長 / よりの感謝状

- ・封筒表面 4 (消印)

字数不明 / □ . □ (8カ) .31 / 福井局



- ・封筒裏面 1 (墨書・手書き)

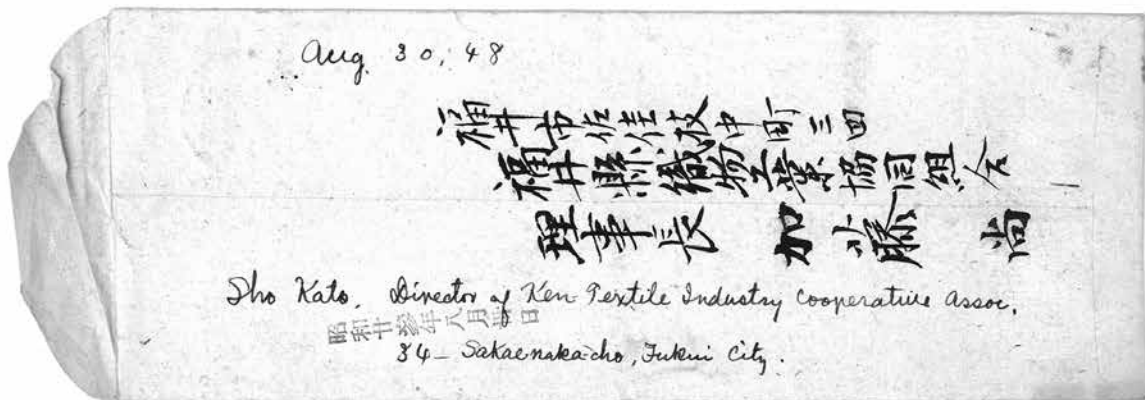
福井市佐佳枝中町三四 / 福井県織物工業協同組合 / 理事長 加藤 尚¹⁰⁾

- ・封筒裏面 2 (添え書き・ペン・手書き)

Aug. 30, 48 / Sho Kato, Director of Ken-Textile industry cooperative Assoc. / 34-Sakae-naka-cho, Fukui City

- ・封筒裏面 3 (スタンプ)

昭和廿参年八月卅日



・便箋 (縦り綴じ・本文和文タイプ)

9-1

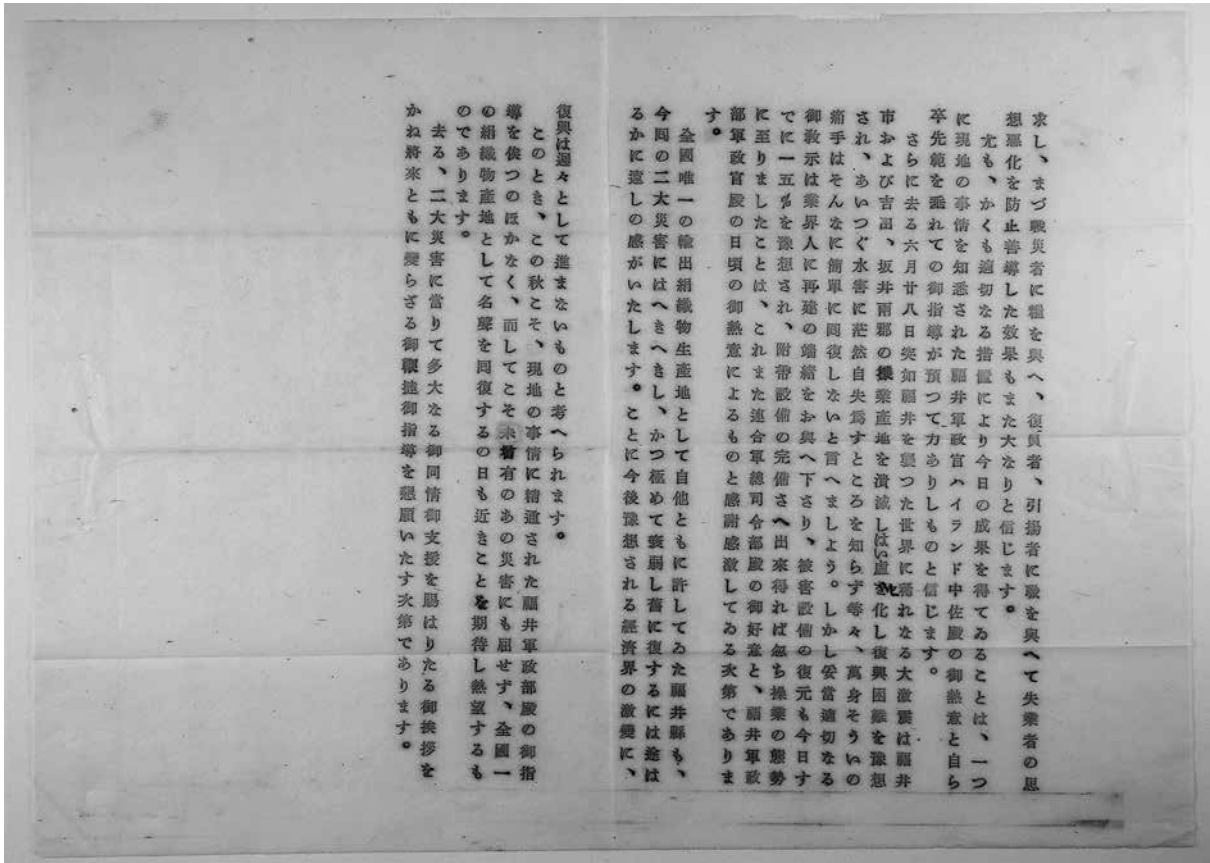
昭和二十三年八月三十日
 福井市 復興局 第三四
 福井市 協同組合 衛生委員会
 福井軍政部 第一軍司令部各司令官ならびに福井
 軍政部の關係官殿に取て一番を呈し感謝の誠を捧ぐる次第であります。願
 みれば去る昭和二十二年四月、生糸は凍結され人絹糸は原料不足に
 生産あがらず、勢い織物製造工場は原料不足に操業は意の如くならず
 萎微沈滞し、あまつさへ終戦後の混乱と物價暴騰は工場に経営を全く破
 たんの危機に追い込めてしまつたのであります。この時連合軍関係各官
 殿に御指導あり、かつ御理解のもとに特別道正なる措置を爲すこと
 を得た結果であることは言う迄もありません。か際をもつて設備稼働
 状態は昨年同額の二五〇多に比して四〇〇多に上昇
 しました。これを労働面に見ますと、遊休設備の稼働は勢い労働者を要

昭和二十三年八月三十日
 福井市 復興局 第三四
 福井市 協同組合 衛生委員会
 福井軍政部 第一軍司令部各司令官ならびに福井
 軍政部の關係官殿に取て一番を呈し感謝の誠を捧ぐる次第であります。願
 みれば去る昭和二十二年四月、生糸は凍結され人絹糸は原料不足に
 生産あがらず、勢い織物製造工場は原料不足に操業は意の如くならず
 萎微沈滞し、あまつさへ終戦後の混乱と物價暴騰は工場に経営を全く破
 たんの危機に追い込めてしまつたのであります。この時連合軍関係各官
 殿に御指導あり、かつ御理解のもとに特別道正なる措置を爲すこと
 を得た結果であることは言う迄もありません。か際をもつて設備稼働
 状態は昨年同額の二五〇多に比して四〇〇多に上昇
 しました。これを労働面に見ますと、遊休設備の稼働は勢い労働者を要

(綴じ状態・表)

(綴じ状態・裏)

昭和二十三年八月三十日
 福井市 復興局 第三四
 福井市 協同組合 衛生委員会
 福井軍政部 第一軍司令部各司令官ならびに福井
 軍政部の關係官殿に取て一番を呈し感謝の誠を捧ぐる次第であります。願
 みれば去る昭和二十二年四月、生糸は凍結され人絹糸は原料不足に
 生産あがらず、勢い織物製造工場は原料不足に操業は意の如くならず
 萎微沈滞し、あまつさへ終戦後の混乱と物價暴騰は工場に経営を全く破
 たんの危機に追い込めてしまつたのであります。この時連合軍関係各官
 殿に御指導あり、かつ御理解のもとに特別道正なる措置を爲すこと
 を得た結果であることは言う迄もありません。か際をもつて設備稼働
 状態は昨年同額の二五〇多に比して四〇〇多に上昇
 しました。これを労働面に見ますと、遊休設備の稼働は勢い労働者を要



・翻刻

昭和二十三年八月三十日

福井市佐佳枝中町三四

福井県織物工業協同組合 [組合印]

福井軍政部

理事長 加藤 尚 [理事長印]

軍政官 ハイランド中佐殿

団

連合軍総司令部、第八軍司令部、第一軍司令部各司令官ならびに福井軍政部の関係官殿に敢て一書を呈し感謝の誠を捧ぐる次第であります。

顧みれば去る昭和二十二年四月、生糸は凍結され人絹糸は原料不足に生産あがらず、勢い織物製造工場は原糸入手難に操業は意の如くならず萎微沈滞し、あまつさへ終戦後の混乱と物価昂騰は工場の経営を全く破たんの危機に追い詰めてしまったのであります。

この時連合軍関係各官におかせられては絹織物は特に増産せよ、との御同情ある御方針をお示しあいなり絶大な御努力によりて手持生糸放出の許可をいただきました。このカンフル注射は緊急措置として極めて妥当、俄然効を奏し忽ち業界は起死回生いたしたのであります。

さらに、本県絹織物の生産と、これの輸出盛衰は直ちにわが国食料輸入に直接、しかも絶大な、影響を与へるものであるとの業者への御指導と、御激励は、日増しに業界伸展の原動力となつたことは明らかに證明される点多々あります。

なかんずく昨年暮受註した、六刃羽二重¹¹⁾の緊急生産は計画発表以来その準備工程において、いくたのあい路に逢着しましたが、しばしば工場の実地指導等により萬遺憾なき御激励は急速に生産体制を整備する等、いまや業界はあげて敬服と感謝の誠意を捧げているものであります。

ことに、輸出羽二重六刃の生産中第三回分は電動力の絶対的不足、副資材の供給難との二大別したあい路、さらに副資材の品質粗悪等による技術面の低下は掩うべからざる事実で、とくに技術を必要とする六刃羽二重の生産に苦悩したものであります。が、不断の御鞭撻により予期以上の成績を納め三月末の納期日迄に六萬八千疋¹²⁾を見事完納出来ましたことは、これひとへに連合軍総司令部ならびに福井軍政部殿の、よく、日本政府を御指導賜はり、かつ御理解のもとに特別適正なる措置を為すことを得た結果であることは言う迄もありません。

お蔭をもつて設備稼働状態は昨年初頭の二五％に比して四〇％に上昇しました。これを労務面に見ますと、遊休設備の稼働は勢い労務者を要求し、まづ戦災者に糧を与へ、復員者、引揚者に職を与へて失業者の思想悪化を防止善導した効果もまた大なりと信じます。

尤も、かくも適切なる措置により今日の成果を得てゐることは、一つに現地の事情を知悉された福井軍政官ハイランド中佐殿の御熱意と自ら卒^(マ)先範を垂れての御指導が預つて力ありしものと信じます。

さらに去る六月廿八日突如福井を襲つた世界に稀れなる大激震は福井市および吉田、坂井両郡の機業産地を潰滅しはい墟^とを化し復興困難を予想され、あいつぐ水害¹³⁾に茫然自失為すところを知らず等々、満身そういの痛手はそんなに簡単に回復しないと言へましょう。しかし妥当適切なる御教示は業界人に再建の端緒をお与へ下さり、被害設備の復元も今日すでに一五％を予想され、付帯設備の完備さへ出来得れば忽ち操業の態勢に至りましたことは、これまた連合軍総司令部殿の御好意と、福井軍政部軍政官殿の日頃の御熱意によるものと感謝感激している次第であります。

全国唯一の輸出絹織物生産地として自他ともに許していた福井県も、今回の二大災害にはへきへき^(マ)し、かつ極めて衰弱し旧に復するには途はるかに遠しの感がいたします。ことに今後予想される経済界の激変に、復興は遅々として進まないものと考へられます。

このとき、この秋こそ、現地の事情に精通された福井軍政部殿の御指導を俟つのほかになく、而してこそ未曾有のあの災害にも屈せず、全国一の絹織物産地として名声を回復するの日も近きことを期待し熱望するものであります。

去る、二大災害に当りて多大なる御同情御支援を賜はりたる御挨拶をかね将来ともに変らざる御鞭撻御指導を懇願いたす次第であります。

5. 手紙 (封筒なし)

- ・ 便箋 (3点。表裏に鉛筆・手書き)

赤十字マーク / AMERICAN RED CROSS (印字) / FORM539A (印字)

画像・翻刻・日本語訳は省略。

6. 封書

- ・ 封筒表面 1 (タイプ)

From All the Member of / Fukui Prefecture Assembly. / Fukui-Prefecture.

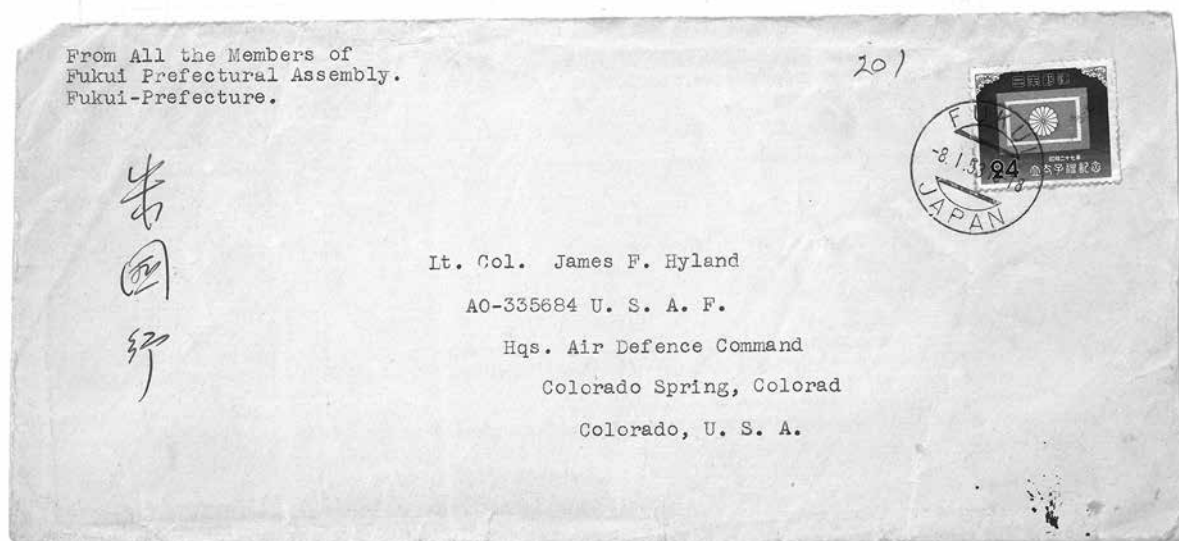
- ・ 封筒表面 2 (タイプ)

Lt. Col. James F. Hyland / AO-335684 U.S.A.F. / Hqs. Air Defence (77) Command¹⁴⁾ /

Colorado Spring, Colored / Colorado, U.S.A

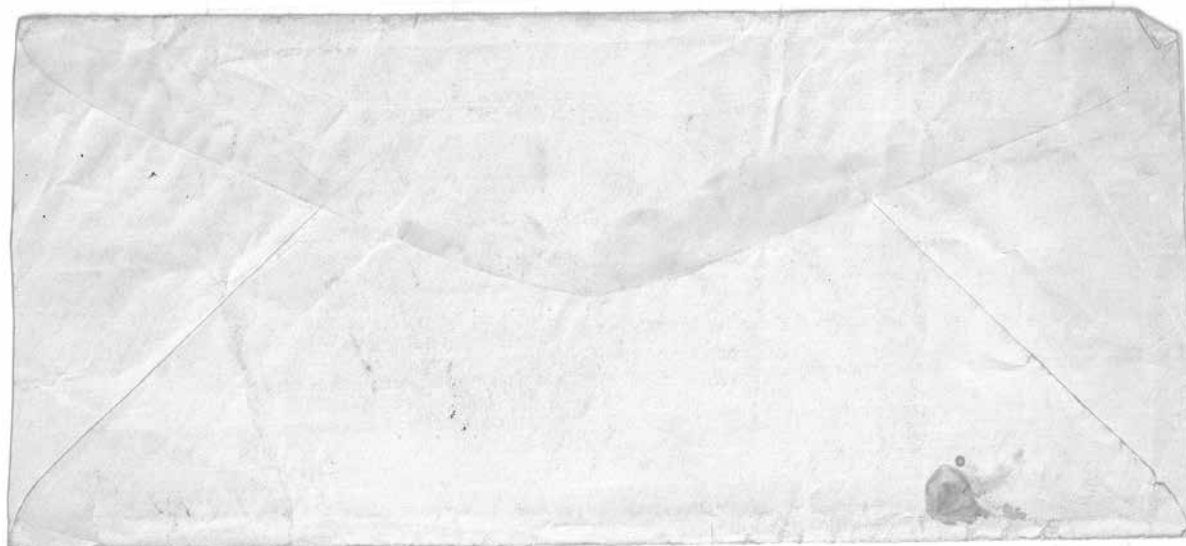
- ・ 封筒表面 3 (鉛筆・手書き) 米国行 / 201

- ・ 封筒表面 4 (消印) FUKUI / 8.1.53 18-18 / JAPAN



- ・ 封筒裏面

記載なし。



便箋 (本文タイプ、署名のみ自著)

Lt. Col. James F. Hyland
Colorado Spring, Colorad
U. S. A.

Fukui Prefectural Assembly
January 8, 1953

A New Year's Message


We feel of a great inspiration that each of us
has been given your New Year's greeting of 1953.

We shall never forget that you have given us
your cooperation and favour relieving Fukui-Ken
people with humanity and love in the time of the
great earthquake in the past.

We wish to express our sincere gratitude for
you thinking of Lt. Col. Hyland at this time of the
year and seeing this great restoration of Fukui to-day.

We wish you a Happy New Year and a good health
for 1953.

All the Members of Fukui Prefectural
Assembly. Fukui-Prefecture.


K. Ichihashi
Chairman of Fukui Assembly

• 翻刻

Lt. Col. James F. Hyland
Colorado Spring, Colorado
U.S.A.

Fukui Prefectural Assembly
January 8, 1953

A New Year's Message

We feel of a great inspiration that each of us
has been given your New Year's greeting of 1953.

We shall never forget that you have given us
your cooperation and favour relieving Fukui-Ken
great earthquake in the past.

We wish to express our sincere gratitude for
you thinking of Lt. Col. Hyland at this time of the
year and seeing this great restoration of Fukui to-day.

We wish you a Happy New Year and good health
for 1953.

All the Members of Fukui Prefectural
Assembly. Fukui Prefecture.

K.Ichihashi¹⁵⁾ (自署)

K.Ichihashi

Chairman of Fukui Assembly

・日本語訳

ジェームズ F. ハイランド中佐
コロラドスプリング、コロラド州
アメリカ合衆国

福井県議会
1953年1月8日

新年の御挨拶

1953年の新年のご挨拶をいただき、私たち一人ひとりが大きな感動を覚えました。

私たちは、過去に福井県で発生した大地震の際に、あなたからご協力、ご厚意をいただいたことを、決して忘れません。

年頭にあたり、ハイランド中佐のことを思いつつ、今日の福井の素晴らしい復興を眼前にしながら、心からの感謝を表したいと思います。

あなたの新年が幸せなものとなりますように、そして、1953年をすこやかに過ごしますよう、願っております。

福井県議会一同
福井県
K.Ichihashi (自署)
K.Ichihashi

福井県議会議長

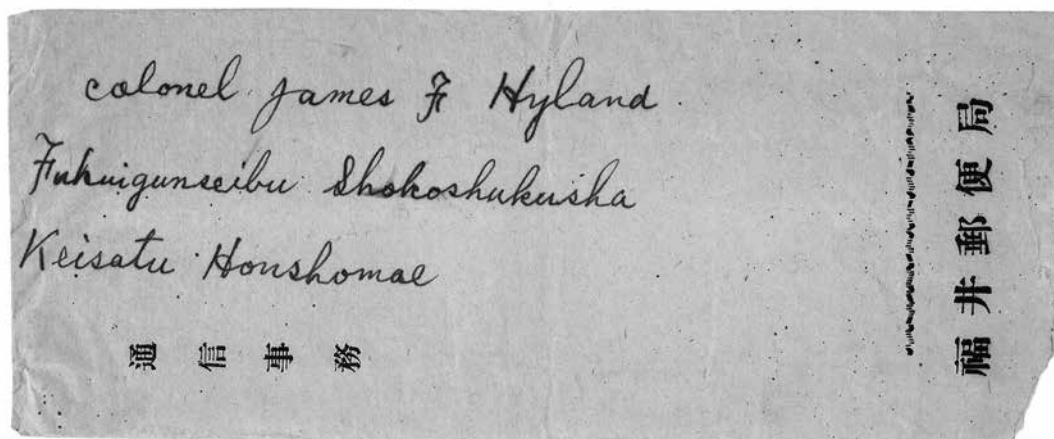
7. 電報 (封筒入)

- ・封筒表面 1 (印字)

通信事務 / 福井郵便局

- ・封筒表面 2 (ペン字・手書き)

colonel James F Hyland / Fukuigunseibu Shokoshukusha / Keisatu Honbumae

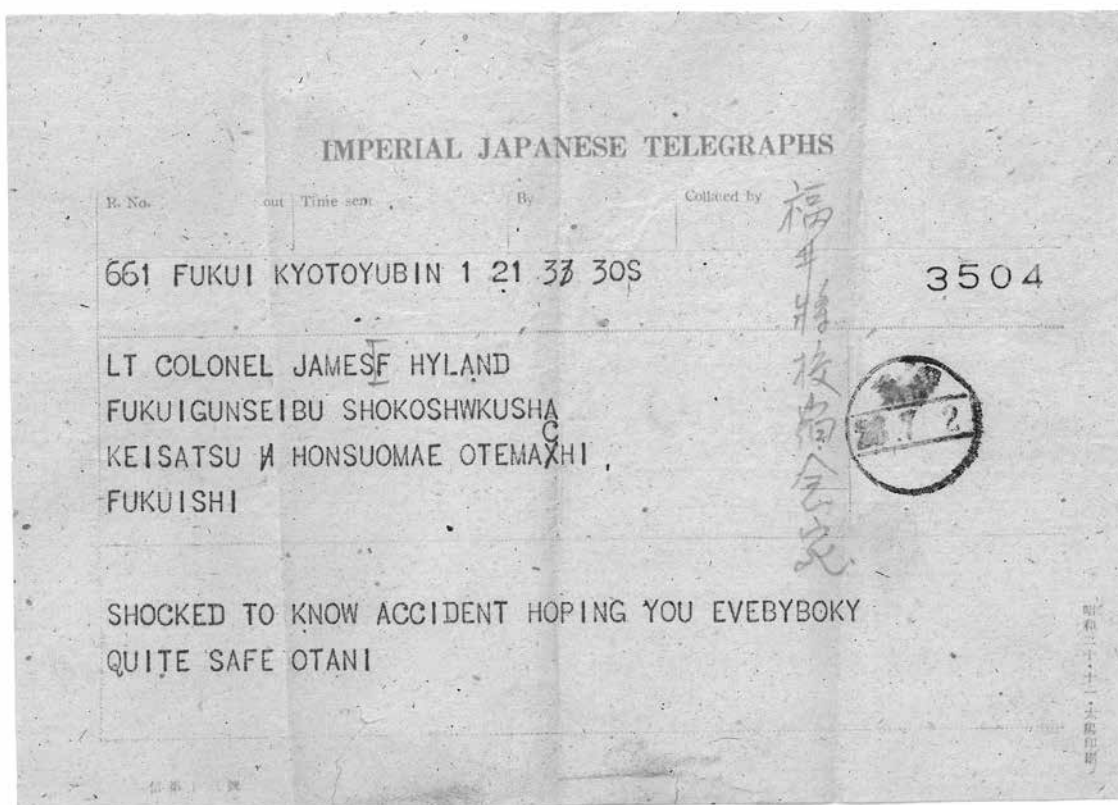


- ・封筒裏面

記載なし



・電信紙



・翻刻

印字 : IMPERIAL JAPANESE TELEGRAPHS / R.No ,Time sent, By , Collated by

スタンプ : 3504 / 23.7.2

添え書き (鉛筆・手書き) : 福井将校宿舎¹⁶⁾宛

本文 (タイプ)

661 FUKUI KYOTOYUBIN 1 21 33 30S

LT COLNEL JAMES F HYLAND

FUKUIGUNSEIBU SHOKOSHW (マ) KUSHA

KEISATSU H HONSUO (マ) MAE OTEMAXHI

FUKUIISHI

SHOCKED TO KNOW ACCIDENT HOPING YOU EVERYBOK (マ) Y

QUITE SAFE OTANI¹⁷⁾

・日本語訳

661 福井 京都郵便 1 21 33 30S

ジェームズ・F・ハイランド中佐

福井軍政部 将校宿舎

警察本署カ前 大手町

福井市

災難のことを知り、衝撃を受けています。みなさまのご無事を祈ります。OTANI

註

- 1) 正しくは、Lt.Col.Hyland。資料番号3の封筒表書きにも同様の誤記が見られる。
- 2) 三浦文夫(みうら ふみお)。特別調達庁京都支局(昭和22年12月15日開設)の初代局長(簿冊番号:昭23-0001-003、京都府立京都学・歴彩館所蔵)。三浦の名と職は、翌23年11月24日付、特調発第302号、京都府知事宛「職員割愛方依頼の件」(同:昭23-0001-014、同前)においても確認できる。
- 3) 特別調達庁京都支局長。特別調達庁は、第二次世界大戦後の連合国軍の日本占領にあたって、役務・物品・施設・労務等の需要に対応するために昭和22年(1947)9月に設置された。23年1月の会議録によれば、全国に少なくとも8か所(札幌、仙台、横浜、名古屋、京都、大阪、呉、福岡)の支局が置かれていることがわかる(「特別調達庁支局技術、促進及事業部長会議開催の件報告」アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ、令和4年12月20日閲覧)。特別調達庁はその後、総理府外局に編入され、昭和27年に調達庁と改称、33年に防衛庁の外局とされ、37年に防衛庁建設本部と統合し、防衛施設庁となった。(『国史大辞典 10』吉川弘文館 1989)
- 4) 福井地震。昭和23年6月28日に発生。丸岡町(現 坂井市)を震源とし、福井県北部を中心に、石川県南西部を含めた地域に大きな被害をもたらした。当時、福井軍政部が置かれていた福井市中心市街地も、家屋の倒壊と火災の発生で甚大な被害を受けた。
- 5) 福井軍政部司令官。昭和21年1月からジェームズ・F・ハイランド中佐がその任に就いた。ハイランド中佐は、福井地震後、昭和23年9月25日に解任された。(『福井県史』通史編6 近現代二 福井県 1996)
- 6) 柴野和喜夫(しばの わきお)。昭和23年当時の石川県知事。昭和22年、初代公選知事として当選し、30年1月19日まで2期に渡って知事を務めた。(全国知事会 HP : <https://www.nga.gr.jp/app/chijifile/generations/17/>、令和4年(2022)12月20日閲覧)
- 7) 大聖寺町(現 加賀市)。石川県南西部に位置し、福井地震により家屋倒壊、橋梁の崩落などの被害を受けた。(『震災復興記念 昭和二十三年六月二十八日の回顧』大聖寺町役場 1950)
- 8) 西田直二郎(にしだ なおじろう)。明治から昭和期にかけての日本文化史家。文献史学のみにとらわれず、民俗学・国文学・考古学・神話学・地理学・人類学、さらには唯物史観をも包括する「西田文化史学」で知られる。大正13年(1924)から京都帝国大学教授。戦時中、国民精神文化研究所の所員を併任し、日本精神を説いたことから、昭和21年、公職追放により退官。27年に追放解除、同年京都大学名誉教授。(『国史大辞典 10』吉川弘文館 1989)
この手紙が書かれた昭和23年は西田が公職を追放されていた時期に当たるため、「former professor of Kyoto Imperial University」(元京都帝国大学教授)という肩書を使用したと考えられる。
- 9) Fukui Military Government Team の略。福井軍政部。
- 10) 加藤尚(かとう しょう)。足羽郡下六条(現福井市)生。福井市内で織物製造業に従事後、福井県織物工業協同組合理事長、福井県繊維協会会長などを歴任。昭和23年6月当時は福井県織物工業協同組合理事長の職にあり(24年6月26日まで)、震災後の県内織物業の復興に尽力した。昭和27年11月、県内初の民間放送会社である福井放送の社長に就任した。ちなみに、昭和22年度の高額納税者(いわゆる「長者番付」)第1位となったことでも知られている。(『評伝 加藤尚 一念不動』加藤尚刊行会 1987)
- 11) 福井県の特産品であった絹織物「羽二重」の一種。ここでいう「匁(もんめ)」は、羽二重の厚さの単位。巾鯨尺1寸(3.7cm)×長さ鯨尺6丈(22.7m)の羽二重の重さとされ、1匁は約3.75g。6匁羽二重は薄手(軽目羽二重)とされる。福井県は、戦前から繊維産業が盛んであり、第二次世界大戦後には、アメリカからの食糧輸入の見返りとしていち早く輸出用羽二重の生産が再開されたことが産業復興の契機となった(もうひとつの主力産品であった人絹は、ほとんどが原糸のまま輸出された)。昭和24年2月までに6匁羽二重24万疋を緊急生産分としてアメリカに輸出することになり、23年3月末にその第3回めの分が出荷された。(『福井県繊維産業史』社団法人 福井県繊維協会 1971)

- 12) 『福井県繊維産業史』(前掲)によれば5万8000疋。
- 13) 福井地震により河川の堤防が損壊したところに、その約1か月後の昭和23年7月24日から25日にかけての豪雨が重なって発生した水害。25日の夕刻に中藤島村灯明寺地籍(現 福井市)で堤防が決壊し、福井市南部に大規模な洪水を引き起こした。地震の揺れによる被害だけでなく、地震に起因する火災、水害等を伴ったことから、福井震災は「複合災害」とみなされている。
- 14) Hqs. Air Defense Command : 米国空軍の防空司令部。1948年にコロラド州コロラドスプリングスのエント空軍基地(1976年に閉鎖)に創設された。現在の北米航空宇宙防衛司令部(North American Aerospace Defense Command : NORAD)の前身。(米国国防総省公式WEBサイト : <https://www.norad.mil/About-NORAD/NORAD-History/> 令和5年(2023)1月8日閲覧)より「A Brief History of NORAD」North American Aerospace Defense Command Office of the Command Historian 13 May 2016.)
- 15) 市橋勘左衛門(いちはし かんざえもん)。昭和22年、戦後の第一回県議会議員選挙に今立郡選挙区から出馬し初当選。26年の改選時にも当選し、27年5月、第42代議長に選出され、28年10月まで議長を務めた。(『福井県議会史 議員名鑑』福井県議会 1975)
- 16) ハイランド中佐と家族の宿舎として使用されていた「酒伊ビル」(現 三井住友信託銀行福井支店)を指す。
- 17) OTANI : 不詳。

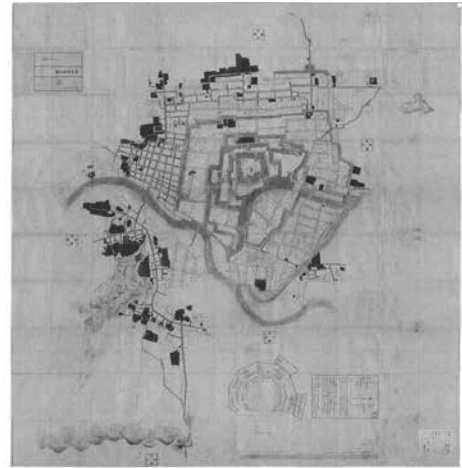
手紙明細

資料番号	種別	法量 (縦×横 cm)	宛先	差出人	日付	構成および内容
1	封書	封筒：9.8 × 14.5 便箋：30.0 × 21.0	Lt.Col.Highland Fukui Military Government Team	Fumio Miura Director of the Special Procurement Board, Kyoto	1948.6.29	封筒1点、便箋1点。 差出人：特別調達庁京都支局三浦文夫。 福井地震についての見舞いと支援の申し出。 本文タイプ、署名のみ手書き。英文。
2	封書	封筒：10.0 × 23.8 便箋：27.2 × 20.6	Commanding Officer, Fukui Military Government Team	Wakio Shibano Governor of Ishikawa Prefecture	1948.7.1	封筒1点、便箋1点。 差出人：石川県知事・柴野和喜夫見舞状。 本文タイプ、署名のみ手書き。英文。
3	封書	封筒：21.0 × 8.3 便箋：25.6 × 18.1	福井県軍政部長 ハイランド中佐殿	Naojiro Nishida former professor of Kyoto Imperial University	1948.7.3	封筒1点、便箋1点。 差出人：西田直二郎 (元京都帝国大学教授)。なお、西田は、この時期、公職を追放されている。 見舞状。 本文手書き。英文。
4	封書	封筒：21.0 × 7.9 便箋：24.5 × 17.5	福井軍政部 軍政官 ハイランド中佐殿	加藤 尚 福井県織物工業協同組合理事長	1948.8.30	封筒1点、便箋綴じ (2枚を二つ折りして紙縫り綴じ)。 差出人：織物工業組合理事長 加藤尚感謝状。 本文和文タイプ、組合印、理事長印の押印あり。 日本語。

5	便箋 便箋：20.3 × 13.9	不明。ハイランド中佐か。	不明 (サインは Anna)	不明 内容から 1948 年か	便箋3点。 差出人：不詳。ただし、サインに「Anna」 とあることから、ハイランド中佐の妻・ Anna からの中佐あての私信と考えられ る。 American RED CROSS のヘッドマー クのある便箋の表面・裏面に鉛筆で手 書き。 封筒なし。
6	封書 封筒：10.8 × 23.5 便箋：26.9 × 21.0	Lt.Col.James F Hyland	K.Ichihashi Prefectural Chairman of Fukui Assembly	1953.1.8	封筒1点、便箋1点。 差出人：サイン (K.Ichihashi) と肩書 (Chairman of Fukui Assembly) から、 差出人は昭和27年5月から28年10月 まで福井県議会議長を務めた市橋勘左 衛門と考えられる。 米国、コロラドスプリングスのハイ ランド中佐自宅あて A New Year's Message (新年のあいさつ状)。 英文。 本文タイプ、署名のみ手書き。
7	電報 (封筒入) 封筒：20.0 × 8.1 便箋：14.8 × 21.0	Colonel James F Hyland	OTANI	1948.7.2	封筒1点、電信1点。 差出人：「OTANI」については不詳。 福井地震の見舞い。電報。 本文印字、英文。



【画像4】
「福井分間之図」松平文庫所蔵（福井県文書館保管）の「木淵」部分の拡大
足羽川を利用して福井城の建築資材を確保したことがわかる。福井城における「木場」である。
画像提供：福井県文書館



【画像3】
「福井分間之図」松平文庫所蔵
（福井県文書館保管）
画像提供：福井県文書館
【画像4】は城の南南東の拡大
（図の中央よりやや右下）



【画像5】「名田庄の筏流し」 井田家所蔵古写真（大正年間）
早春に南川を下って名田庄から小浜へ材木を運んでいる写真である。まだ雪がみえる。
画像提供：福井県立若狭歴史博物館



【画像1】 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館の遺構展示室
画像提供：福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
石敷が南側は二段になっていることがわかる。



【画像2】
「名所江戸百景」の「深川木場」（安永3年）
国立国会図書館ウェブサイトより転載

- (34) 平成十六年の福井豪雨の際、この辺り一帯は冠水した。川口義雄「福井豪雨 当日の朝倉氏遺跡資料館(被災体験の記録)」(『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要』二〇〇四、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館) には、足羽川氾濫による浸水がどの方向から、どのようにという過程が記されている。過去だけでなく今後の水害対策の備えとして貴重である。
- (35) 歴史の道調査報告書第五集『美濃街道・勝山街道』、福井県教育委員会、二〇〇五年、三七頁。
- (36) 『越前朝倉氏関係文書および一乗谷周辺村落に関する総合的研究』(平成二十六年度～二十九年年度科学研究費補助金基盤研究(C) 一般研究成果報告書、課題番号二六三七〇七六三、二〇一八年、建久代表者 長谷川裕子(福井大学教育学部)、一七頁。
- (37) 「大乘院寺社雑事記」明応五年閏十七日条。二三三頁。
- (38) 松浦義則『戦国期越前の領国支配』、戎光祥出版、二〇一七年。
- (39) 「朝倉始末記」の「義昭公下向越前事」(『福井市史』資料編二古代・中世、福井市、一九八九年、八八二頁)。
- (40) 宗長の句に「袖さむげにもくだす筏士」、「氷とけ下すいかだの春の水」とあり、筏流のハイシーズンは早春であったことがわかる(註29)、二八二頁、三〇六頁)。
- (41) 註14。

の羽賀寺本堂を一六世紀末頃に秋田実季が修造した際に、建築用に運んだ秋田杉を保管した場所は、江古川ほとりの「杉置」という地字の地と考えられている(福井県立若狭歴史民俗資料館特別展図録『羽賀寺』、芝田寿朗氏執筆、二〇〇〇年)。

(17) 芝田寿朗氏が福井県立若狭歴史民俗資料館で行った講演および芝田寿朗「地形図からみた小浜と西津」(『福井県歴史の道調査報告書第六集 馬借街道・海の道』、福井県教育委員会、二〇〇六年)。下仲隆浩「中世港湾都市小浜の成立過程」、山村亜希「室町・戦国期における港町の景観と微地形―北陸の港町を事例として―」(ともに『中世日本海の流通と港町』、清文堂出版株式会社、二〇一五年)。近年は、笹木康平「若狭武田氏の小浜における拠点形成―『在浜』『出浜』文言の検討を中心に―」(『若狭郷土研究』第六六卷二号、三一三。福井県郷土誌懇談会、二〇二二年、二七―三七頁)がある。

(18) 貞和四年(一三四八)四月二十二日付天満宮造管入雑用銭注文(国立大学法人京都大学所蔵「秦家文書」、『小浜市史』諸家文書編三、小浜市史編纂委員会編、一九八一年、五十一―五十二頁)。

(19) 井田家古写真「名田庄の筏流し」(井田家所蔵、福井県立若狭歴史博物館写真提供)。

(20) 福井県諸職関係民俗文化財調査報告書『福井県の諸職』、福井県教育委員会、一九九三年、一七二頁。

(21) 「若狭国税所今富名領主代々次第」(『群書類従』第四輯補任部、続群書類従完成会、一九八三年、三五二頁)。

(22) 「若狭国税所今富名領主代々次第」(『続群書類従』第四輯補任部、続群書類従完成会、一九八三年、三五三頁)の応永十九年に、「同(応永)十九年六月廿一日、南蕃船二艘着岸有之。宿は問丸本阿弥。八月廿九日に当津出了。」とある。

(23) 六月十一日付山東家忠書状(『西福寺文書』、『小浜市史』社寺文書編、小浜

市史編纂委員会編、一九七六年、一四七―一四八頁)。

(24) 八月十二日付粟屋家長書状(『神宮寺文書』、『小浜市史』社寺文書編、小浜市史編纂委員会編、一九七六年、二八四―二八五頁)。

(25) 「藁竹」、「取草」については、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館の主査熊谷透氏よりご教示を得た。

(26) 卯月七日付道忠庵某書状(『神宮寺文書』、『小浜市史』社寺文書編、小浜市史編纂委員会編、一九七六年、二九四頁)。

(27) 元龜二年(一五〇二)十月八日付 神宮寺領諸所成物目録(『神宮寺文書』、『小浜市史』社寺文書編、小浜市史編纂委員会編、一九七六年、二九二―二九三頁)。

(28) 芝田吉定・山室吉久・横山長栄連署状(『神宮寺文書』、『小浜市史』社寺文書編、小浜市史編纂委員会編、一九七六年、二九三頁)。

(29) 『那智籠(北野天満宮本)』、重松裕巳編、古典文庫、一九七七年、一四頁。

(30) 「秋十五番歌合」永祿六年(一五六三)八月二十三日(『群書類従』第一三輯和歌部、続群書類聚完成会、一九八三年、二三三―三四頁)。

(31) 「永祿五年一乗谷曲水宴詩歌」(『続群書類従』第一五輯下、和歌部、続群書類従完成会、一九八一年、五六五頁)。

(32) 『福井県の造林 植林地倍増計画 民有林における造林の沿革』(福井県、昭和三七年、二〇頁)。

(33) 上味見川流域の権八幡神社(福井市中手町。福井市合併前は美山町)には、十三世紀初頃の製作の福井県指定文化財第一号の木造阿弥陀如来坐像、第二号の木造広目天立像、第三号の木造多聞天立像が伝えられていて、現在、福井県立歴史博物館寄託として公開されている。これらの造像を可能にした背景として、福井から大野へ向かう道沿いにあること、伊自良氏がこの地に強い勢力を持っていたことが、すでに理由としてあげられているが、権八幡神社周辺が古くから足羽川水系を利用した木材供給の地として経済的に豊かであった可能性もみておくべきではなからうか。

【付記】

本稿は、令和元年十一月三日に福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館文化の日公開講座において、有馬が「若狭守護武田家と城下町」と題して講演した内容を文章にしたものである。

石敷遺構の正式な報告書『一乗谷朝倉氏遺跡発掘調査報告 第一五〇次調査一乗谷朝倉氏遺跡博物館建設に伴う発掘調査』の刊行と合わせて本稿を掲載することを快諾してくださった福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館主任 田中祐二氏に感謝する。

註

- (1) 宮永一美「西山光照寺跡と安波賀村地字『鏡屋』に関する一考察」(『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要2013』、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇一五年)。なお、場所は特定されていないが、安波賀には「川港」という字の場所がある。(青山作太郎『一乗谷 朝倉史跡・伝説』、一九七二年、一三九頁。宮永氏論考など)。ただし、「安波賀」と戦国時代に呼ばれていた場所は、現在の福井市安波賀町とそれと隣り合う福井市安波賀中島町があり、広い。その境目は、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館の新館と別館のあたりになる。
- (2) 「朝倉始末記」の「越前加賀一揆蜂起、附帝釈堂怨霊ノ事」(『福井市史 資料編二古代・中世』、福井市、一九八九年、八四七頁) および「賀越關諍記」の「帝釈堂依怨霊千部経読誦之事」(日本思想大系一七『蓮如 一向一揆』、岩波書店、一九七二年、三三四頁)。
- (3) 田中祐二「阿波賀(一乗谷)」(中世学研究会第四回シンポジウム『中世・港の景観』資料集、二〇二二年)、八五〜九九頁。および『福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館ガイドブック』、二〇二二年、二四〜二七頁)。
- (4) 註(3)田中氏論文。

(5) 地字、地名については、宮永一美「一乗谷朝倉氏遺跡における地籍図の活用」(『一乗谷朝倉氏遺跡資料館紀要二〇一二』、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、二〇一四年、二一〜三一頁)に掲載の地字図(安波賀中島二八頁、安波賀二九〜三〇頁)に詳しい。

(6) 「永禄八年六月二十七日付越前国二上国衙米納下注文」(真珠庵文書、『福井県史』資料編二、二七三頁)。

(7) 「越前国二上国衙米收納算用并如意庵渡分注文」(真珠庵文書、『福井県史』資料編二、二八〇頁〜二八一頁)。

(8) 『大乘院寺社雑事記』第十一卷(三教書院発行、一九三六年) 明応七年(二四九八) 九月十一日条。

(9) 「賀越關諍記」の「帝釈堂依怨霊千部経読誦之事」(註②)。

(10) 註(3)。

(11) 『一乗谷朝倉氏遺跡発掘調査報告 第二〇次調査 一乗谷朝倉氏遺跡博物館建設に伴う発掘調査』、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館、二〇二三年三月)。

(12) 註(3)田中氏論文。遺構展示室の画像は、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館学芸員 多田明加氏撮影。

(13) 註(1)。

(14) そもそも経堂への正式な参道はこの道であったのだろうか。山際の西山光照寺の前を通る中世の道が本通りで、そこから経堂へ延びる道が正式な参道であったのではないか。つまり、石敷遺構は経堂への道としては裏道となる。

(15) 松平文庫(福井県文書館保管)の「福井分間之図」。「デジタルアーカイブ福井」で高精細画像を閲覧できる。

(16) 註(5)の三一〜三二頁。「木蔵」は城戸之内にある。「第六三次調査」が字「木蔵」にあたるが、この地の全面的な発掘調査は二〇二〇年の段階ではまだ行われていない(『特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡20 昭和六三年度発掘調査整備事業概報』、福井県立朝倉氏遺跡資料館、一九八九年、一二頁)。なお、小浜市

近を湊であると推論する理由は、三国湊にある。

足羽川は下流で日野川、九頭竜川と合流して、三国湊のある日本海へ至る。日本海交流を通じて三国湊に荷揚された物資が足羽川を遡って一乗谷まで運ばれるルートともいえる。

この三国湊に大きな権限を持っていたのが堀江氏で、「三国湊半分」の代官であった³⁷⁾。堀江の屋敷は、足羽川沿いの阿波賀にあつて交通の要である前波の渡に隣接するようであったのである。三国湊、陸路、河川からもたらされる物資や人の集積地、すなわち川湊であり市場となるのは、この付近（特に「下浜」「中浜」から用水の入り口付近を荷揚げ地として）を措いてないだろう。

その堀江氏は、永禄十年三月に加賀の一向一揆と結んで謀反を起こす疑いをかけられて没落し、以後、三国湊などの特権的権利は堀江氏から朝倉義景が掌握することとなった³⁸⁾。

なお、その前年の永禄九年九月八日に足利義昭（義秋。後に將軍となる）は敦賀郡司の元に身を寄せ、翌年十一月二十一日にようやく一乗谷の上城戸に近い御所安養寺へ入り、その翌年四月二十一日に朝倉館において元服した。

義昭が敦賀に留め置かれたのは一年五ヶ月間で、一乗谷の御所安養寺に入つて元服のための朝倉館御成を果たすまでに、さらに五ヶ月待たされている。

「朝倉始末記」によれば、義昭は早々に敦賀から一乗谷へ移りたいと考えていたが、雪深い峠を越えられないとして雪解けの春まで待つことにしていたところ、春には堀江の謀反があつて国内が乱れたので長い敦賀滞在となったと記されている³⁹⁾。

堀江の館が阿波賀にあるのであれば混乱は当然だろう。ただ、それにしてその理由だけで、これほど一乗谷入りを待たされるのも不自然だ。義昭が移動した季節と待たされた期間を考慮して、もし石敷遺構が木場だと仮定するかどうか。足羽川の筏流しは雪解けの水量の多い早春が

一気に流すのに最も適している⁴⁰⁾、丸太は木場に繫留されてからも、水中乾燥と自然乾燥にしばらく時間がかかる。木場に常時、高級材木のストックがなければ御所の普請や朝倉館御成に伴う増築に必要な材木を調えなければならなかっただろう。裏づける史料はないのであくまでも推論だが、義景には材木を調達するための時間が必要だったのでないだろうか。

おわりに

文献史料は少なく、発掘調査も将来に期待される所も多く、確証的なことは言えないが、隣国若狭の事例との比較、歌による景観復元、筏流しなどの民俗事例からの類推などの傍証を加えながら、推論の外堀を埋めるかのように、石敷遺構の機能について述べてきた。

一次的な機能は木場で、二次的な機能は経堂への道（正式参道というより裏道）⁴¹⁾である。非常時には自然遊水池として川下の阿波賀の市場を守るという二次的な機能も期待されたのかもしれない。また、一乗谷の建築を支える木材は一乗谷の山では採れず、足羽川上流域からの筏流によるものと考えた。

これは、私の思考の中の研究ノートだが、これからの発掘調査と全国的な事例比較によって今後明らかになっていくまでに、これが叩き台となり、様々な説が出て一乗谷をめぐる議論が活発になり、中世都市研究が進展することを願ってやまない。

私の能力の関係で文献史学を主とした考察となっているが、様々な分野から学際的にみれば新たな知見が得られると期待する。考古学のみならず、建築学、自然科学の分野からも、意見をいただければ幸いである。

和三十七年に行った調査報告書でわかる³²⁾。

かなり古くから盛んに行われたであろう足羽川流筏の起源については全くわからない。古老によれば魚見川では柿ヶ原、田代川では月ヶ瀬、水海川では宮谷、千代谷川では大本で各筏が生まれ、その上流及び支流の上味見川、菅見川では管流しが行われている。福井までの間に上宇坂又は阿波賀に繫留所があり、それ等の間を下つて、又徒歩で帰るのが一日行程とされていた。(原文でも安波賀ではなく阿波賀)

丸太を筏に組んで上流から下流へ流すのは「筏流」、組まずに一本づつ流すのが「管流し」である。残念ながら起源はわからないが、阿波賀がその繫留所、つまり貯木の場であったことは貴重な情報である。

魚見川、田代川、水海川、千代谷川は池田町域を流れて足羽川に、上味見川は旧美山町域を流れて足羽川に合流する河川である。菅見川は、その下流で合流して、さらに下流の阿波賀に至る。阿波賀に集積された材木は、上流の池田町、旧美山町域で産出されたものようである³³⁾。

現在も、阿波賀にある福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館の付近を足羽川沿いに散策すれば、製材の工場がいくつもあることに気が付くが、おそらくその歴史が背景にあるのだろう。

一乗谷にほど近い阿波賀(安波賀中島町)に貯木池があり、石敷遺構と流路がこれに当たるのではないかと考えるのは、若狭の南川での筏流しが鎌倉時代から昭和まで続いていたように、越前での足羽川における筏流しも同様に古くから行われていた可能性が高いゆえである。

五 一乗谷の市場としての川湊はどこか

推論を重ねた上で、新博物館建設をきっかけに発見された石敷遺構が

米などの商品を取引する「川湊」ではなくて、材木の湊すなわち木場であり、一乗谷の中の建築用材を確保しながら適切な状態になるように水中乾燥するための貯木場所と考察してきた。

文献による史料が限られるので、実際は周辺の発掘調査によって判明するか、全国で似たような事例が発見されなければ、確定的なことは言えない。

ただ、もしこの推論を採るならば、「真珠庵文書」で存在が明らかになった阿波賀の三比屋や市があった場所、材木ではなく商品の取引が盛んであった市場はどこなのか次の課題となる。

二章で石敷遺構の特徴をまとめたが、この遺構が道であれ、木場であれ、じつはそれ以外で気になる点がもう一つある。それは、この石敷の道が足羽川まで続いていて、足羽川に直交ではなく斜めの角度で接していることである。

もしそうならば、常は木場や道として機能し、一乗谷川や足羽川が氾濫する非常時には、堰として機能したことを予想させる³⁴⁾。すなわち、非常時の自然遊水池である。

とすれば、水害から守るべき重要地、市場はその下流の方、石敷遺構よりも北側にあったのだろう。

そして、その市場の場所は、「前波の渡」を渡ったあたりから朝倉氏の有力家臣であった堀江氏の屋敷地一帯ではなかったかと考えている。石敷遺構の北にあり、安波賀中島町と安波賀町との接する地である。

「前波の渡」は、足羽川対岸の高尾口バス停付近から足羽川の瀬を経由して安波賀中島町の徳光用水の碑付近(地字「上開田」)に至る渡し場である³⁵⁾。

堀江氏の屋敷は、その前波の渡から用水を挟んですぐの地(地字「上開田」、「下開田」とされている。用水の碑がある下流の地字は「下浜」「中浜」で、現在は「一乗谷あさくら水の駅」がある³⁶⁾。

堀江氏の館も「下浜」「中浜」も発掘調査はされていないが、この付

を考えてみたい。

まず、石敷遺構がある場所より一乗谷に近い山際（字名「金吾谷」にあつたとされる朝倉教景の山荘「時雨軒」から眺めることができた風景は、永正十二年（一五一五）に一乗谷を訪れた連歌師の宗長の次の歌が参考になる²⁹⁾。

ちるたびに 舟行きしの柳かな

足羽川の岸には、根によって地盤を強くするための柳が植えられ、柳に見え隠れするように舟が行き交う情景が浮かぶ。

次に、一乗谷周辺の植生を考える手がかりとして、自然を詠んだ歌が幸いにも複数あるので、これらを史料として当時の景色について検討したい³⁰⁾。

以下は、永禄六年（一五六三）八月二十三日「秋十五番歌合」所収の歌である。詠まれた場所の特定はできないが、おそらく阿波賀ではなく一乗谷の中であろう。題は「秋花」である。

立好
秋風に尾花なみよる野へみれば 錦をひたす江にこそ有けれ

吉仍
小萩原色こきませてなひく野の うす花すゝき露やわく覧

次は、題「秋祝」で詠まれた歌である。

俊世
木すゑみな秋の色なる中にしも 一樹の松の千世をふるかけ

千世の秋を宿に契て 露露の後も葉かへぬ庭の松かえ

親秋

立好の歌は、秋風にそよぐススキの野と川には紅葉が流れる様、黄色（ススキ野）と赤（川の紅葉）のコントラストを詠んだもの、俊世の歌は周辺の木々はみな紅葉して色づいている中で、ただ一樹際立つ常緑の松を詠んでいる。

現在、一乗谷の山は紅葉しない杉が多いが、中世の一乗谷の山は紅葉する樹木が多かったことがわかる。

次は、「永禄五年（一五六二）一乗谷曲水宴詩歌」³¹⁾である。ここで詠まれているのは、一乗谷ではなく、足羽川河川すなわち阿波賀の付近から見える景色である。

周瑠
林葉漸黄
葉々漸黄秋樹陰、停車留馬不堪吟、暁来露若為霜去、鳴外夕陽紅滿林

一乗谷付近の山々の木々の葉は次第に黄色になっていく。そのような美しい秋の木陰で車馬を停め、詠みたくなった。朝が来て夜露は霜として消えていく、飛んでいく黒いカラスのほかは真つ赤な夕陽が林を染めていくという内容である。林の黄色、立ち込める霧の白さ、カラスの黒、夕陽の赤の対比を詠んだ秀歌であるが、ここでも林は緑の針葉樹林ではなく黄色に色づく広葉樹林であったことがわかる。

つまり、中世当時の一乗谷周辺の山々は、建築材料に適した樹木の山ではなかったのではないだろうか。とすれば、朝倉館や御所などの建築に用いた材木はどこからどのように調達したのだろうか。

まず、筏流しについては足羽川でも行われていたことが、福井県が昭

(裏書)

祐胤 (花押)

「所々目録任奥書之旨、封裏訖。為新寄進、寺務不可有相違候。仍如件。」

元龜元年十月八日 義景 (花押)

神宮寺 一

若狭武田家の当主であった武田元明 (孫犬丸) は、永禄十一年 (一五六八) に越前朝倉氏側によって若狭から越前へ連れ去られ、その状態は、天正元年 (一五七三) の朝倉氏滅亡まで続いた。この徴収目録は、元龜二年 (一五七一) に作成されたもので、越前朝倉氏の力が若狭に及んでいた時期のものである。

ここに挙げられてる内藤筑前守、粟屋越中守、松宮新三郎、南部孫三郎、温科弥五郎、上野陸奥守は、若狭武田氏の遠敷郡における主要家臣である。そこに国衙関係の者である「今富代官」とともに「唐人六官」も記されていて、若狭神宮寺から各々規定の通り徴収されている。それを朝倉義景が認可した証として、料紙の裏にその旨と義景の花押が据えられている。

唐人六官への賦課対象は「恒枝之内」で「玖石参斗五升」と米の物納として記される。他の主だった者が銭納であるのに対して違いはあるが、少ない額ではない。

この帳簿は一過性の台帳ではなく、義景も一時的に認めたものではないので、「唐人六官」は一時期短期間の滞在者として認識されているのではなくて常駐で存在したということがうかがえる。

では、この「唐人六官」は何をしていたのか。次の史料から具体的に見えてくる。

一筆申入候。仍而とう人六くわん方ヨリ酒舟之板、越中方へ参候。

然者其方ニ御座候由候。近比御無心申ことにて候へ共、此板浜まで御出候て可給候。舟申付待申候。此方之人足皆々北方へ被越候く申入候。子細此御中間可被申候。恐々謹言。

横山修理亮

長栄 (花押)

十一月廿四日

山室勘大夫

吉久 (花押)

芝田作丞

吉定 (花押)

神宮寺

月行事御房

まいる

「とう人六くわん」すなわち「唐人六官」が神宮寺の月行事に渡してほしいと要求しているのは、「酒舟」の「板」であるという。唐人は同時代の朝倉氏統治下の若狭国では木材を扱っていたのである。

少なくとも、唐人は高価な「唐物」を扱う商人という意識からは一度離れた方がよい。

四 歌による一乗谷の景観復元と樹木

若狭国の事例から、若狭地域では鎌倉時代からかなり最近まで材木が大きな河川を利用する「筏流し」で運搬されてきたこと、若狭武田氏や京極氏など力ある者であっても寺院や館を建てるための資材の調達は重要であったこと、越前の朝倉義景が若狭に影響を及ぼしていた時期に若狭にいた唐人が扱っていたものが、きらびやかな唐物ではなくて、板であったことをみてきた。

これらをふまえて、越前朝倉氏が隆盛を誇っていた頃の一乗谷の景観

卯月七日（花押）

圓藏坊

貴報

慶長十五年五月に逝去した京極高次の菩提を弔う泰雲寺を現在の空印寺の場所に新たに建立する際に、材木を名田庄から調達して他所は免除することになっていたが、事情により免除した神宮寺へも材木供出の要請が出た時の書状である。今回限定であることを重ねて述べ、丁寧に頼んでいる。

権力者といえども、城下町小浜での建築の要はいかに材木を調達するかであったということの方がわがわが好例であろう。

（2）朝倉氏統治時代の若狭における「唐人」の役割

次に同じ若狭の事例から、「川湊説」の根拠で先に引用した『大乘院寺社雑事記』明応七年（一四九八）九月十一日条に出てくる「唐人」について検討したい。

「越前一乗入江唐人之在所」と記される唐人だが、一乗谷周辺で他に出てくる記録はこれ以外にない。唐人は何をしていたのだろうか。

そこで、越前朝倉氏の統治を受けていた時期の若狭で、「唐人」と呼ばれた人々の役割を探ることとしたい。

次は、小浜市にある若狭神宮寺が所蔵する元龜二年（一五〇二）十月八日付の目録である。

目録

内藤筑前守江、

拾貫四百四拾文

壺石七斗壺升六合 祝名之内、

拾四石壺升式合 小嶋与吉方江、内藤筑前家中、

今富代官江

拾六貫四百八拾文

栗屋越中守江、遠敷西郷之内、

参貫四百参拾六文

肆石八斗

松宮新三郎、内藤筑前守家中

陸貫五百六十四文

永井伊賀守江

壺貫式拾式文

南部孫三郎、遠敷西郷之内、熊谷家中、

壺貫百拾文

小嶋才法師江、

式百式拾六文

唐人六官江、垣枝之内、

玖石参斗五升

温科弥五郎江、内藤筑前守家中

壺石四斗

上野陸奥守殿

壺石五斗五升

已上

右、所々江相立諸成物、自前々如此候。若新儀於書加申者、悉可有御勘落者也。仍如件。

元龜式（辛未）年拾月八日 円藏坊

相憲（花押）

蓮如坊

最俊（花押）

杉本坊

管理、使節の対応と都への移動に一貫して関わっていたことがうかがえる。

応永十九年（一四一二）六月二十一日の南蛮船二艘が来航した際にも「宿は問丸本阿弥」と記されており²³⁾、応永十五年の時と同一人物であろう。

ここで注目されるのは、その南蛮船が帰る際に難破した場所である。「中湊浜」は、今も西津にある字名なので、船を再建したのは小浜ではなく西津である。再建には材木が必要で、西津ではそれが調達できたということである。

そして、戦国時代の若狭武田氏は、拠点を実小浜から小浜へ移転したとされているが、実際には、西津も手の中に入れていながら早々に小浜にも進出していったという方が正確だろう。このことを裏付ける史料は複数あるが、その一例を挙げれば、武田氏が小浜に館を置くようになってからも、武田元信が「福谷殿様」と記されていることに端的に示される²⁴⁾。福谷は西津のやや北寄りの山際の地名であり、武田氏の菩提寺などは小浜に進出したながらも、武田氏のこの一帯の支配の軸足はまだ西津にあるのである。

地形的に西津の機能が低下するまではあるが、西津を支配下に入れて南川から降ってくる名田庄の材木を確保することは、小浜に新たな館や関連寺院を建設したり、城下町を形成するための条件として必要であったためであろう。

ところで、武田氏と建築資材調達に関わるものとして、材木ではなく竹だが、武田元光が小浜の館の屋根の部材を若狭神宮寺から購入したことがわかる史料がある²⁴⁾。

熊一筆申候。仍

御屋形様御屋ね之おそへの御用候。代物二百疋分、竹之寸ほうによつて、如先々、数無相違、現物次第二福島式部方へ可被渡遣候。前々

如申定候、縦人夫自奉行被遣候共、無代物候者、御渡有間敷候。堅申定候。恐々謹言。

八月十二日 粟屋周防守

家長（花押）

神宮寺

月行事

（奥書）

「永正十八辛巳年八月十二日ニ到来折紙也。現物被持候て渡可申越候。桜本坊月行事時、鳥羽二郎右衛門尉奏者にて申調来候折紙也」

「御屋形様」は武田元光である。また、「おそへ」は「おそい」である。屋根の粉板こなを押さえるための竹の部材である²⁵⁾。

先々の如くとあることから今回一度限りの購入ではないのであろう。その支払いの二百疋を持参しない者が来ても竹を渡さないようにと言っているのは、建築資材の横取り、つまり需要が高いことを示しているだろう。

少し時代は降って慶長年間、京極家が若狭を治めていた時代の材木調達の様子²⁶⁾がうかがえる史料がある。

尊札拝見仕候。仍泰雲寺御材木、名田庄方出申二付而、国中在々へ被仰付候。然者諸役御用捨之儀二候間、門前之儀可有御断者尤候。付者、余之儀二相替候て、道閑御寺之儀二候間、此度之儀者、諸役御免之所何も罷出、材木出し申儀二候条、重而之引懸ニも成申間敷候条、被仰付可然存候。泰雲寺之儀二候、殊重而之引懸ニも被成間敷由被申上、達而御断被仰候ハ、御為悪候ハ、其御分別候て各へ被仰渡、此度之儀ハ、被仰付可然存候。猶御使僧へ申渡候。恐惶謹言。

道忠庵

まずは、同じ中世として隣国の若狭の事例を比較することによって、城下町を作る条件を考えたい。

中世における若狭の政治の中心地は、若狭湾沿いの西津と小浜である。西津の記録上の初見は元暦二年（一一八五）、小浜は嘉元三年（一二〇五）とされ、西津の方が開発されたのは古く、永享十二年（一四四〇）に安芸から入った武田氏の前に守護であった一色氏は、西津に守護館を構えていた。

小浜湾周辺には、小浜と西津という良好な湊が二つもある。では、なぜ西津の方が、後に若狭武田氏の城下町となる小浜よりも重要視されたのか。

西津から小浜への移転については、河川の堆積によって、次第に湊の機能が西津から小浜へと移転したとする説が有力である⁽¹⁷⁾。その説の通りなのかと思うが、堆積する前の段階、同じ条件下においてはどうか。武田氏以前の権力者がこぞって西津に拠点を置いたのは、西津に小浜より有利な条件が明確にあったのだろう。そして、それこそが材木の確保という点ではないかと考える。

手がかりは西津よりも東に位置する浦の一つである田鳥（小浜市田鳥）の天満宮再建と応永年間に来航して座礁した南蛮船の記録である。田鳥は「西津のかた庄（飛地）」として開発されたといわれ、田鳥天満宮はこの地における信仰の中心である。

その田鳥天満宮の再建に関する貞和四年（一三四八）の記録の一部を次に引用する⁽¹⁸⁾。

貞和四季（戊子）四月廿二日当社天満宮新造栄入雑用钱事

合

百四文 なたの庄へ財木あつらへに行時入、四月廿二日
五貫文 財木代ニやる。持使（二郎三郎殿、源藤次大夫）。

四月廿五日

五十文 二人の使ニもたす

一貫五百文 同財木代ニヤル。筏ノ出時、五月廿七日

百文 財木下之時、酒直ニ入

建築に用いられる材木は名田庄から切り出され、筏に組まれて南川の河口に向けて運ばれたことが記されている。いわゆる「筏流し」である。その様子は大正期に小浜で撮影された古写真に詳しい⁽¹⁹⁾【画像4】。

材木は、行きは筏として人が乗る手段ともなり、帰りは材木として解体されてしまうのであるから、湊で荷を降ろした後は身一つで帰路につくことができる。運送方法としてこれほど理に適った手段はない。

なお、今は自動車による材木運送が主流となったために絶えたが、この名田庄の筏流しは、昭和時代まで続けられていたという⁽²⁰⁾。

次の南蛮船の事例というのは、応永十五年に象などを乗せたジャンク船がスマトラ半島から若狭へ来航した際の「若狭国税所今富名領主代々次第」の記事である⁽²¹⁾。

同（応永）十五年六月廿二日に南蕃船着岸。帝王御名亞烈進卿、蕃使使臣（問丸本阿）。彼帝より日本の国王への進物等、生象一疋（黒）、山馬一隻、孔雀二対、鸚鵡二対、其外色々。彼船同十一月十八日大風の中湊浜へ打上られて破損之間、同十六年に船新造。同十月一日出浜ありて渡唐了。

今富名は、小浜あたりから府中までの広い範囲であったと推定されている。小浜市伏原の今富神社付近にその地名の名残が残る。

ここに出てくる南蛮船一行は、永楽帝による鄭和の大航海の一環によるもので、將軍足利義満（実際に献上したのは足利義持）に、ゾウをはじめとする品々を献上するための使節であった。この時、使節を世話したと考えられるのは「問丸本阿」である。小浜の「問」が来航から荷物

ていたことを確認したが、この三比屋が「阿波賀」のどこにあったのかは明らかではない。石敷遺構のあった付近の地積に「鏡屋」という字名があるが⁽¹³⁾、その関係はわからない。

福井市安波賀町と福井市安波賀中島町の両方を合わせると「阿波賀」の範囲は、思いのほか広い。三比屋が行っていたような米商いや一般商品を扱っていた場所すなわち市場の推定候補地は、この広大な「阿波賀」の中から探し出さねばならない。

こうして考えてみると、石敷遺構付近に倉庫跡が見つかっておらず、三比屋も遺構周辺にあった確証はないので、ここがすぐに米や布などの一般的な商品を扱う湊とは認めにくい。

また、(C)から経堂に至る道である可能性は高いけれども⁽¹⁴⁾、単なる道であれば(D)のように、石敷の南側すなわち水が溜まる側だけが二段となっていることや、(E)のように排水設備があることの原因がつかない。

では、この石敷遺構が一般的な商品を扱わない湊でもなく、低い段が上流側だけにある単なる道の設備でもないとする、これは何のため施設なのだろうか。

そこで、倉庫がなくても、舟が着けられなくても、流路に留めておくだけで商品価値が上がるものとして考えてみた時、可能性があるのは材木である。

古い木場の絵や古写真を見ると、材木をトビのようなもので返すために人が描かれていたり、写っている【画像2】。石敷遺構の南側の段は、商品荷上げにしては狭いが、材木管理に人が歩くためのものであれば十分な幅ではないだろうか。

材木を山から切り出してすぐに使えば、乾燥していないので干割れが起きる。少し前まで日本では材木の「水中乾燥」が主流であった。逆説的なようだが、材木は水中に浸けておくと内部の水分が抜け出て乾燥する。丸太をまんべんなく乾燥させるためには、人が時々、材木の水に浸

かった部分と浸かっている部分とをひっくり返して管理する。そうした緩やかに材木を乾燥させる場所、すなわち「木場」が日本にはあって、東京に地名が今も残る木場をはじめとして、江戸時代の名古屋城では白鳥野木場が、福井城でも「木淵」と呼ばれる水を溜めた木材置き場が、城の建築現場に近い河川に設けられていた⁽¹⁵⁾【画像3】。

戦国時代の一乗谷には、朝倉館をはじめとして越前朝倉氏がつくったたくさん建物の痕跡があるが、考えてみればそれを支える用木の管理が必要であったはずだ。一乗谷の主要部分である上城戸と下城戸の間には、朝倉館や南陽寺跡のある場所から一乗谷川を挟んで対岸に「木蔵」という地字があるが、ここに材木を水に漬けておく場所を確保するのは難しそうなので、水中乾燥が終わって建築資材としての調整が完了した後の材木を陸上で積んだ場所（最も建築現場に近い）ではないかと想定する⁽¹⁶⁾。

すると、石敷遺構が発見された場所は、足羽川から引き込みやすい上に、下城戸から近く、水中に材木を保管する「木場」としての立地条件としては相応しい。

以上が、この石敷遺構のある一乗の入江が、湊は湊でも米などの一般商品を扱う湊ではなく、材木の湊だったのではないかと可能性を提示する所以であり、以下から実証していくための「見通し」である。

三 隣国若狭との比較

(1) 中世若狭における材木調達

さて、遺跡の状況観察から「木場」と仮定したが、ここまででは単なる推察で終わってしまう。

そこで、様々な傍証を示すことで、この仮説の妥当性を補強していきたい。

一方、「参道」説の根拠は、「賀越闘諍記」に朝倉貞景が「誅死セシ亡魂ノ菩提ノ為、翌年ニ阿波賀ニ経堂ヲ建立ナサレ、過分ノ嘍達ヲ寄附アリ。毎年四月十七日ヨリ同廿六日マデ、百拾人ノ衆僧集来アリテ、法華経千部誦誦在之。于今到テ不断ナル。誠是レ現世安穩、後生善処ノ経王、利益安民ノ要法ナリ。」とあり⁹⁾、次節で見る通り、その経堂伝承地へと石敷遺構が続いているからである。

二 石敷遺構の特徴と市場としての「川湊」説への疑問

これらの中世の記録をふまえて、石敷遺構の注目すべき点をみておこう。

ここでは遺跡の特徴を「湊」という観点からまとめるが、その情報は、これまでに福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館で開催された現地説明、速報展、新博物館の遺構展示室、ガイドブックですでに公表されてきた資料に基づくものである¹⁰⁾。

この遺構の正式な報告書は、『一乗谷朝倉氏遺跡発掘調査報告 第一五〇次調査 一乗谷朝倉氏遺跡博物館建設に伴う発掘調査』であり¹¹⁾、全てはその報告書に拠るべきである。本論と報告書を並べて読まれることをお薦めしたい。

さて、この遺構は、足羽川とほぼ並行に流れる小川（水の堆積）の流路跡とそれを横切るように作られた石敷の盛土であるが、特徴として注目すべきことは、以下の六点である¹²⁾【画像1】。

(A) 南から北に流れる足羽川にほぼ並行するように川のような流路跡がある。その流路跡は幅三十五メートル。深さは一メートル。中世の段階では、流路の底部は埋まっており、流路跡の東端と南端には溝がつくられている。

(B) 川のような流路と直交する形で盛られた土手状の遺構の上に河原石を積んでいる。その幅は、約五メートルである。（石敷遺構）

(C) 流路の東端と西端よりも石敷遺構の方が長い。つまり流路の幅よりも石敷遺構の方が東西に長く延長しており、西にはその先に経堂推定地がある。東にも連続する可能性のある砂利敷の道路状の遺構がある。

(D) 石敷遺構は二段になっていて、南側（上流側）のみに一段低い段があり、縁には石が並べられている。その幅は、約一メートル五十センチメートルである。北側では段は検出されていない。

(E) 石敷遺構には流路跡から石敷遺構をはさんで北に水が排出されるように暗渠が二箇所ある。つまり、舟がつくと想定される側の反対側も川の流路である。

(F) 流路跡の東側、県道篠尾勝山線沿いには町屋の遺構が検出されている。

まず、気になるのが(A)の水深の低さである。荷物を積載した舟が行き交うのには不利な条件である。

次に疑問に感じるのが(E)で、川湊から荷物を石敷の道路に揚げた後の荷物の行き先がわからない。道の近くに倉庫があれば説明がつくのだが、道をはさんで北と南の両側が水の流路で保管場所がない。

中世の商業を考える時、「問」(運送、管理、販売など商業・物流を管轄する業者)の存在が重要である。

先に見た「真珠庵文書」の「越前国二上国衙米収納算用并如意庵渡分注文」では、阿波賀の三比屋がその間にあたり、倉をもち、米を取り扱っ

波賀町と隣接する福井市安波賀中島町と表記されるが⁵⁾、中世の史料上では「阿波賀」であるので、以下、現在の状況を特定して指す場合以外は、阿波賀として表記する。

さて、一乗谷の隣の谷にある「三万谷」（福井市三万谷町）に、深岳寺という越前朝倉氏と大変に関わりのある寺院がかつてあった。深岳寺は、朝倉英林孝景の弟の経景の子である祖心紹越が一休宗純に師事して開いたと伝わる寺院である。その深岳寺の「納所」（財務担当）であった紹穂が大徳寺の塔頭真珠庵に提出した「永禄八年六月二十七日付越前国二上国衙米納下注文」によれば、「阿波賀倉ノ欠」すなわち阿波賀にあった倉の欠損分を補うために米九斗六升四合が渡されている⁶⁾。

また、同じく真珠庵に伝わる「越前国二上国衙米収納算用并如意庵渡分注文」では、「永禄十一辰歳分二上国衙米納分阿波賀三比屋所ニテ」と記されていて、阿波賀にある三比屋の場所で米の収納が行われていたことがわかる⁷⁾。この米収納原簿には「五斗 三比屋蔵替不使」とあって、三比屋の倉から立て替えようとした（が、やめた）らしいことがうかがえる。おそらく、先の「阿波賀倉」は三比屋の倉と同じ倉を指すのであろう。

さらにこの米収納原簿には、「志原蔵滴陳軒分」の五石五斗の米を「阿波賀市和六貫八百七十九文売申候也」とあり、米が阿波賀の相場で六貫八百七十九文で売買されたことがわかる。

つまり、阿波賀には米を取り扱う倉があり、問（運送、売買の業者）として「三比屋」がいたことは間違いない。

次に一乗谷に川湊を予感させるような「入江」と呼ばれる場所についての記録をみていこう。このことは、『大乘院寺社雑事記』明応七年（二四九八）九月十一日条に詳しい⁸⁾。

宗観律師申、越中御所様、今日朔日、越前一乗入江唐人之在所へ上
下十三日にて入御。二日二朝倉小太郎参申、含蔵寺二入申、此子細

京都へ注進申云々。両使祐松方二書状在之。一乗之阿波賀在所二入御。畠山與次郎、長江九郎次郎以下十三人御共。如常旅人。其後次第〳〵二御共衆馳参云々。

奈良の大乘院において宗観律師が語ったのは、越中御所様すなわち足利義尹が九月一日に越前国の一乗入江、唐人の在所（駐留している所）へ十三人を引き連れて来たので、二日に朝倉小太郎教景が伺候して、義尹を含蔵寺に移した。この詳細を京都へ報告するという書状が祐松に来た。その書状によると、義尹は一乗の安波賀の在所にお入りになり、畠山與次郎、長江九郎次郎以下十三人が御供で旅人の姿である。その後、次第に他の御供衆が集まってきたということであった、という意である。宗観律師が語る「越前一乗入江、唐人之在所」とはすなわち「一乗之阿波賀在所」である。

一乗の入江は阿波賀にあり、入江とは川もしくは川の流れを利用したものであるから、この石敷遺構が発見された付近であろう。

以上の「真珠庵文書」と「大乘院寺社雑事記」の記事により「川湊」説が論じられている。すなわち、石敷遺構周辺には米を扱う倉があり、入江と呼ばれていた、唐人も駐在する賑やかな場所であったと推定され、ここに川湊があったとする説の根拠となっている。

ただ史料を検討して気になるのは、石敷遺構付近が「入江」であるのはよいとしても、「倉」（すなわち市場のある場所）と「入江」（川湊）が同じレベルで考えられていることである。どちらも阿波賀と呼ばれる場所にあることだけがわかっていただけで、史料上は別々の記録に出てくるので同一とは限らない。先入観にとらわれずに、石敷遺構（すなわち「入江」と市場の存在は切り離して考えることが必要だろう。また、同じ史料上にみる「入江」と「唐人」は一緒に考えるべきだが、「唐人」という言葉に惑わされずにその素性を確かめてみないことには、ただちにこの入江付近を賑やかな市場と想定することは躊躇われる。

一乗谷の石敷遺構の機能と湊

有馬 香織

はじめに

令和四年十月一日に、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（旧福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館）が開館した。ここには、新館建設に伴う第一五〇次発掘調査で発見された、越前朝倉氏統治時代の河川跡と中世の石敷遺構を露出させて展示・解説する「遺構展示室」がある。

この遺構は、足羽川の西側にほぼ並行する河川跡（水の堆積跡）と、それを横切るように築かれた土手状のもので、盛土の上に河原石が敷かれている。この「遺構展示室」では、その石敷遺構の主要部分をいつでも見学できる。

新博物館建設前の調査でこの石敷遺構が発見されたとき、大きな話題となった。というのは、この遺跡が所在する地が、現在の福井市安波賀中島町であり、戦国時代に「阿波賀」と呼ばれた地は、すでに先行研究により市や湊があった場所と想定されていたためで、この発見によって一乗谷の湊の所在が判明した可能性が一気に高まったからである⁽¹⁾。

ただ、この石敷遺構には、発掘調査当初から湊としての機能だけではなく、石敷遺構からさらに西にあった経堂（越美北線の線路付近）への参道という説も同時にある。この経堂は、永正五年に朝倉貞景が、加賀一向一揆との戦いで亡くなった人々の魂を慰めるために建立したとされている⁽²⁾。

それゆえ、この石敷遺構は、現時点では川湊説、参道説の両方があって、どちらかではなく、どちらもその機能を有していたのではないかとみられている⁽³⁾。

この遺構の性質を探求することは重要なことであるが、関連の古記録や古文書が少なく、発掘調査も地域一帯全面に及んではないので、決定的なことは何も言えない。その中で、既存の説を肯定しても否定しても、あるいは新たな説を出しても、仮説や推論の域に留まらざるを得ないのはわかってはいるが、議論をより深めるためには複数の可能性が提唱されてもよいだろう。

そこで、本論は、文献史料を主としながら多角的な視点で、この遺構の機能について考えたい。結論から先に述べれば、従来説を否定するものではないが、ここが一乗谷の朝倉氏の木造建築を支えた「木場」だったのではないかという推論を新たに加えるものである。

一乗谷は、越前朝倉氏が戦国時代に築いた町である。朝倉一族の館や庭園が建ち並び、武家屋敷、商工業に携わった人々の拠点、道路などが建設されていたことを目の当たりにできる中世遺跡である。上城戸と下城戸の内だけでなく、その外にも戦国時代の街が広がる。

この谷に、なぜこれほどまでの多くの建築物、壮麗な朝倉館や御所ができたのか。そもそも、その建築材料はどこで調達できたのか。

そして、この石敷遺構が木材の湊である「木場」ならば、米や絹などの比較的小さくて日常的に売買される品を扱うような一乗谷を支えた商業地区、市場としての「川湊」はどこであったのか。

こうした、いわば一乗谷を支える根本的な課題を、石敷遺構を切り口に考察することによって迫りたい。

一 「川湊」説と「参道」説の文献史的な根拠

石敷遺構には「川湊」説と「参道」説があるが、その根拠となる記録をもう少し詳細にみていこう⁽⁴⁾。

川湊説について注目されることは、「阿波賀」に「倉」があったことが中世の史料から判明している点である。この辺りは、現在は福井市安

福井県立歴史博物館紀要
第 15 号

令和 5 年 3 月 22 日

発行 福井県立歴史博物館
Fukui Prefectural Museum of Cultural History

〒 910-0016 福井市大宮 2-19-15
TEL 0776-22-4675 ・ FAX 0776-22-4694
E-mail history-museum@pref.fukui.lg.jp
2-19-15 Omiya, Fukui-City 910-0016

印刷 藤田製本印刷株式会社